

平成28年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成28年3月3日（木曜日）

議事日程第1号

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第5号 八峰町情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第6号 八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第7号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第8号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第9号 八峰町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第10号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第11号 八峰町行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第11 議案第12号 八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第13号 八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第14号 八峰町峰浜土床体育館条例を廃止する条例制定について
- 第14 議案第15号 八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第16号 八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第17号 第2次八峰町総合振興計画基本構想について

- 第17 議案第18号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について  
第18 議案第19号 八峰町過疎地域自立促進計画の策定について  
第19 議案第20号 工事請負契約の締結について  
第20 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について  
第21 議案第22号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について  
第22 議案第23号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について  
第23 議案第24号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について  
第24 議案第25号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について  
第25 議案第26号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について  
第26 議案第27号 平成27年度八峰町一般会計補正予算（第8号）  
第27 議案第28号 平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第2号）  
第28 議案第29号 平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）  
第29 議案第30号 平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第30 議案第31号 平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）  
第31 議案第32号 平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
第32 議案第33号 平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
第33 議案第34号 平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
第34 議案第35号 平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算  
（第2号）  
第35 議案第36号 平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）

---

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	日沼正明	農業委員会事務局長	米森博孝
生涯学習課長	工藤金悦	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

---

午前10時00分 開 会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成28年3月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。会期等につきましては議会運営委員会に諮問し、意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る2月9日、議長同席の下に議会運営委員会を開き、2月1日付けで議長から諮問のあった平成28年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から18日までの16日間とし、日程表については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から18日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から18日までの16日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成28年3月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

冒頭に、「あきた白神体験センター」において、平成19年度から平成25年度にかけて、不適正な経理があったことに対し、改めてお詫びを申し上げます。

この件につきましては、町監査委員から平成27年12月25日付けで提出された監査報告を受けて、議員の皆様には、平成28年1月11日の議会全員協議会に報告すると共に、町の考え方についても申し上げたところであります。

また、2月12日には議会臨時会を開催し、その後の町の対応についてご説明すると共に、私を含めた関係職員の処分をしたところであります。

今回の事案について深く反省をしながら、二度と同じ過ちを起こさないよう、不断の努力を積み重ね、町民と体験センター利用者の信頼回復に努めてまいりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

なお、不適正な経理の発生から関係者の処分までの一連の経過については、3月号の「広報はつぼう」に掲載し、住民に明らかにすることにしております。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、平成27年秋田県飲酒運転追放等競争において、当町は全県4位となり、3月1

日に秋田県知事表彰を受賞しました。平成26年は全県最下位でありましたが、交通安全協会の各支部や交通指導隊など交通関係者のご努力と町民のご協力により、飲酒運転や交通死亡事故を抑止することができました。今後も、飲酒運転の撲滅や交通死亡事故ゼロを継続していくよう啓発活動などに努めてまいります。

1月5日に消防出初め式を開催いたしました。

式典に先立ち、中浜地区で消防団員146名とポンプ車など20台が分列行進を行いました。小雪混じりの冷たい風が吹き付ける中、分団ごとに団旗を掲げ、消防人としての心意気を示す堂々の行進を披露し、集まった地域の方々からも拍手が送られておりました。その後、文化ホールで式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰に続き、来賓の方々から祝辞をいただき、全員で今年の無火災を誓ったところであります。厳しい寒さの中、ご出席いただきました議員の皆様はじめご来賓の皆様には厚くお礼申し上げます。

次に、第2次八峰町総合振興計画の策定についてであります。1月12日と1月29日の両日、第3回及び第4回審議会が開催され、「第2次八峰町総合振興計画基本構想及び前期基本計画」の答申案についての協議が行われ、纏め上げた計画書は、2月15日、森田新一郎審議会会長から答申書として提出していただきました。総合振興計画審議委員の皆様におかれましては、ご多用中にも関わらず、長期にわたり答申書の策定にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。今後、本答申に基づき、第2次八峰町総合振興計画を定め、計画を着実に推進し、まちの将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」の実現に努めたいと考えております。

なお、基本構想については、八峰町総合振興計画策定条例に基づき、本定例会に提案しておりますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

次に、秋田県市町村未来づくり協働プログラムについてであります。1月15日、秋田県市町村会館において、本町の「おがる八峰シイタケプロジェクト」について、あきた未来づくり本部会議が開催され、本部長である秋田県知事に対し、プレゼンテーションを行うと共に、事業内容に関する協議が行われました。協議の中で、佐竹知事からは、「八峰町のプロジェクトについては大いに期待しており、「白神」の清浄なイメージ、健康志向、安心・安全を前面に出して頑張っていたきたい。」などの前向きな発言もあり、八峰町プロジェクトは原案のとおり策定されました。本プロジェクトの事業期間である平成28年度から平成31年度までの4年間、県交付金や地方債を充当しながら、「地

域定着を促進するための活動を支援すると共に、これまで町が特産化を進めてきた菌床シイタケの実践研修施設等を整備することにより、新規就業者の育成と雇用の場の確保を推進する。」などの本プロジェクトの目標を達成できるよう、県、関係団体、関係住民などと連携し、集中的に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてであります。本計画は、合併後の八峰町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として、町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と八峰町全体の均衡ある発展を図るための指針として策定したものであります。平成24年6月に、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部改正があり、被災市町村以外の合併市町村に対して、東日本大震災の発生後の実情を鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債、いわゆる合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されました。この改正を受け、本町においても計画期間を5年間延長すると共に、まちづくりの基本方針に、公共施設の転用・貸付け・除却に関する記述などを追記した新町まちづくり計画の変更案を本定例会に提案しておりますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いいたします。

次に、八峰町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。過疎地域においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法に始まり、現在は第4次の時限立法となる過疎地域自立促進特別措置法に基づき総合的な過疎対策が講じられており、本町においても、こうした時限立法に併せて計画を策定し、過疎対策事業に取り組んでまいりましたが、平成24年6月に同法の一部改正があり、東日本大震災発生後の過疎関係市町村の実情を鑑み、同法の有効期限が平成27年度末から平成32年度末へと5年延長されました。

これにより、本町においても、総合的かつ計画的な過疎自立促進施策を一層推進するため、「八峰町過疎地域自立促進計画」を策定することといたしました。本計画は、期間延長や一部文言を追記した新町まちづくり計画の変更とは異なり、新たに計画を策定するという手法をとりますが、計画の内容は、新町まちづくり計画と同様に、現行の計画を踏襲しつつ、平成28年度に予定されている事業など喫緊の施策・事業などを追記したものとなっております。過疎地域自立促進特別措置法に基づき秋田県との事前協議を終え、本定例会に計画を提案しておりますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いいたします。

次に、公共交通空白地有償運送事業についてであります。1月21日、公共交通空白

地域の交通手段の確保を図るため、本町を営業区域に含むバス、タクシーなど関係交通機関、秋田運輸支局、有償運送運営団体、地域住民などの代表者にお集まりをいただき、「八峰町公共交通空白地有償運送運営協議会」を開催しました。

会議では、本事業の経緯を説明した後、空白地有償運送事業の運営規定などについて協議し、運営主体を八峰町社会福祉協議会とし、発地・着地は大信田、塙、仲村、横内の各自治会内とすることで了承されました。この後、社会福祉協議会が必要書類を整備し、東北運輸局秋田運輸支局に対し、自家用有償旅客運送の登録申請を行います。事業の実施には、専用車両や運転者の確保と共に、地域住民に対するPR活動も必要でありますので、地方創生加速化交付金事業で専用車両の確保や運転者の育成などを行うと共に、社会福祉協議会と連携し、関係自治会での説明会の開催など、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生加速化交付金についてであります。国の平成27年度補正予算において、1億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現すると共に、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・3本の矢」の取り組みに貢献するため、地方創生加速化交付金が創設されました。

本町では、当該交付金事業として、「集落機能向上によるまちづくり推進事業」と「はっぼう魅力発信事業」の2事業を予定しており、事業の内容は、「移住定住の促進」、「地域交通の充実」、「生薬栽培の推進」、「インバウンド観光の推進」、「ジオパーク事業の推進」などです。今定例会に係る予算を計上しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊についてであります。1月12日、鈴木了さんに本町初となる地域おこし協力隊員の辞令を交付しました。鈴木さんは、八峰町八森出身のUターン者であり、移住コンシェルジュとして、移住・定住に関する情報発信や移住希望者の相談対応などに当たることとしております。

また、昨年12月26日、ジオパーク業務を担当する地域おこし協力隊員の面接試験を行い、山形県在住の男性1名を内定しております。内定者は、大学で地域環境学を専攻する学生でありますので、卒業後に本町に移住し、2人目の地域おこし協力隊員として活躍していただく予定であります。

次に、低所得者向商品券給付事業については、昨年7月と11月の2回に分けて、障がい者世帯76世帯、母子父子世帯22世帯、生活保護世帯46世帯、高齢者世帯376世帯、合計

520世帯に、1世帯当たり額面1万2,000円の商品券を支給しております。最終使用期限は本年1月20日で、まだ最終集計は出ておりませんが、2月15日現在の使用状況を報告します。総発行額624万円分の内、使用された額は604万円となり、率にして96.8%の使用率となっております。支給した商品券が全部は利用されておりましたが、支給の目的である、消費税増税による影響が大きい世帯の福祉の向上と地域の活性化に寄与したものと考えております。

各種検診の受診環境整備の一環として、平成25年度から平成27年度までの3年間、検診料をワンコインの500円としておりますが、がん検診の12月末での状況は、乳がん検診の受診率は昨年同期と比較し2.3%減の43.1%、子宮がんは1.3%減の35.1%、大腸がん検診は0.4%減の41.2%となっております。また、肺がん検診は0.1%減の42.1%、胃がんは0.3%減の32.5%となっております。肺がん、大腸がん、乳がんの受診率は40%台となっておりますが、胃がんと子宮がんの受診率は30%台となっております。全体的に昨年同期と比較してわずかに受診率が減少していますが、未受診者に受診勧奨をするコール・リコール事業や集団検診会場までの送迎、家族に見守りが必要な方がいる場合のヘルパーの派遣、乳幼児の託児など、今後も受診率向上のための環境を整えながら、町民の健康増進に寄与するよう努力してまいります。

次に、医科診療所の常勤医師の確保については、まだ確保の目処がたっておりませんが、これまで能代市山本郡医師会、能代山本医師会病院、秋田大学のご協力を得て非常勤医師体制で診療してまいりましたが、平成28年度から医師会病院、秋田大学からの医師の派遣を終了し、三木医師と椿坂医師の2人体制で診療を行うことで協議が整いました。月水金の午後本院において三木医師が担当し、火曜日午後埴川分院を椿坂医師が担当いたします。木曜日が休診となり週の診療時間は減少しますが、担当する医師の固定化につなげたいと考えております。また、平成29年度以降の体制についても、常勤医師の確保と合わせ、非常勤医師の体制など協議しながら診療時間の確保に努めてまいります。

次に、特産品PR事業として12月18日から20日までの3日間、東京都阿佐ヶ谷パール商店街で開催した「冬の首都圏特産品フェア」について報告いたします。

この事業は、10月の「秋の首都圏特産品フェア」の第2弾として行ったもので、今回は、ハタハタを中心とした水産加工品のPRと試食販売のほか、観光パンフレット300枚を配布して町のPRを行っております。町からは担当職員のほか、産直ぶりこから2

名、関東ふるさと会からは12名の協力を得ております。店頭では、27種類932点のうち、729点を売り上げております。多くの市町村が出店するイベントとは違い、お客様もゆっくり話を聞いて下さり、丁寧に八峰町をPRできるのも単独出店のメリットであると感じたところです。また、ハタハタを食べるのは初めてというお客様もおり、試食をとおして、ハタハタ寿しなどの食文化をPRできたのも一つの成果と考えております。今回の出店を心待ちにして下さったリピーターのお客様も多く、会話をとおして首都圏の消費者はどのような食材を求めているのか情報を得ることもできました。このことから、今後は生産者自身が販売に加わり、購入者の反応を肌で感じながら、今後の生産や販売につなげることができるような事業に進めてまいりたいと考えております。

次に、八峰町の特産品を活用した加工食品開発への取り組み状況について報告いたします。

平成28年度から本格的にスタートする秋田県市町村未来づくり協働プログラム、八峰町プロジェクトの中に、菌床シイタケなど地元食材を使用した「八峰白神ブランド」を強化するため、「町内加工業者等との連携により加工食品を開発する」という項目が組み込まれております。それに先がけ、はっぼううましブランド推進協議会では、町の食材を使った加工食品の開発を進めております。具体的に、平成27年度は、峰浜地区に昔から伝わる郷土料理「なんばんべっちょ」にシイタケを使用し、更に改良して、八峰町ブランドとして売り出そうとするものです。先般、峰浜地区に伝わる3種類の「なんばんべっちょ」を現地で試作し、参加者が食べ比べしながら、どのような改良を加えれば商品として売り出せるのか、様々なアイデアを出し合いながら協議しております。指導にあたった料理研究家の先生からは、「エゴマの臭いも食欲をそそり、味も申し分ない。今までに食べたことのない料理で、多少色合いが悪いものの、改良を加えれば自然食品・健康ブームに乗せることもでき、売れる可能性は大きい。何よりも、このユニークな料理の名前を生かさない手はない。」という講評を得ております。今後は、試食と協議を重ねレシピを作成し、八峰町の新たな加工食品として県内外に流通させることを目標に取り組みでまいることとしております。

なお、加工食品の開発は、年に1種類ほどの完成を目標に行います。

次に、プレミアム付き商品券販売事業の実績について報告いたします。

この事業は、個人消費の拡大によって、地元経済の活性化につなげることを目的に実施したもので、500円券12枚綴りを1万5,300セット、額面で9,180万円分を販売し、12

月8日に完売しております。1月20日を使用期限としており、2月15日現在の換金状況は、発行枚数18万3,600枚に対して、換金された枚数が18万3,428枚、換金率は99.9%となっております。チラシ配布により使用期限をお知らせしましたが、残念ながら172枚、8万6,000円が使用されなかったという結果が出ております。販売状況を十分に精査し、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、平成27年1年間の、八峰町観光客入込数について報告いたします。

平成26年は、消費税の増税、ガソリン等の高騰などにより、外出を控える方が多く、町への観光客の入り込み客数は思うように伸びませんでした。平成27年は幾分回復基調にあります。秋田県観光統計の対象となっている、はちもり観光市、岩館海浜プール、ポンポコ山公園など、町内9か所の観光客入り込み数を前年と比較すると、5.3%増の27万2,000人となっており、これにハタハタ館などの宿泊施設、産直施設、雄島花火大会などのイベントを加えた22か所を見た場合、前年比約2%増の96万9,000人となっております。今後も八峰町観光協会をはじめ、関係機関や団体と連携しながら、八峰町の観光振興を図ってまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、平成28年産米の生産調整についてであります。

平成27年産米について、県内の作況指数は、103の「やや良」となり収量的には恵まれましたが、全国的な米の生産量は「平年並み」となったところです。米の需要が毎年8万t減少していることにより、依然として過剰在庫の状況が見込まれることから、生産数量目標は全国で前年比1.1%の減少、秋田県には前年比1.1%の減少で配分されました。昨年12月25日に、県から市町村別生産数量目標が示され、町へは前年より0.4%、22t少ない5,984tが配分されました。これを受けて、2月4日に開催された八峰町農業再生協議会の臨時総会で配分方針等が協議され、水稻作付け率は前年より0.1%減の56.1%に、転作率は前年より0.1%増の43.9%とし、農家に一律配分することに決定されました。

また、国では過剰在庫を過去の平均水準に近づけるための指標として、昨年に引き続き「自主的取組参考値」を設定し、更なる生産の削減を促すよう提示されたところです。このため、農家へはこれまでの生産数量目標の配分と併せて、自主的取組参考値及びその面積換算値も通知することとしたところです。

農業再生協議会では、2月16日に開催した農事班長会議で、生産数量目標の配分方針などについて説明し、各農家に配分したところです。また、3月2日から8日までの日

程で開催される集落座談会で、各農家に周知徹底することとしています。

次に、農地中間管理事業の公募状況について申し上げます。

秋田県が農地中間管理機構に指定した公益社団法人秋田県農業公社では、農地の借受希望者を昨年7月から12月末まで募集しましたが、1月21日付けでその概況を公表しました。

八峰町の第1回から第6回までの申込者で「農地を借りたい」とする合計は、27件で129haとなり、また「農地を貸したい」とする申込者の合計は、7件で14.3haの実績となりました。今年も農地を借りたいとする農業者、借受希望面積は多いものの、依然として機構に対して農地を貸す農家が少ない実態となっております。これらの申し込みを受け、現在、農業委員会が貸し手側と借り手側のマッチング作業を進め、賃借料など諸条件の協議を進めているところであります。昨年の1月から12月までに機構と契約が終了した貸し手農家には、国から機構集積協力金が支払われることになっており、経営転換協力金は6農家に、耕作者集積協力金は5農家に、合計504万2,000円が年度末に支払われる予定となっております。

次に、菌床シイタケの生産状況について申し上げます。

菌床シイタケの生産は、現在、個人農家と峰浜培養を含めて12経営体が栽培を進めています。平成28年1月末までの販売実績は、販売数量が565t、販売額は5億9,870万円です。昨年の同時期と比べて、販売額で約1億円上回っています。特に、1月の販売量は69tとこれまでになく多く、販売額も8,000万円を超えています。収穫量は比較的安定しており、現在のところ順調な生産・販売状況となっておりますが、規格外品の販売割合が高まっていることから、品質向上が課題となっております。また、峰浜培養の経営状況については、事業計画と大差なく推移しており、若干の収益の増加が見込まれることから、会社全体として黒字の見込みで推移している状況であります。

次に、今冬の除雪についてであります。

今年の冬は真冬日も少なく、暖冬傾向が続き、降雪、積雪とも例年に比べ非常に少ない年となっております。その結果、水沢ダム付近など山間部を除けば除雪稼働日数も少ない状況であり、除雪費は1月31日現在で全体予算枠の34.3%の執行率となっております。まだ3月はじめでありますので、気候の状況など雪に対する情報をきめ細かに捉え、除雪体制を維持してまいります。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。1月末現在の申請件数は

53件、対象事業費は1億2,314万4,000円、補助額が1,151万5,000円となっております。申請件数は、前年1月末比で69%、補助額は同じく1月末比で67%となっておりますが、建築関係者の受注拡大に効果が上がると共に、地域経済の活性化と住民の定住化促進に寄与しているものと思っており、また消費税の増税を控え、今後も申請件数等の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、平成27年度八峰町スポーツ文化栄誉賞について報告いたします。

去る2月27日、文化ホールにおいて授与式を開催しました。今年度は、文化部門における「教育委員会賞」にNHK全国短歌俳句大会ジュニアの部で学校優秀賞を受賞した埴川小学校と、各種大会やコンテストで活躍した中学生1名と高校生2名が受賞しました。スポーツ部門では「教育委員会特別賞」に第19回東北学童軟式野球大会で準優勝した八森ブルーウェーブが、「教育委員会賞」には小学生1名と高校生4名が、小中学生奨励賞には小学生4名がそれぞれ受賞しました。各種大会、コンクールなどで活躍した児童・生徒の皆さんに心からお祝いを申し上げ、今後の更なるご活躍を期待するものであります。

次に、学校統合協議会について報告いたします。

2月25日開催の第12回協議会では、統合小・中学校の校訓が主な議題でありました。校訓については各学校で検討することとしておりましたので、学校長より決定した校訓とその意味が報告され、協議会において承認されました。

八峰中学校は「進取創造」、峰浜小学校は「元気 根気 勇気」であり、いずれも新生小・中学校にふさわしい立派な校訓であります。その後、これまでの協議内容の確認に続いて、改修された小学校、中学校の見学をしました。統合まで残り少なくなっていますが、準備をしっかりと進めていきたいと考えております。

次に、八峰町誕生10周年記念事業として行われた「ことぶき大学芸能発表会」並びに「由利高校民謡部民謡観賞会」についてご報告いたします。

12月19日、文化ホールで開催された今回の学習会に306名のことぶき大学生が出席して取り行われました。由利高校民謡部は、全国高校総合文化祭で上位入賞するなど実力派の民謡部として知られており、その一糸乱れぬ踊りや伸びやかな歌声に、ことぶき大学生の皆さんは大感激の様子で大きな拍手を送っておりました。また、午後からのことぶき大学生による芸能発表会では20演目が披露されて、こちらも拍手喝采に包まれて盛会裏に終了しております。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町情報公開条例等の一部を改正する条例制定については、行政不服審査法の改正に伴い、八峰町情報公開条例と八峰町個人情報保護条例中の字句を改正するものであります。

議案第6号、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、行政不服審査法の改正に伴い、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、行政不服審査法の改正に伴う字句の改正及び地方公務員法の改正に伴う級別標準職務表の追加並びに秋田県人事委員会の県職員の給与に対する勧告に準じて給与改定するため条例改正するものであります。

議案第8号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、町議会議員の期末手当の額を改定するものであります。

議案第9号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法等の改正に伴い条例改正するものであります。

議案第10号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、乳がん検診の手数料項目を簡素化すると共に、検診手数料を3年間据え置くものであります。

議案第11号、八峰町行政不服審査関係手数料条例制定については、行政不服審査法の施行により、資料等の写しの交付に係る手数料に関する事項を定めるため条例制定するものであります。

議案第12号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

議案第13号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についても、介護保険法の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

議案第14号、八峰町峰浜土床体育館条例を廃止する条例制定については、峰浜土床体育館の設置及び管理に関する事項を八峰町立体育館条例で規定するため廃止するものであります。

議案第15号、八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定については、条例の名称を「八峰町立体育館条例」に改正し、現在条例で規定している八森土床体育館と岩館体育館の2施設に、峰浜土床体育館と八森中学校の体育館を「八森体育館」という名称にして追加し、全部で4施設を条例で規定するものであります。

議案第16号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定については、外林ガラス温室の1棟を廃止するため改正するものであります。

議案第17号、第2次八峰町総合振興計画基本構想については、第2次八峰町総合振興計画基本構想を策定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更については、合併特例債を発行できる期間が5年延長されたことに伴い、本起債を活用するため計画を変更するものであります。

議案第19号、八峰町過疎地域自立促進計画の策定については、八峰町過疎地域自立促進計画を策定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、工事請負契約の締結については、林道施設災害復旧事業の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第21号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第22号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入金についてから、議案第26号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの5議案については、いずれも地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入れにかかるものであります。

議案第27号、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、1億3,312万3,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を73億6,539万9,000円とするもので、歳出の主な追加分として、地方創生加速化交付金事業関係が7,376万円、国民健康保険特別会計繰出金1,689万8,000円、情報セキュリティ強化対策備品購入費864万円、給与改定分550万7,000円などで、減額補正分については、自立支援給付費5,000万円の減、県単局所防災事業治山工事費995万8,000円の減、町道改良工事費4,000万円の減、橋梁維持工事費1,100万円の減、そのほか各事業の精算などによる減額となっております。

議案第28号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、807万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億210万円とするもので、主な歳出については、一般被保険者療養給付費負担金、一般被保険者高額療養費、返還金などを追

加するものであります。

議案第29号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の組替えで、歳出については、介護サービス等諸費と特定入所者介護サービス費を追加して、認定審査会負担金と予備費を減額するものであります。

議案第30号、平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、100万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,227万3,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

議案第31号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、81万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1,416万円とするもので、歳出については、立木売払収入の関係地区への交付金と予備費の追加であります。

議案第32号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、4,004万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億9,644万1,000円とするもので、八森地区簡易水道配水管敷設工事完了による減額のほか、事業確定などによる減額が主なものとなっております。

議案第33号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、579万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億3,273万2,000円とするもので、事業確定による各種委託料の減額が主なものとなっております。

議案第34号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,011万1,000円とするもので、給与改定に伴う補正であります。

議案第35号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、88万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を384万8,000円とするもので、浄化槽設置整備事業補助金を減額するものであります。

議案第36号、平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、420万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,193万6,000円とするもので、主に医科及び歯科の一般管理費と医業費を減額するものであります。

議案第37号、平成28年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第38号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から、議案第47号平成28年度八峰町営診療所特別会計予算までの10議案については、各特別会計の当初予算であります。

議案第48号、八峰町教育委員会委員の任命については、現委員である富士保洋氏が平成28年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第49号、人権擁護委員候補者の推薦については、現委員である嶋田弘子氏が平成28年6月30日で任期満了となることから、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

議案第50号、人権擁護委員候補者の推薦については、現委員である齊藤一義氏が平成28年6月30日で任期満了となることから、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

議案第51号、人権擁護委員候補者の推薦については、現委員である沢谷純子氏が平成28年6月30日で任期満了となることから、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

議案第52号、人権擁護委員候補者の推薦については、委員であった藤田晃平氏が平成27年12月31日で辞職したことから、新たに小林金則氏を委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は48議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成28年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

我が国の経済は、緩やかな回復基調にあるものの、未だ個人消費の回復に地域間のばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがあり、ローカル・アベノミクスの浸透を更に図ることが重要であることから、政府としては、今後とも中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しつつ、平成32年度の財政健全化目標を堅持し、平成28年度から平成30年度を「集中改革期間」と位置付け、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱に取り組むこととしております。

また、「1億総活躍社会」の実現とTPPを踏まえた対応として、アベノミクスの第2ステージで掲げた新・3本の矢の「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍な

どの取り組みと相まって、第2、第3の矢が強い経済にも寄与するメカニズムを通して、成長と分配の好循環を強固にすると共に、T P P協定についても、平成27年11月25日に決定した「総合的なT P P関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取り組みを進めることとしております。

このことから、国の予算編成は、強い経済を実現すると共に、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「1億総活躍社会」の実現に向けた取り組みや、T P Pを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものにするための取り組みといった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算で対処することとし、平成28年度については、デフレ脱却・経済再生への取り組みを加速化させると共に、歳出改革を着実に推進する予算編成としております。

また、平成28年度地方財政対策については、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地方の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするという観点から、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、前年度同額の1兆円を維持するなど、地方の一般財源総額を実質的に前年度の地方財政計画の水準を確保したものとなっております。

このような状況下、本町の平成28年度予算編成は、統合小・中学校改修という大型事業が終了することから、平年度ベースの通年予算を編成することとし、普通交付税の段階的縮減が始まることに鑑み、新規事業を極力抑制すると共に、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に努めることといたしました。

また、地方創生関連事業については、国の補正予算を踏まえ、地方創生加速化交付金事業を平成27年度補正予算に計上すると共に、平成28年度予算においては、「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた、「仕事づくりのための産業振興」、「移住・定住対策」、「少子化対策」、「人口減少社会への対応」の4施策を重点的に推進する予算編成といたしました。

その結果、一般会計予算の総額は、前年度対比6億2,500万円の減、率にして9.2%減の61億8,900万円となりました。

なお、地方交付税の減額などにより、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から3億8,000万円を繰入れております。

それでは、項目ごとに主要施策についてご説明いたします。

地域おこし協力隊員2名の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進します。また、秋田県空き家利活用推進事業として、定住促進用空き家改修事業を実施し、移住・定住希望者の住宅を整備します。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」を積極的に実施します。

地域公共交通対策としては、「バス乗車券類購入支援事業補助金」を新年度も継続し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図ります。

自治会育成支援事業補助金を引き続き交付し、住民にとって最も身近な自治会活動及び地域づくり活動を支援し、住民主体のコミュニティ活動の醸成から、住民の交流と互助の意識を高めてまいります。また、以前から要望のあった駅前コミュニティセンターを建設し、駅前地区のコミュニティ活動を推進してまいります。

人口減少や少子高齢化が進む本町において、厳しい財政事情を踏まえながら、本町の公共施設の現状を把握すると共に、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、八峰町公共施設等総合管理計画を策定します。

秋田県町村電算システム共同化については、内部系及び基幹系共に電算システムの安定稼働に努めると共に、自治体情報のセキュリティ強化など番号制度導入への的確な対応を図ってまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町においてもますます高齢化率が高くなる中、買い物や病院などへの移動の支援や地域のコミュニティの維持、ひきこもりがちになることへの対応など、高齢者の皆様が生きがいを持ち、健康で安心して暮らせるように、老人クラブ活動への支援、憩いの場としての湯っこランドの運営、冬期間の除雪に重点をおいた軽度生活援助事業、災害時における要援護者支援体制の整備などを実施してまいります。平成25年度にも配布しましたが、同居の家族が仕事などで外出して日中一人になる方を対象として、緊急時の対応に役立つための救急医療情報キットを配布します。また、敬老式については、平成27年度と同様に実施してまいります。

次に、障がい者福祉についてですが、障がい者総合支援法に基づき適切なサービスの提供に努めてまいります。旧岩子小学校は、平成27年2月から社会福祉法人秋田虹の会

の障がい者通所施設「さくら園」として利用されております。また、「ハッピーマッシュ」や「こころ」のように、就労継続支援を実施する施設も設立され、障がい者の雇用の確保や自立に向けた環境が整いつつありますが、今後とも整備に努めてまいります。精神障がい当事者の会「のんき会」の活動は、週1回、沢目駅の集会所を利用して活動しており、また、保護者を対象とした「のんき親の会」も定期的を開催しながら、様々な場面でサポートしていきたいと考えております。

次に、福祉医療についてですが、対象となる方々への適切なサービスを提供すると共に、中学生までの医療費の無料化を引き続き実施いたします。

小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての育児助成金支給事業は、3月末までに支給し、それぞれ保護者の入学前の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

最初に、健康増進事業についてですが、町民の健康増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を充実させながら実施してまいります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への無料クーポンによる受診奨励や検診の大切さの啓発、受診勧奨など電話で行うコール・リコール事業、がん検診におけるワンコイン検診事業を実施すると共に、検診会場における一時託児を引き続き実施して、町民の皆様が受診しやすいような環境整備に努めてまいります。

このうち、ワンコイン検診事業は、当初3年間と期間を限定しておりましたが、受診しやすい環境整備と合わせ引き続き3年間実施するとして、今定例会に関係条例の一部改正を提案しておりますので宜しくお願いいたします。

また、秋田県脳血管研究センターと連携し心電図検査を無料で実施いたします。新年度は今までの研究結果などの発表の場を設けながら、町民の健康増進に繋がりたいと考えております。30歳代の乳がん検診のエコー検査のほか、肝炎ウイルス検査についても無料で検査を受けられる制度を周知してまいります。

次に、母子保健事業についてですが、母体と子どもの健康保持・増進のため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室などを実施するほか、産後1か月検診や母乳に関する相談のための母乳外来へ助成を行います。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療への助成を継続してまいります。

乳幼児を対象とした子育て支援についてですが、赤ちゃんの誕生にあわせて支給している赤ちゃん誕生祝金事業についても引き続き実施してまいります。

また、乳幼児への感染症予防対策として、おたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチンの各任意予防接種に対しても助成してまいります。感染症予防と共に子育て支援事業として、乳幼児から高校生までの季節性インフルエンザワクチン接種に対して助成をしてまいります。

虫歯予防対策についてですが、低年齢児からの虫歯予防対策として、幼児へのフッ化物塗布事業やこども園児、小・中学校の児童生徒に対してのフッ化物洗口事業を町営歯科診療所等のご協力を得ながら引き続き実施してまいります。

自殺予防対策についてですが、日常の保健師活動をはじめとして、相談会や専門家による地区懇話会などを実施してまいります。また、啓発事業として、心といのちのカレンダー作成、自殺予防フォーラムの開催などのほか、八峰ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体とも連携しながら自殺予防に取り組んでまいります。

ひきこもり対策については、包括支援相談会、ほっと健康相談、ひきこもり等相談会を実施してまいります。また、ひきこもり等保護者の会などの育成や、総合的な相談窓口の開設を目指すことなど、引き続き関係機関による「ひきこもり連絡会」を開催しながら取り組んでまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬についてですが、全町のごみステーション化や収集運搬回数を統一してから8年目となり、町民の皆様のご協力により順調に行われております。今後とも、ごみ減量化や資源ごみの分別を推進すると共に、ごみの不法投棄防止のための啓発やごみ捨て禁止看板の設置等により、環境衛生の向上に努めてまいります。また、平成20年度から実施している家庭用廃食油の回収や、小型電子機器の回収及び平成26年度から実施している古着等の回収事業についても引き続き取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢については、引き続き厳しい状況下にあるため、新年度においても町単独事業として八峰町雇用創出活動支援事業を継続し、産業創出、ものづくり、販路開拓の3分野について支援してまいります。また、雇用確保のため、支援体制の強化と支援団体のネットワーク化に努め、新たな事業への取り組みや、6次産業化を促進します。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施している種苗放流及び栽培漁業定着強化事業については、引き続きヒラメ、アユ及びアワビの放流事業を支援いたします。

漁業振興策の一環として、秋田県漁業協同組合に対し、町内在住の漁業経営者に対する融資資金の原資として、漁業経営安定資金の短期貸付けを行うと共に、漁業共済加入者掛金の一部を助成し、漁業経営を支援してまいります。また、漁協をはじめ、商工会、観光協会などの団体と連携・協力し、「秋田名物八森ハタハタ」を切り口として、地元魚介類のブランド化の促進と消費拡大を目指します。

漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の整備事業と、漁港保全計画に基づく両漁港の機能保全事業を促進します。また、海底の堆積物による生息環境の悪化が水揚げに悪影響を及ぼしていることから、魚貝類の生息環境を改善し、自然環境の保全・創造に努め、漁獲可能資源の維持・回復を図るため、新たに海底堆積物の除去や耕耘に取り組みます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」の融資斡旋制度を継続し、借主への利子補給補助金の交付を行うと共に、信用保証金の支払いを行い、町内企業の経営を支援してまいります。また、町内の小規模事業者の経営を支援するため、商工会と連携し、新たに小規模事業者経営改善資金、通称「マル経」の借主へ利子補給補助金の交付を行います。

産業振興策として、商工団体等関係機関との連携により、異業種間交流の機会創出及び企業経営者と労働者の交流の機会創出に努め、町内産業の活性化を図ります。

企業誘致を図るため、秋田県企業誘致推進協議会主催の企業立地セミナー及び能代市と山本郡3町、振興局主催の能代山本関東圏企業懇談会に参加し、企業誘致活動をねばり強く行います。また、八峰町産業振興条例の指定事業者に対し、雇用奨励金を交付するなど、産業振興による雇用の拡充に努めます。

特産品開発、ブランド化の推進については、「はっぼううましブランド推進協議会」や関係団体の取り組みに積極的に支援してまいります。また、販売促進については、県内外で開催される物産展や商談会などを活用し、関係団体や関東ふるさと会、生産者などと連携・協力して進めてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

環白神エコツーリズム推進協議会を組織する市町村、国、県が連携し、環白神地域の活性化と観光振興、環白神地域の自然・文化資源の保全と適正利用を進めてまいります。

7月30日に五能線全線開通80周年を迎えることから、J Rと能代市、八峰町などが主催で行う記念イベントを開催するほか、商工会・観光協会と連携し、町単独のイベントを実施し、町のP Rと誘客に努めます。

大館能代空港の利用促進を図るため、町内在住の大館能代空港利用者に対し、引き続き助成金を交付いたします。

夏の風物詩として定着した、雄島花火大会、食の祭典んめもの祭りなどを主催する実行委員会への支援も行います。

町の観光拠点施設であるハタハタ館については、隣接する産直施設や体験センター、あきた白神駅などとの連携により、観光客の増加に大きく寄与しており、引き続き支援してまいります。

次に、温泉管理について申し上げます。

ハタハタ館及び湯っこランドに供給している「いさりび温泉源泉施設」は、供給開始から二十数年が経過し、井戸本体の壁などの剥離、崩落が懸念されるため、老朽化した揚湯パイプの交換補修も不可能と判断したことから、新たに源泉井戸を掘削するため、平成27年度において温泉探査を行い、ハタハタ館北側を候補地とし、温泉掘削、管理施設整備など、設計業務委託や工事費として2億1,459万6,000円計上しております。

次に、消費生活相談体制の強化について申し上げます。

詐欺の手口が巧妙化してきている特殊詐欺や悪質商法に対処するため、国の補助金を活用して相談に応じる消費生活相談員を配置し、相談体制の強化に取り組むと共に、地域や関係者と連携を深めながら、被害防止に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

国では、T P P大筋合意のあと決定された「政策大綱」に示された政策目標「攻めの農林水産業への転換」を前進させるために、平成27年度補正予算で様々な対策事業を提示しました。そして、概算決定された平成28年度予算の重点事項は、「水田フル活用の推進と経営所得安定対策」「強い農林水産業のための基盤づくり」「担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進」など11項目が予算額と共に示されています。今後、これら政策の詳細な内容等が提示されるものと考えております。

また、県では国のT P P発効を見据え、農林水産業の生産基盤強化や担い手育成を重視するほか、特に、稲作偏重から複合型生産構造への転換を進め、販売拡大に繋げる予算編成としたようであります。

町ではこのように、国や県の新たな制度や支援などの動向に注視しながら、農業団体等と連携を密にして情報収集に努め、国や県の補助事業等を積極的に活用して、町の基幹産業である農業の振興に努めてまいります。

新年度の生産振興・経営安定対策については、平成30年から米の生産数量配分の廃止を前に、早急に複合経営を確立するためにも畑作振興に努めます。転作田への作付けには国の産地交付金が支給されますが、畑地への振興作物の作付けには支援が無いことから、昨年に引き続き町単独で支援し、畑作物の作付け拡大に努めます。また、野菜の園芸作物価格補償事業や園芸施設共済への加入を継続実施するほか、果樹の生産振興を支援します。

菌床シイタケの生産振興については、栽培農家に意欲的に取り組んでもらい生産額の増大と雇用の確保を図るため、引き続き支援を計画しました。特に、平成28年度から始まる「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の中心事業として、菌床シイタケのホダ工場や培養施設、研修施設などを整備することで就労の場を確保すると共に、ブランド力の向上、特産品づくりを進めることとしております。初年度では、実施設計の委託や建設用地の購入、そして農協が実施するパックセンターの改修工事への支援を計画しております。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、認定農業者の経営規模や複合化に必要な機械・施設などを支援する町の「担い手育成応援事業」により、更に複合部門への取り組み強化を狙いとして支援してまいります。また、国が新規就農者を確保するため平成24年度から始めた「青年就農給付金事業」を活用して若い就農者を確保するために、機械・施設の導入を支援し地域への定着に努めます。

農業農村整備事業の主なものは、日本型直接支払制度として国が創設した「多面的機能支払交付金事業」や「中山間地域等直接支払交付金事業」のほか、昨年度から2か年で実施される畑作物の栽培に向けた水田の畑地化整備工事「元気な中山間農業応援事業」について継続事業として予算計上しました。また、国や県の補助対象とならない小規模土地改良工事を行う町単独の「農業農村整備事業」については、非常に要望の高い事業であり、継続事業として予算計上したところです。

鳥獣被害対策については、猟友会会員の確保のため、前年度継続で「狩猟免許取得補助金」2名分を予算計上しました。また、猿害対策については、新年度も銃器やオリによる捕獲等の予算を一般会計と猿害対策地域協議会会計に計上したほか、継続事業の「農

家が設置する電気柵等への補助金」も予算計上したところです。

次に、林業関係について申し上げます。

林野庁の概算決定された平成28年度予算案は、重点項目として「林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進」を掲げ、様々な事業のほか、合板・製材生産のT P P対策も相まって、前年度比101%の配分となり、農林水産省の100%を上回る比較的恵まれた状況となっているようです。秋田県では昨年引き続き、「全国最大級の木材総合加工産地づくりの推進」をテーマに様々な取り組みを展開していますが、一つの方向性として、森林事業の集約化等による適正な森林整備を推進しているところです。

新年度の林業振興については、「森林整備地域活動支援交付金事業」による計画的な森林管理業務を支援するほか、国や県の補助事業を活用して間伐等を実施する場合の個人負担分を町で支援し、より良い森林施業を促進する「森林環境整備事業」を引き続き予算計上したところです。また、造林事業として、分収林皆伐跡地を対象に広葉樹施業への転換を行い、材の多面的な活用と地球温暖化防止をねらいとして、3年計画でコナラを植栽しており、新年度も予算計上しております。このほか、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの中で、ナラ等広葉樹の現地調査を実施する計画であり、シイタケ生産に活用できるのか、樹種や材積はどうかなど、広葉樹振興の基礎資料にしたいと考えております。

松くい虫防除対策については、町単独事業のほかに、県単補助事業や国庫補助事業を活用して被害拡大防止を図るため、総額1,700万円余りを予算計上したところです。

林道整備事業については、県営林道峰浜線の新年度予定事業費は1億3,000万円で、町の負担金10%に当たる1,300万円を予算計上しました。また、林道八代沢線は、前年からの継続事業で道路改良工事が計画されており、2,300万円余りを予算計上したところです。

次に、町道関係について申し上げます。

町道の維持管理については、建設課直営班と業者委託等により、舗装補修、側溝管理、道路安全施設の点検整備や草刈作業などを適宜に行い、良好な交通と安全の確保を図ってまいります。工事関係については、自治会から要望された箇所について緊急性などを考慮の上、優先順位により計画的に舗装補修や側溝改良を実施します。

国では、命と暮らしを守るインフラ再構築として、老朽化しているトンネル、橋梁をはじめ、河川、道路のインフラの総点検を実施して、緊急な補修など必要な対策を講ずることとしておりますが、本町においても、平成26年度までに実施した点検を基に、緊

急度の高い箇所から優先順位をつけ整備するなど、施設の長寿命化を図ることとしております。

道路維持改良事業では、現水沢小学校北側の町道松原1号線の拡幅改良を行うほか、町道石川西1号線の舗装、町道石川南3号線の側溝改良や町道白神二ツ森線の路肩・路面等の補修工事を計画しております。

委託業務については、八森小学校から観海浄水場に通じる町道八小線の改良設計業務や町道白神二ツ森線の路肩補修設計業務委託を計上いたしました。

橋梁については、安全性を重視し、適切な維持管理に努めると共に点検も継続してまいります。平成27年度に引き続き観小歩道橋の補修工事を行うほか、小入川橋や寺下橋、磯村橋など6基の橋梁の補修工事を実施すると共に、ウルシ沢橋、新川橋など4基の橋梁の補修設計業務委託やJR跨線橋であるチゴキ橋とふれあい橋さわめの橋梁点検業務委託を計画しております。

除雪については、県などと連絡調整を密にしながら、除雪委託業者との連携を図り、適切に除排雪作業にあたります。

住宅関係については、町営住宅の補修や設備機器等の修繕を実施すると共に、住宅リフォーム緊急支援事業を引き続き実施し、住民の快適な居住空間確保と定住化を図ってまいります。

急傾斜地崩壊対策については、秋田県において横間地区の県単急傾斜地崩壊対策事業を計画しておりますので、当該事業の負担金を計上しております。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成28年度の地籍調査事業は、新規調査地区として、峰浜地区の峰浜石川字寺ノ下の全部と下田面の一部、峰浜内荒巻字上田表の全部を予定しており、面積にして約31ha、筆数460筆となっております。なお、八森地区については、公図と現地の違いが大きい地図混乱地が多いことから、平成27年度からは新規調査を休止としております。また、平成27年度に実施した地籍調査事業の成果については、峰浜地区の原図及び地籍簿作成を予定しております。

次に、学校教育課関連予算の概要について申し上げます。

児童福祉についてであります。放課後児童クラブについては、保護者の要望も多く、指導体制の確保や施設利用の面に留意しながら、平成28年度もこれまで同様3か所で実施してまいります。

また、子ども園に入園していない乳幼児に対する子育て支援は、子ども子育て支援センターを設置することとして、母子の段階から子育てまで幅広く悩みの相談や交流ができるようにしていきます。

次に、子ども園関係について申し上げます。

小学校就学前児童の教育、保育を行う施設として、これまでどおりその環境を整えていくほか、子育て支援や少子化対策のため、町内の子ども園に入園している児童の保育料を、3歳以上の児童については全額を、3歳未満の児童については半額を免除する措置を引き続き実施することといたします。

認定子ども園への移行については、八森子ども園が平成29年度オープンに向けて準備中であります。また、沢目、埴川子ども園については、様々な条件をクリアしながら認定に向けた取り組みを行うこととし、更には町内の子ども園がより質の高い保育の提供を目指すことを目標に保育士等の研修機会を多く設けてまいります。

また、我が町は「幼・小・中連携教育」「教育の町」を目指すことを目標としている観点から、幼児教育にもICT教育を拡大導入することとして、町内の子ども園に電子黒板等関連設備を導入することとします。

文部科学省では、初等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高を通じた英語教育全体の抜本的な充実を図ることとしております。本町は、これまでもALT1名を配置し、小・中学校における英語教育の充実を図っているところでありますが、各学校からの評価は高く、児童生徒の英語学習への意欲向上など効果も見えていることから継続して配置してまいります。また、子どもたちの国際理解を深めるために実施している国際教養大学との連携事業であります。小・中学校の英語学習に対応すると共に、地域の方々との交流を通じて、異文化に対する理解を深めていただくため、年間を通じて交流を予定しております。

ICT教育についてであります。本町の小・中学校では全国に先駆けて学校教育にICT教育を導入し、授業の中で活用しているところであり、県内の小・中学校はもとより、国内外の各教育機関等の視察や研修の希望も多く、注目されているところであります。このようなことから、平成27年度から2か年として受託している文部科学省の「ICTを活用した自治体応援事業」を2年目の平成28年度も内容を更に充実させて実施してまいります。そのため、引き続き子ども園を含めて情報通信に詳しいICT支援員を配置し、保育や授業においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるようにする

ことで、幼児期からグローバル時代に即応できる子どもたちの育成と学習意欲の向上に繋がりたいと考えております。

特別支援教育支援員についてであります。発達障がい等の子どもたち一人一人の生活及び学習上の困難を改善し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うことを目的として引き続き支援員を配置し、より良い学校教育環境をつくってまいります。

学力フォローアップ事業であります。学習上の分からないことをそのままにしないこと、良い学習習慣、基礎学力の定着を図ることを目的に、夏休みと冬休みを通じて20日間実施しております。文部科学省事業の「地域未来塾」とうまく融合させながら引き続き実施してまいります。

平成27年度に初めて実施した子ども子育てマイブック事業であります。町内の子どもたちに自分で、あるいは保護者と一緒に選んだ絵本や小説などを自分の本として贈呈し、読書への関心や活字に触れる機会を持っていただくことができました。学校関係者や保護者、何よりも子どもたちの喜びと継続要望が強く、引き続きこの事業を実施し、読書への習慣化を促し、2年目となる平成28年度は読書感想文のコンクールを計画してまいりたいと考えております。

新年度は、平成28年4月の統合小学校及び統合中学校が開校します。より良い教育環境に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

平成28年度は、平成23年度に策定した「第2次社会教育中期計画」の5年目となり、最終年度にあたります。「ひとを育み、地域づくりにつながる社会教育」の基本理念に基づき、4つの重点分野である「生涯学習事業」、「学校・家庭・地域連携」、「社会体育」、「芸術文化・文化財」を進めてまいります。また、平成29年度から5年間の「第3次社会教育中期計画」の策定に向けても取り組みます。

成人式は、平成27年度に引き続き、今年も予定通り実施することとします。

生涯学習・社会教育の振興については、町民の要望や地域課題に応じた各種講座の開催、学社連携事業や放課後子ども教室の実施、読書活動の促進、ことぶき大学の運営等に引き続き取り組みます。

新規事業として、様々な理由により、家庭での学習が困難である子どもたちや、学習の遅れがちな中学生等を対象に落ち着いて学習できる環境を提供し、土曜日や放課後の

空き教室を活用し、地域人材やICT等を活用しながら学習支援に取り組む事業「地域未来塾」に取り組みます。

生涯スポーツの振興については、体育協会と連携・協力して、各種スポーツ大会の開催を支援すると共に、スポーツを通じて町づくりに努めてまいります。

八峰町スポーツ少年団についても支援してまいります。

また、昨年引き続き、世界的スポーツイベントである「チャレンジデー」や秋田県市町村対抗駅伝「あきたふるさとラン！」にも参加してまいります。

文化活動の振興については、町民文化祭の開催、史料調査活動、歴史講演会、あきた白神子どもの俳画大会を引き続き開催してまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、直接経費としての賄材料費部分を保護者や学校関係者等からご負担いただいているところではありますが、これまで町では少しでも保護者負担の軽減を図るため、物価の変動に伴う食材価格の高騰分等を平成20年度より町で負担してきているところがあります。また、平成27年度より新たに実施しております少子化対策としての小、中学校児童・生徒の給食費の半額措置についても、新年度も引き続き実施して、保護者の子育て支援策として負担軽減を図ってまいります。

学校給食への地場産物の活用については、町内関係団体等のご協力を得ながら、安全で安心な地元食材の納入確保に努め、更には、献立の工夫や手作り食品による安全でおいしい給食を提供してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

同会計は、加入世帯数や被保険者数に大きな変化はないものの、適正な運営のため、特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療等による適切な医療を受けていただくと共に、後発医薬品差額通知等を実施して医療費の抑制に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より1,853万円少ない12億6,303万4,000円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

同会計は、人口減少が進み高齢化率が高くなっている状況を踏まえ、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。歳入歳出予算額は、平成27年度より402万5,000円少ない11億8,971万5,000円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より225万4,000円多い8,352万5,000円となっております。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

同会計は、土地貸付収入と立木売払収入が主な財源となっております。土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置場等として貸付けしております。また、立木の売り払いについては、森林整備センターと白神森林組合との3者契約をしている水沢山2番、3番及び13番の伐採販売を予定しております。歳入歳出予算額は、平成27年度より423万9,000円多い1,249万1,000円となっております。

次に、八峰町営簡易水道事業特別会計について申し上げます。

八森地区簡易水道において、八森簡易水道浜田地区の配水管布設及び岩館簡易水道の導水管布設工事や中央監視装置設置工事を実施するほか、良質な水道水の安定した供給のため、施設の維持管理に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より1億499万9,000円少ない3億1,638万3,000円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の構築や公共用水域の水質保全など、生活や自然環境の保全に大きな役割を担っており、今後とも助成制度等の周知を図り加入促進に努めてまいります。また、施設管理では、浄化センターやマンホールポンプ等の機械設備の維持管理に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より1,456万2,000円少ない、3億901万5,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

峰浜3地区において、各施設の良い維持管理に努め、また、助成制度等の周知を図り加入促進に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より663万2,000円少ない、8,276万6,000円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

岩館地区については、施設の良い維持管理に努めると共に、助成制度等の周知を図り加入促進に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より583万6,000円少ない、5,563万7,000円となっております。

次に、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成25年度から個人設置型の浄化槽設置整備事業になっておりますが、生活排水による公共水域の水質汚濁防止や生活環境の保全のため、国、県、町の補助金制度をPRし、設置の促進に努めると共に、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より1万1,000円少ない、362万8,000円となっております。

次に、八峰町営診療所特別会計について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながら、本院で月水金の週3日午後から三木医師が担当し、分院で火曜日午後椿坂医師が担当する診療体制として地域医療の確保に努めてまいります。また、歯科診療所については、利用しやすい環境を整えながら引き続き地域医療の拠点として医療サービスの充実に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成27年度より324万9,000円少ない6,982万6,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成28年度予算編成方針の説明といたします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

休憩いたします。11時35分より再開いたします。

午前11時27分 休 憩

.....  
午前11時35分 再 開

○議長（芦崎達美君） 再開いたします。

日程第4、議案第5号、八峰町情報公開条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第5号なのですが、議案の説明の前に本分配付しております配付資料1、これは条例改正等の議案説明資料でございます。これも使用しますので、ご準備方を宜しくお願いいたします。

それでは、議案第5号、八峰町情報公開条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町情報公開条例等の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定するものでございまして、

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、平成28年4月1日から、行政不服審査法が施行されることに伴い、八峰町情報公開条例及び八峰町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

そこに改正文が載っておりますが、配付資料の1の1ページ目をご覧ください。配付資料に基づいてご説明させていただきます。

ただいま申し上げましたとおり、改正の理由につきましては、行政不服審査法これが昭和37年法律第160号となっておりますが、全部改正されまして、行政不服審査法平成26年法律第68号となりました。文言等も改正になったことから、八峰町情報公開条例と八峰町個人情報保護条例の関係部分の文言を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第1条と第2条の改正があります。

第1条による改正は、情報公開条例の一部を改正する内容でございます。

第17条、第18条、第19条、第20条の文言を修正すると、改正するという内容でございます。

説明のところでございます。

1つ目は、第17条の前の見出し中「不服申立て等」を「審査請求」とと替えるものでございます。

それから2つ目が、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改正すると。

それから3つ目が、「不服申立て」という言葉を「審査請求」に。

それから、「60日以内」を「3箇月以内」。これは、審査請求できる期間が60日以内から3箇月に延長されたというふうな改正になっております。

それから5つ目が、「決定」という言葉を「裁決」に。

それから、「不服申立人」を「審査請求人」と、このように文言を改正するものでござ

ございます。

第2条による改正これにつきましては、個人情報保護条例の一部を改正するという内容でございますが、第1条の情報公開条例の一部改正と全く同様の内容となっております。文言の改正でございますので、説明は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

どうか宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平税務会計課長。

○税務会計課長（金平公明君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の公布により、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

それでは、先ほど総務課長からもありましたが、配付資料の5ページをご覧ください。

改正の内容でございます。

主な内容は、行政不服審査法の第38条により、書類等の交付を受けた場合の手数料の額を定めたものでございます。

第4条関係では、審査の申出ということで、「行政不服審査法」から「行政不服審査施行令」に改めるものでございます。

第6条関係は、審査の手続きについて定めたものでございます。

それから、第10条関係は手数料の額ということで、コピーの白黒の場合、1枚につき10円、それからカラーコピーについては、1枚50円と定めたものでございます。

それから、第12条関係につきましては、審査の決定する場合、記載等主文や事案の概要等を記載したものを委員会が記名押印し、決定書を作成することを定めたものでございます。

第14条、第15は、条のズレでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

適用といたしまして、改正後の固定資産審査委員会条例は、平成28年度以後の固定資産課税台帳に係る審査の申出に適用し、平成27年度までの申出については、従前の例によるというものでございます。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第7号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行、地方公務員法の改正及び県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

次のページから約9ページほど条例改正文が載っております。これにつきましても、配付資料でご説明いたします。配付資料の9ページをご覧ください。

まず、改正理由でございます。

ただいま申し上げましたが、秋田県人事委員会の勧告に準じた給与の改定、それから行政不服審査法の改正に伴う法律番号等の改正、それから、地方公務員法の改正に伴う級別標準職務表の条例化という大きく分けて3つの改正をするものでございます。

まず、1つ目の給与改定内容でございますが、人勤による給与改定につきましては例年ですと12月の手当を支給前に改定しております。しかしながら、今回の場合、国家公務員の給与改定が年明け後にずれ込んだ関係で、多くの市町村が国家公務員の給与改定後に条例改正するというふうなことになりまして、今回提案するものでございます。

それでは(1)の第1条による改定ということで①ですけれども、平成27年度の12月支給分の勤勉手当を一般職で0.1か月、再任用職員で0.05か月引き上げるという内容です。それで、勤勉手当改定による影響額合計が405万円となっております。

それから②、給料表の改定、これは平成27年4月1日に遡って施行するものでございます。初任給及び若年層の職員に係る給与月額を引き上げるという内容でございます。給料表の改定による影響額は、145万7,000円となっております。

(2)でございます。第2条による改定でございます。これは全て平成28年4月1日の施行日となっております。

1つ目が、単身赴任手当の月額を2万3,000円から3万円に引き上げると。それから、単身赴任手当の加算限度額4万5,000円から7万円に引き上げるという内容でございますが、当町では単身赴任手当は支給している職員おりますが、単身赴任手当の加算限度額を加算している職員はございません。

②です。管理職員特別勤務手当について、管理職が災害への対処等の必要により、平

日の深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回について4,000円を超えない範囲の額を支給するという内容でございます。現在は、休日等に出勤した場合の特別勤務手当は規定されておりますが、平日は幾ら夜中であっても特別勤務手当が出ないという関係から、今回人事勧告に合わせまして、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、平日です、4,000円を超えない範囲の額を支給するというふうにしたものです。

3つ目です。平成28年度分以降の勤勉手当の支給割合の配分を変更するという改正でございます。一般の職員の場合、6月支給分を0.05か月増やしまして、その分12月支給分を0.05か月減じるということでございます。再任用の場合、0.025か月ということで、総支給率は変更ないものでございます。

④です。55歳を超える特定職員に対する給与等の1%減額措置を、平成30年12月31日で終了するという内容でございます。現在、特定職員につきましては給料等の1%減額を実施しておりますが、これを平成30年の12月31日で終了するというものです。

5つ目です。給料表の減額改定の緩和措置として、当分の間給料月額に100分の0.85を乗じて得た額を加算するという内容で、平成28年4月1日から、⑥で説明しますが、給料表が変更になります。特に、50歳代後半層では最大2.87%減額になると。最高で1万5,600円ほど減額になるということですので、その減額緩和措置ということでございます。⑥をちょっと説明してしまいましたが、世代間の給与配分の見直しを踏まえた給料表に改定するという内容で、若年層で最大2.62%引き上げ、50歳代後半では最大2.87%の引き下げになるという給料表の改定でございます。

⑦ですが、その間附則に第11項が追加されたため、条項のズレが発生することに伴う整理を行うという改正でございます。

(3)です。第3条による改定、平成28年4月1日施行です、これも。平成28年4月1日の給与構造の見直しにより給料表が改正になりまして、給料が減額となる職員については、昇給しても減額前の給料月額に届かない場合、届くまでの間、減額前の給料が保障されるという経過措置がとられております。これを現給保障措置と言っておりますが、今回の第2条による給料表の改正により、新たに給料が減額となる職員が出ることから、同様の現給保障措置がとられることになりました。そのことによって、現在の現給保障措置を廃止するという内容でございます。

次のページでございます。ここは大きな2番で、行政不服審査法の改正に伴う改正と

いうことで、第4条による改正ですけれども、行政不服審査法が改正になりまして、一般職の給与条例第15条の3第4項で引用している法律の番号及び条項の番号が変更になったために改正するものでございます。アンダーラインを引いているような改正になるということで、内容につきましては変更になるということでございます。

大きな3番、地方公務員法の改正による改正ということで、これは第5条による改正になっておりますが、地方公務員法が改正になりまして第25条第4項において、級別標準職務表を条例で定めることになったため、今まで規則で定めていたものを条例化するという内容でございます。その下に、級別標準職務表を1級から6級まで記載しております。この中で、5級のところですが、新たに「園長」と「副課長」を設けました。どちらも管理職とするということでございます。特に、副課長につきましては、課長補佐が数名いる課もでございますけれども、課長を代理するような職務を行っていただきたいと考えております。課長補佐につきましては文字通り、現在の課長補佐は課長を補佐するというところで考えております。

4つ目です。大きな4ですが、附則につきましては、1つ目がこの条例の施行期日、それから2つ目が適用期日、それから3つ目が給与の内払ということで、平成27年4月1日に遡って給与表が改正されることとなりますので、今まで支払った平成27年度分の給与等につきましては、内払とすると、みなすということでございます。

次のページ12ページでございます。

4つ目です。激変緩和の現給保障措置ということで、平成28年4月から新しい給料表が適用されますと、現在の給料月額より低い給料月額になる職員が出ます。給料月額が下がる職員につきましては、激変緩和措置として平成28年3月31日に受けていた給料月額を保障するというものでございます。ただし、保障期間は平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

5つ目です。八峰町職員の育児休業に関する条例の一部改正ということで、ここは育児休業の条例の附則第4項と第5項で、給与条例の附則第11項を引用しております。今回の給与条例の改正で、第11項が第12項に変更になったために、育児休業条例の第11項を第12項に改正するという内容でございます。内容は、変わりはありません。

あと、13ページ以降に新旧対照表を載せてございますので、後ほどご覧になって参考にいただければと思います。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） 今説明ありました12ページの欄ですね、激変緩和に該当する職員、4の激変緩和の現給保障措置ですね、これに該当する職員はどの程度いらっしゃるんでしょうか、教えていただければありがたいです。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の説明に対し、答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村 正君） 実を申しますと、4月1日施行でありますので、実は確定人数はしていません。たぶん我々今回退職しますと、昇格する人がおるかと思えます。なので、人数はちょっと確定した人数は申し上げられませんが、相当数出ると思えます。影響がない職員というのは、1級の役場に入って8年ぐらいの職員ですか、それと2級の職員が大体それも入って間もない職員が上がるだけで、それ以外はほとんど下がりますというので、8割方は下がるのではないかと思います。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） 今説明をいただいて理解はしましたけれども、これを平成31年の3月まで3年間は保障するというございですが、この3年間の給料表というのは、新たに設けられるんですか、それとも現行にある給料表を引用しながら額だけを保障していくという形になるんですか。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村 正君） 給料表が今後改定にならなければ、そのままいくと。もしかすれば途中で給料表が改正になれば、そこでまた改正が必要になるかと思います。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） これ一般職の給与表なっているわけですけども、技術職という立場の職員もいると思うんですが、こっちの方は変わらないのでしょうか。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村 正君） 給料表を条例で規定しているのは一般職で、技術職員の場合は規則で定めるというふうになっております。ただ、同様の改定はあるものでございます。一般職にならって改定するというふうになっております。
- 以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう1点聞きます。

今回職務表ですか、それによって園長と副課長という者が出るということなんですが、今度そうすると、この方々も課長クラスになるということで全協の時に説明受けましたけれども、そうすると議会の答弁者の中にも出席するというところで理解していいのですかね。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 5級の園長、副課長につきましては、議会の方には出ない、管理職でありまして出ないということでございます。ただ、課長が病気とか入院したり、不在になった場合、課長の代理をするので、もしかすれば課長の代わりに議会に来て説明するということもあり得るということでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 勤勉手当等の改定による影響額は405万円と出ていますが、それ以下、単身赴任手当の引き上げとか、今申されたほかの手当等の引き上げによる影響額はどれくらいなのでしょう。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） その影響額につきましては、一般会計の補正予算のところでも80ページからなんですけれども、ここに給与費明細書という文があります。この中で、例えば81ページですと、扶養手当からずっといきまして、初任給調整手当までですか、その補正前と補正後というふうな表を載せてございます。これを参考にさせていただければよろしいかと思いますが、いずれ今回の改正に伴う内容はここに載っておりますが、単身赴任手当の該当になる人は1人でございます。今、現在秋田県に出向している職員が対象になるということでございます。なので、そういう引き上げです。

○議長（芦崎達美君） 6番議員よろしいですか。

○6番（柴田正高君） はい。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行

います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。宜しくお願いいたします。

午後 0時01分 休 憩

.....  
午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き会議を開きます。

その前に、議案第7号について、総務課長より訂正を求められておりますので許可します。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 午前中の柴田議員がされた単身赴任手当の質問に対する私の答弁でございます。

現在、対象職員が1人といると答弁しましたが、現在県に派遣している職員が独身のため、単身赴任手当の対象にならないということで、対象になる職員はゼロというふうに訂正させていただきます。私の勘違いで大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 宜しくお願いいたします。

日程第7、議案第8号、八峰町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第8号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

平成28年3月3日提出

提案理由でございます。町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。改正文が載っておりますが、これにつきましても配付しております資料の23ページをご覧ください。

改正理由につきましては、秋田県人事委員会の勧告を考慮して、町議会議員の期末手当の額を改定するというものでございます。

まず、改正の内容でございます。

期末手当を0.05か月引き上げるとい改正でございます。

第1条による改正につきましては、平成27年12月1日施行ということで、12月分の期末手当を0.05か月引き上げると、平成27年度分でございます。

第2条による改正は、平成28年度分以降の期末手当の率の改正すること、6月分を100分の5か月増やして、その分12月分を100分の5減らすと。総支給割合では変わらないというふうな割合の変更でございます。これによる影響額は、合計で16万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平税務会計課長。

○税務会計課長（金平公明君） それでは、議案第9号をご説明いたします。

八峰町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律の公布により、八峰町税条例の一部を改正するものでございます。

次のページの方には改正文が載っております。説明は配布資料の25ページをお開きください。

改正の内容でございますが、地方税法の改正により、徴収猶予及び換価の猶予等に関する規定により、条例への委任条項が設けられたことに伴い、条例を整備するものでございます。

新たに設けられた条項の規定は、地方税法の規定及び国税の取り扱いと同様となっております。

第8条関係につきましては、徴収猶予に係る町の徴収金の分割の納入方法を定めたものでございます。

それから、第9条関係は、徴収猶予の申請手続き等を定めたものでございます。内容は、申請書等の記載事項や添付書類について定めたものでございます。

それから、第10条関係は、職権による換価の猶予の手続きを規定したものでございます。これも書類とか金額の設定等を定めたものでございます。

それから、第11条関係は、申請による換価の猶予の手続き等に定めたものでございます。内容は、申請書とか金額の変更等を定めたものとなっております。

それから、第12条関係は、担保の必要ないものについてでございますが、猶予に係る金額が100万円以下と定めたものでございます。

それから、次のページをお開きください。

第18条関係は条文の整備でございます。不服申立てを審査請求に改めるものでございます。

それから、第51条関係は、町民税の減免申請書の個人番号を記載する欄を削除するものでございます。

それから、第139条関係は、特別土地保有税の減免申請書の個人番号を記載する欄を削

除するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第10号であります。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。検診受診率の向上を図るため、各検診手数料の据え置きを3年間継続し、加えて、乳がん検診項目を簡素化するために改正するものであります。

この案につきましても、お配りいたしました配付資料1、33ページにおいて説明をいたしたいと思っております。

平成25年度から実施しているがん検診受診料ワンコイン500円制度が平成27年度終了することから、検診時におけるヘルパーの派遣や託児、送迎などと合わせて、受診しやすい環境を継続し、検診受診率の向上を図るため、3年間、平成28年度から平成30年度まで延長するというところでございます。

また、合わせて乳がん検診項目を整理するために、附則の表を下記のとおり改正する  
ものであります。

乳がん検診であります。

改正前は、問診、触診、視診、マンモグラフィー1方向、2方向というふうな分け方  
をしておりますが、これを改正ということで、全て統一して「1回につき」というふう  
な形で改正するものであります。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行ということでございます。

宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可  
決されました。

日程第10、議案第11号、八峰町行政不服審査関係手数料条例制定についてを議題とし  
ます。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第11号、八峰町行政不服審査関係手数料条例  
制定についてご説明いたします。

八峰町行政不服審査関係手数料条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。平成28年4月1日から、行政不服審査法が施行されることに  
伴い、同法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料の条例制定をするもの  
でございます。

次のページをご覧ください。

条例制定文でございますが、これにつきましても配付資料の35ページでご説明させていただきます。

まず、制定の理由でございます。

先ほど申し上げましたが、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、提出資料等のコピーやパソコンで印刷したものを請求することができることになったため、その交付に係る手数料に関することを定めるものであります。改正前は無料で閲覧はできましたが、コピー等はできなかったということの改正内容でございます。

制定の内容でございます。

第1条は、趣旨を規定しています。説明のところです。

行政不服審査法の規定により、提出資料などのコピーやパソコンから印刷したものを交付する場合の手数料に関する事項をこの条例で定めるものでございます。

第2条は手数料の額を規定するもので、この手数料の額につきましては、次のページの36ページの一番下に別表として記載してございます。それで、行政不服審査法第38条により、審査請求する前に提出した証拠書類などのコピーを請求する際に、手数料を納めなければならないと規定されておりますので、その手数料の額を定めるもので、白黒コピーが1枚10円、カラーが1枚50円と定めるものでございます。

第3条は、手数料の徴収を規定するものでございます。

説明のところでございますが、手数料はコピーなどの請求をする際、またはコピーしたものを交付する際に徴収すると規定するものでございます。

第4条第1項は、手数料の減免を規定するものでございます。説明欄のところでございますが、行政不服審査法第38条第5項の規定で、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める時は、手数料を減額または免除することができるとなっております。この第4条第1項で同様の減免ができる旨を定めるものでございます。

次のページをご覧ください。

第4条第2項は、説明欄ですが、手数料の減免を受けようとする場合は、減免を求める旨及び理由を記載した書面、申請書のことですが、それを提出しなければならないと規定するものです。

第4条第3項は説明欄ですが、減免申請書を提出する場合、次の書類も合わせて提出

しなければならないということで、1つ目は、生活保護の扶助を受けている人の場合は、それを証明する書面なり、書類なりがあればいいと。それから、2つ目は、それ以外の人の場合は減免を受けようとする理由を証明する書面が必要だと、書類が必要だということの規定しております。

第5条は送付による交付ということで、提出資料などのコピーを郵便等で送ってもらう場合は、送料など係る経費については請求した人が実費を負担しなければならないと規定するものでございます。

第6条は、委任規定でございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するということで、別表はそこにあるとおり手数料の額を定めているということでございます。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） 当該、扶助等を受けている証する書面というのは、具体的にどのような書面を例として挙げられるのか、ちょっと説明お願いします。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の説明に対し、答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村 正君） 生活扶助を受けている場合は、それを確認できる書類があればいいということなので、特別どこかから証明書をもたらしてくるか、そういうことではなくて確認できればいいということでございます。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） 今マイナンバー制度ということで登録なされている方もいると思うんですが、そのマイナンバーでは書類というのは保管できないということなものですか。マイナンバーにその内容が、内容というか、マイナンバーを照会することによって、証する書面にあたることは、満足するような内容は保管できるのかどうかということだわけですよ。よろしいですか。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村 正君） 現在のところ、マイナンバーを利用してこちらからその書類を確認しに行くということは想定してございません。あくまでも、本人が申請する場合に、本人が合わせて書類を提出するということでご理解をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第12号を説明いたします。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。

介護保険法及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の創設が施行されるため、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

条例の改正文が掲載されております。これにつきましても、配付されておる配付資料1、37ページにおいて説明したいと思います。

介護保険法改正に伴いまして、要介護認定者に対して、今まで都道府県が指定・監督を行う小規模な通所介護の地域密着型サービスを、市町村が行う地域包括ケアシステム

の構築を図る観点から市町村に移行するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、八峰町に該当する小規模な通所介護の施設はございません。

新条項、項目、改正内容というふうな表を付けております。

第14条から第54条までに関しては、改正に伴う条項の追加と、条項が介護保険法の改正で条項が繰り下げられたことによる改正でございます。

中ほどに、第3章の2、地域密着型通所介護ということで、章の新設となります。第60条から第81条の16までが追加されることとなります。

第60条であります。基本方針、第61条で従業員の員数、第62条で管理者、第63条で設備及び備品等の基準を掲載しております。

第64条、心身の状況等の把握と、新たに追加される項目が、次のページ38ページから39ページまでの中ほど、第81条の16まで準用規定までです。追加されることとなります。

第82条から第215条までにつきましては、第3章の2が追加されたことによります条項の繰り下げというふうになってございます。

説明につきましては、以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第13号であります。八峰町指定地域密着型介護予防

サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてについてであります。

八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 3 月 3 日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由であります。

介護保険法及び関係政省令等の一部改正によりまして、地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の創設が施行されるため、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。

改正文が記載されております。これにつきましても、配付資料 1 に41ページ一番最後のページになりますが、こちらの方で説明したいと思います。

介護保険法の改正に伴いまして、要支援認定者に対して市町村が行う地域包括ケアシステムの構築を図る観点から地域との連携に関する規定を追加するために、条例の一部を改正するものであります。

なお、八峰町に該当する小規模な通所介護施設はございません。

追加される条項といたしましては、第39条であります。地域との連携等ということで、これが新設となります。指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が設置する「運営推進協議会」の規定等ということでございます。

あと、第40条では記録の整備ということが新設ということになっております。

これに伴いまして、第62条以降第89条まで条項の繰り下げという改正となっております。

附則であります。これは、平成28年 4 月 1 日から施行ということでございます。

説明は以上であります。宜しく願いいたします

○議長（芦崎達美君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、八峰町峰浜土床体育館条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） 議案第14号、八峰町峰浜土床体育館条例を廃止する条例制定についてです。

八峰町峰浜土床体育館条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。中学校の統合に伴い、八森中学校体育館を含め八峰町の体育館等を一つの体育館条例に集約するためのものです。

次のページをご覧ください。

八峰町峰浜土床体育館条例は廃止するというものです。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

次の議題とも関係するものですが、宜しくお願いします

○議長（芦崎達美君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田教育次長。

○教育次長(金田千秋君) 議案第15号、八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定についてです。

八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由です。

中学校の統合に伴い、八森中学校体育館を含め八峰町の体育館等を一つの体育館条例に集約するためのものがございます。

次のページをご覧ください。

題名の八峰町立八森体育館条例の「八森」を削り、第1条から第11条第2項まで文中の「八森」を削り、第2条の表の「八峰町立」を削り、峰浜土床体育館と八森中学校体育館を「八森体育館」として加え、第8条関係の別表中「八峰町立八森体育館使用料」を「八峰町立体育館使用料」に改め、同表に「峰浜土床体育館」、「八森体育館」を加え、備考として暖房使用の場合は、1時間当たり200円を加算することを加えるものです。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

以上、宜しく願いいたします

○議長(芦崎達美君) これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案15号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 議案第16号についてご説明いたします。

八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町農業施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。外林ガラス温室の1棟を廃止するために改正しようとするものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町農業施設条例の一部を改正する条例であります。

八峰町農業施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の表中、八峰町峰浜石川字外林139番地1、「ガラス温室2棟」となっているところを「ガラス温室1棟」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するということでございます。

これにつきましては、平成28年度で農協の方でシイタケのパッケージセンターの改修工事が計画されておるわけでございますけれども、用地が手狭なために隣接するガラス温室1棟を農協の方に無償提供して、新たにシイタケのパック詰めライン等に改修しようとしておるものでございます。

宜しく願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番(柴田正高君) このガラス温室の貸付条例によればですね、1年ごとの貸付契約になっているはずなんですね。ここ今、JAさんに貸してパックセンターとして改修した場合、パックセンターの機能を有するという、まずJAさんで使うということになるん

でしょうから、本来であれば複数年契約をするべきだと思うんですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 柴田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、1年ごとの貸付けというふうなことでお話ありましたけれども、確かに今現在の条例であればガラス温室は農業施設として1年ごとに貸付けているわけでありますので、それを廃止すると、ハウスを廃止する、要はなくするというふうなことで考えていただければと思います。廃止なので、できれば建物については本来であれば町の方で取り壊すというふうなことになれば一番いいんですけれども、そのような費用もそうすればかからなくなると。無償で提供して農協さんの方で活用してもらおうと。壊すのから、その改修費用も全部農協さんの方でやるということで、ただ、今た立っている土地については町の土地でありますので、土地についても無償でお貸しする、そういうことで考えてございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 結構なんです、そうであればガラス温室を1棟廃止するのではなくて、無償譲渡すると、こういう形にした方がすっきりするんじゃないかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） お答えいたします。

無償譲渡するというふうなことでございますけれども、今条例の中である関係上ですね、まずは廃止するというので、イコール無償譲渡になるのかなというふうにも考えられますけれども、条例にあるうちはそういうこともできませんので、一応廃止という形で捉えさせていただきました。

宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案16号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、第2次八峰町総合振興計画基本構想についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第17号、第2次八峰町総合振興計画基本構想についてご説明いたします。

第2次八峰町総合振興計画基本構想を別紙のとおり定めることについて、八峰町総合振興計画策定条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。第2次八峰町総合振興計画基本構想を策定することについて、八峰町総合振興計画策定条例第6条の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

この計画は、先日の全員協議会でもご説明いたしましたけれども、36名の方々に委嘱状を交付しながら、審議会を設置し、本年1月29日までの間に全体会4回、部会6回を開催して、基本構想と前期基本計画案をまとめていただきましたが、本議案はそのうちの基本構想の部分になっております。

それでは、1ページの方をご覧いただきます。

基本構想でございます。平成28年度から平成37年度までの10年間となっております。

2ページには、1として八峰町の将来像でございますが、これは第1次の計画と同様に、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」というふうに設定しております。

2の人口の見通しについては、社人研では10年後の八峰町6,026人と推計しておりますけれども、ここでは八峰町人口ビジョンと同様に6,445人と設定しております。

次の3ページと4ページの方は、その全体条件等を記載しておりますが、これは人口

ビジョンから転記してきたものでございます。

5 ページ・6 ページの方は3として、土地利用基本構想を記載しております。ここは、平成23年6月議会で議決していただきました八峰町国土利用計画の方から主要部分を抜粋してきたものでございます。

7 ページからが、町のまちづくり基本目標となっております。本町の将来像を実現するために、以下に示す6項目を基本目標として設定しますということで、(1)の「豊かな自然と共生するまちづくり」から、9ページの(6)「町民とつくるパートナーシップのまちづくり」まで6項目を設定すると共に、今回の計画ではそれぞれに特に重点的に取り組む施策というものも記載しております。

そして10ページの方、10ページには4、施策の大綱でございます。先ほどの基本目標を6つの施策とし、施策ごとに各施策を掲げた表となっております。この分類にしたがって前期基本計画が構成されるということになります。

そして11ページには、5として「構想推進のために」ということで、(1)が時代に応じた行財政運営、(2)が新たな広域連携ということについて記載をしております。

本計画は町の最上位計画として町政運営の最も基本となる指針でございます。

以上、宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、新町まちづくり計画（市町村建設計画）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第18号、新町まちづくり計画の変更についてご説明いたします。

新町まちづくり計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、新たな公共施設整備や既存施設の除却等の財源として合併特例債の発行を可能とするため、この案を提出するものでございます。

次のページご覧いただきます。

新町まちづくり計画の一部を次のように変更するというので、左側の方が変更前、右側が変更後というふうになっております。

第1章はじめにのところでございますが、ここは期間が5年間延長されることによる年度、それから推計人口等の変更となっております。

次のページ、第2章の新町の概況のところですが、これは文言の変更でございます。

それから、その次のページの表でございますが、国勢調査のこれは数値でございます。平成17年と平成22年の数値を追加したという変更でございます。

その次のページも同様でございます。

それから、その次のページ産業別人口のところですが、ここも同じように国勢調査の平成17年、平成22年を追加となっているという変更でございます。

その次のページも同様でございます。

それからその次が、将来人口の見通しでございますが、これは現状で新たに見直しを行いながら変更したということでございます。

それから、その次のページからが第4章、新町の施策でございますが、その次のページの変更後の黒丸3つ目のところに追加をしております。新町の行革大綱及び公共施設等管理計画に基づき、既存施設の転用や貸付け、除却に取り組み、急速に変化する社会経済情勢に対応します。

第6章の方も同様のような文章に変更しております。

いずれ、この文章を追記することによりまして、公共施設等総合管理計画の策定後にはなりますが、公共施設等の除却と申しますか、解体撤去費用等に合併特例債を充当することができるようになるということでございます。

その次のページの第7章、財政計画のところからは、それぞれ現状に合わせた変更となっております。

以上、宜しくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、八峰町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第19号、八峰町過疎地域自立促進計画の策定についてをご説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、八峰町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。

八峰町過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

この計画についても全員協議会で説明いたしました。平成24年6月に特別措置法の一部改正がございまして、先ほどの新町まちづくり計画と同様に有効期限が5年間延長されることになりました。新町のまちづくり計画の場合は、計画変更という手法をとりましたけれども、過疎計画の方は新たに今後5年間の計画を策定するという形となっております。ただし、内容については、現行の計画を踏襲しつつ、平成28年に予定されている事業など喫緊の施策事業などを追記したというものになっております。

それでは、皆様に別冊お渡ししておりますが、内容が非常に濃いわけですので、目次の方ご覧いただきたいと思っております。

目次の方見ていただきますと、第1、基本的な事項というのが1ページから記載されております。

第2の産業の振興が22ページからでございます。

それから、第3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というものが34ページから記載されております。第4の生活環境の整備、これは44ページから、第5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、これは52ページから、第6の医療の確保が57ページから、それから、第7の教育の振興が59ページから、そして、第8の地域文化の振興等が66ページから、第9が集落の整備、これが68ページから、第10、その他地域の自立促進に関し必要な事項、これが71ページからとなっております。

この目次の関係は、これはもう決められた分類となっておりますので、それに従って記載したものでございます。計画の中身については、説明を省略させていただきますが、これは法律に従いながら県と事前協議を重ねて策定したものでございます。県の方からは、異議がないという文章もいただいております。

また、今後計画内容に変更が生じる場合はこれまでと同様に、その都度議会の方に変更議案を提案するということとなります。

では、以上宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 議案第20号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結についてであります。

平成28年2月10日に指名競争入札に付した、林道施設災害復旧事業、林道峰浜線1号箇所工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的であります。

林道施設災害復旧事業、林道峰浜線1号箇所工事。

契約の金額です。6,711万1,200円。

契約の相手方、秋田県山本郡八峰町峰浜埜字豊後長根141番地1。

株式会社嶋田建設、代表取締役太田治彦。

支出項目でございます。平成27年度八峰町一般会計、11款災害復旧費、1項農林水産業費災害復旧費、2目林業施設災害復旧費であります。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

今日皆さんのお手元に入札結果、契約内容が記された資料が配付されておりますけれども、主な工事は簡易法枠による法面保護工となっております。

以上、宜しく願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案20号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長(米森伴宗君) 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者として指定するものでございます。

1、指定管理者となる団体の住所地及び名称

八峰町八森字滝の間324番地5

八峰白神自然食品株式会社 代表取締役 鈴木勇

2、指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この加工施設については、平成19年度に設立したもので、今年の3月で満8年を迎えようとしております。

また、八峰白神自然食品株式会社につきましては、株式会社鈴木水産以下5社で設立されたものでございます。これまで平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3か年、平成23年の4月1日から平成28年3月31日までの5か年指定管理者として指定しております。今回は引き続き5か年指定管理者と指定するものでございます。どうか宜し

くお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 何も異議あるとかということではございません。全員協議会でも申し上げましたように、無償での指定管理ということになるわけでございますので、町の特段の側面からの協力もまた必要だろうというようなことも考えられますので、委託料ゼロということで再契約ということになるわけでありまして、町の方でも十分な協力体制を整えていただきたいということを申し述べておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案21号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長（日沼正明君） 特別会計への繰入金限度額についてでございます。

議案第22号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成28年度八峰町一般会計から8,000万円以内を繰り入れる。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長（日沼正明君） 議案第23号でございます。

八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成28年度八峰町一般会計から2億3,000万円以内を繰り入れる。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためのものでございます。

宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長（日沼正明君） 議案第24号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成28年度八峰町一般会計から8,000万円以内を繰り入れる。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためのものでございます。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案24号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題と

します。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

- 建設課長（日沼正明君） 議案第25号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成28年度八峰町一般会計から6,000万円以内を繰り入れる。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためのものがございます。

以上、宜しくお願いいたします。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案25号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第26号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

- 建設課長（日沼正明君） 議案第26号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

八峰町合併処理浄化槽事業推進のため、平成28年度八峰町一般会計から300万円以内を繰り入れる。

平成28年3月3日提出

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためのものでございます。

宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案26号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時10分より。

午後 2時05分 休 憩

.....  
午後 2時10分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第27号、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第8号）。

平成27年度八峰町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,312万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,539万9,000円とするものであります。

それから、第2条につきましては、繰越明許の追加で第2表によります。

それから、第3条は、債務負担行為の追加及び変更で、第3表、債務負担行為補正に

よります。

それから、第4条は、地方債の追加及び変更であります。第4表の地方債補正により  
ます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤 和夫

そういうことで、まず最初に4ページの方ご覧ください。

第2表の繰越明許費補正でございますけれども、ほとんどが地方創生加速化交付金の  
関係で追加するものであります。

2款の総務費の企画振興交付事業。

それから農林水産業費の農林振興費交付金事業、それから水産業費の水産業振興費交  
付金事業。

それから、商工費の商工振興費交付金事業、それから観光費交付金事業、森林体験交  
流交付金事業、それから、ジオパーク推進交付金事業。

それから、教育費の公民館費交付金事業、そこまでが、今言いました地方創生の加速  
化交付金に係るものでございます。

それから、総務費の情報セキュリティ強化対策事業、これにつきましては、電算関係  
のセキュリティ強化を対策するというものでございます。

それから、教育費の方の地域未来塾ICT機器整備事業も新たな事業としてやるとい  
うものでございます。

あと、その他につきましては、農地農業用施設災害復旧事業でございます。

総額で1億4,473万円追加するというものであります。

それから、債務負担行為の補正でありますけれども、追加であります、これは学校の  
スクールバス関係であります。八森小学校、峰浜小学校、八森中学校分でございます。

総額1億1,084万3,000円であります。

それから、債務負担の変更ですけれども、中小企業融資斡旋資金利子補給金というこ  
とで、739万5,000円の限度額の減額でございます。これは実績見込みによるものであり  
ます。

それから、その次の第4表、地方債の補正でありますけれども、情報セキュリティ対  
策強化対策事業、それから変更の方では、消防救急デジタル無線整備事業負担金、自然  
災害防止事業、それから過疎対策事業の通常分とソフト分。この詳細については、歳入

の町債の18ページ・19ページの方に出てまいります。限度額を3,320万円減額するというものであります。

それで、今回の補正ほとんど事業確定又は確定見込みによる減額補正、それから地方創生の加速化交付金の関係、それから国の人事院勧告に準じた給与関係でありますけれども、給与関係の分と事業確定等による区分につきましては、詳細な説明は省略したいと思っておりますので、後ほど質疑応答の中でもし聞きたいことがあればご質問していただければ関係課長がお答えしたいと思います。

それでは、まず歳入であります。

1款3項1目軽自動車税7万2,000円の補正であります。これは実績見込みで、滞納分を7万2,000円減額するというものであります。

それから、民生費負担金169万3,000円の減額であります。社会福祉費負担金104万5,000円。中身につきましては、ここに書いてあるとおりであります。それから、児童福祉費負担金64万8,000円の減額、これもここに書いてある放課後児童クラブ分であります。

それから、14款1項1目の民生費国庫負担金1,973万6,000円の減額であります。そのうち社会福祉費負担金1,989万9,000円。中身についてはここに書いてあるとおりであります。それから、2節の児童福祉費負担金16万3,000円の追加、児童福祉費手当負担金と、これも実績見込みに伴うものでございます。

それから、14款2項1目の総務費国庫補助金806万7,000円の補正であります。1節の総務費補助金8,006万7,000円の追加。

それから、社会福祉費補助金325万9,000円の減額。

ごめんなさい。総務費の方については、上の総務費補助金の8,006万7,000円です。中身については、ここに書いてあるとおりであります。この中に地方創生加速化交付金が7,376万円入っております。

それから、民生費国庫補助金123万9,000円の減額ですけれども、中身については、社会福祉費補助金が325万9,000円の減額、それから児童福祉費補助金、これは202万円の追加でございます。実績見込みに伴うものでございます。

それから、4目の土木費国庫補助金4,058万円の減額ですが、これは道路橋梁費補助金ということで、社会資本整備総合交付金の減額であります。関係する歳出につきましては、後ほど道路新設改良、それから橋梁維持の59から61ページに出てまいります。

それから、教育費国庫補助金350万円ですけれども、これは新たに地域未来塾ICT機器

整備事業を行うということで、その分でございます。この関連予算も後ほど教育費の方に出てまいります。

それから、災害復旧費国庫補助金91万4,000円、これは公共土木施設災害復旧費で、これは事業確定によるものでございます。

それから、農林水産業費国庫補助金91万円、これは農業費補助金ということで、中山間地域担い手収益力向上支援事業費ということで100%補助でありますので、同額の歳出が47ページの方に出てまいります。農林振興費の方に出てまいります。

それから、15款1項1目の民生費県負担金770万5,000円の減額であります。これにつきましては、社会福祉費負担金が776万9,000円、それから、児童福祉費負担金が60万4,000円の追加でございます。

それから、15款2項1目の総務費県補助金914万2,000円の減額であります。これにつきましては総務費補助金でございます。それから、2目の民生費県補助金160万4,000円の追加であります。これも事業確定に伴うもので、106万4,000円の追加であります。

それから、衛生費県補助金9万1,000円、これも保健衛生費補助金の追加であります。

それから、農林水産業費県補助金1,069万5,000円の減額であります。農業費補助金が185万4,000円の減額、林業費補助金が884万1,000円の減額であります。いずれも事業確定見込みによるものであります。

それから、15款3項1目総務費委託金68万7,000円の減額であります。これも統計調査費委託金の減額でございます。

それから16款1項1目の財産貸付収入81万1,000円の追加ですが、これは土地建物貸付金収入でございます。

それから、18款2項1目財政調整基金繰入金1億円の減額ですが、これは当初予算組む時に財源不足ということで2億円借り入れたわけですが、今回1億円を財調に繰入れるというものでございます。

それから、19款1項1目繰越金246万5,000円の追加であります。前年度繰越金ということで、留保額が2億9,336万8,000円でございます。

それから、雑入で90万8,000円の減額であります。これも事業完了に伴うものでございます。

それから、先ほど申し上げましたように町債、21款1目の町債の内訳ですけれども、総務費で生活基盤整備事業債が300万円の減額、それから電算システム整備事業債が400

万円の追加、それから農業水産業債880万円の減額、これは林道整備事業債。それから、土木債1,740万円の減額、これは町道整備事業債、それから自然災害防止事業債、橋梁整備事業債の全て減額でございます。

それから、5目の消防債400万円の減額ですけれども、これは消防設備事業債の減額でございます。

それでは歳出の方ですが、議会費につきましては人件費関係ですので説明を省略いたします。

それから、2款1項1目の総務費の一般管理費ですけれども、8節の報償費11万円の追加ですが、これは八峰町誕生10周年記念式典の関係報償費、これはアトラクションを予定しておりますので、それに払う報償費でございます。需用費もそれから役務費も、それから14節の使用料及び賃貸料、これにつきましても10周年記念に伴うものでございます。ただ、役務費のところの手数料の55万円というのがありますけれども、これはこの庁舎の発電機の蓄電池の交換及び点検に係るもの等でございます。

会計管理費につきましては、11万4,000円の追加であります。これは実績見込みということで、担当職員がちょっと入院していましたので、その関係でちょっと追加になるものであります。

それから、財産管理費につきましては人件費関係ですので省略いたします。委託料の13節80万円は、これは実績見込みによるものでございます。

それから企画費、これは全協の交付金事業のところでも説明いたしましたけれども、賃金の事務補助員、それから報償費のイベント関係費報償費、それから体験事業支援員報償費、それから旅費の普通旅費・費用弁償、需用費、それから役務費、それから委託料の情報発信委託料、それから、使用料の会場借上料、括弧で書いてある交付金事業と書いてあるものにつきましては、これは全て地方創生の加速化交付金に伴うものでございます。あと、減額なっている部分の地域おこし隊等については、これは実績に伴うものでございます。

あと、負担金の広域関係につきましても、これを実績に伴うものであります。

あとは、補助金のまちづくり活動支援関係補助金、それから公共交通の空白地帯の有償運送関係、それから田舎暮らし事業応援補助金、タクシー運行費補助金、これも全て交付金事業に伴うものであります。

それから、7目の電子計算費814万2,000円の補正でありますけれども、歳入にもあり

ましたけれども、情報セキュリティ強化対策事業ということで、これは繰越明許のところにも出てまいりました。それ以外については実績に伴うものであります。それから、備品の18のそれも同じく先ほどの歳入の対応が載っております。

それから、10目の交通安全対策費77万3,000円の補正ですけれども、これは修繕料ということで、カーブミラー岩館、小入川、横間、小手萩の4箇所分でございます。

それから、2款2項1目の税務総務費105万円の補正でありますけれども、この中の時間外手当、去年より1人職員が減ったということで、今時間外がその分多少増えたということで55万4,000円の追加であります。

それから、2目の賦課徴収費、この中の一番最後の23節の償還利子及び割引料ですけれども、これが徴税還付金及び還付加算金ということで、全員協議会でも申し上げましたけれども固定資産税の賦課誤りということで、グループホームと3法人に対して307万8,000円の還付しなくちゃいけないということで、今ある予算から引いた205万7,000円が補正であります。これは、平成11年に減免に関する法改正あったわけですが、それに対する職員の認識不足であったということで大変申し訳ありませんでした。

それから、その次の2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですけども、これにつきましては136万8,000円の補正であります。その中の一番最後の大きいところ、委託料134万9,000円、マイナンバーカード等の交付等の関連業務委託料でございます。

それから、2款4項2目の秋田県議会一般選挙費77万8,000円、それから3目の八峰町農業委員会委員一般選挙費304万4,000円につきましては説明を省略いたします。

それから、その次のページの2款5項2目の指定統計費68万7,000円につきましても、事業完了に伴うものでございますので説明を省略いたします。

それから、3款1項1目社会福祉総務費268万4,000円の減額であります。これにつきましては、先ほど需用費のところですけども6万4,000円の追加となっておりますけれども、そのうちの消耗品、それから印刷製本費、それから役務費の通信運搬費の分につきましては、先ほどの歳入、国庫補助金のところで年金生活者等支援臨時給付金の事務補助金ということ出てきましたけれども、その対応額でございます。全て事業完了見込みに伴う減額補正であります。

あと、老人福祉費337万9,000円の減額ですが、これは実績見込みによるものであります。

それから、障害福祉費5,200万円の減額でありますけれども、これも先ほどの国庫負担

金の対応額の方でございます。確定によるものであります。

それから、5目の国民健康保険費1,694万1,000円の追加ですが、これも事業確定に伴うものでございます。繰出金が1,689万8,000円、これも確定見込みによる国保特別会計の繰出金であります。

それから、6目の介護保険費159万8,000円の減額でありますけれども、この内の委託料のところにつきましては、先ほど民生費の負担金が歳入のところに出てきましたけれども、その対応額の方でございます。

それから、後期高齢者医療費487万3,000円の追加ですが、これも事業確定によるものでございます。

それから、3款2項1目児童福祉総務費239万3,000円の減額補正であります。これも実績見込み及び実績による補正でございます。

それから、子ども園費の550万円、これも実績見込みによるものですので説明を省略いたします。

それから、4款1項1目保健衛生費55万6,000円の減額、それから予防費55万1,000円の減額につきましても、これも実績見込みに伴う補正でありますので説明を省略いたします。

それから、4款2項1目の清掃費40万円、それから農業委員会費98万9,000円の減額も実績見込みに伴うものでありますので説明を省略いたします。

それから、2目の44ページですが農業総務費134万6,000円の補正ですが、その内の需用費の317万円につきましては、全協でも説明しましたように、峰浜野菜出荷施設の電気設備の修繕を行うものでございます。

それから農業振興費427万7,000円の追加でありますけれども、これもほとんど平成27年の地方創生の加速化の交付金関連であります。賃金から18節、それから19節の生薬栽培助成金につきましては生薬栽培関連でございます。それ以外につきましては、実績見込みに伴うものでございます。

それから、7目の水田農業構造改善対策費197万9,000円の減額ですけれども、これにつきましては国の産地交付金減額分を町独自に支援しているものですけれども、これも実績に基づいて減額するものであります。

地籍調査員費につきまして123万3,000円、これも実績見込みによる減額であります。

それから、鳥獣被害対策事業費、9目ですが70万円の減額、これも実績見込みに伴う

ものです。

それから、都市農村交流費事業費16万3,000円の追加、これも実績見込みに伴うものがあります。

それから、6款2項1目林業総務費9万8,000円、これは人件費ですので説明は省略します。

それから、林業振興費1,202万4,000円の減額ですが、大きいところにつきましては、委託料では県単局所防災事業治山事業測量設計委託料ということで、これは鹿の浦の分でございます。それから工事費の県単局所防災事業治山工事995万8,000円、これも事業完了に伴うものでございます。

それから、林道整備費789万1,000円の減額ですけれども、これも実績見込みに伴うものでございます。負担金の537万5,000円の減額、これは県営林道事業の負担金ということで峰浜線に係る分でございます。

それから、6款3項1目水産業総務費7万1,000円ですけれども、これは人件費関係でございます。

それから、水産業振興費115万9,000円の補正ですが、これはここに書いておりますように、ほとんどが平成27年度の地方創生の加速化交付金に係るもので、これは、ハタハタフェスティバル、それから水産業分野の人材育成分等ということでございます。

それから、7款1項1目商工総務費25万円、これは人件費です。

それから、2目の商業振興費79万1,000円、これにつきましても交付金事業がほとんどでありまして、それ以外は実績に伴うものであります。これは特産品開発、物産販売、商工分野の人材育成に係るものであります。

それから、観光費につきましても括弧書きで書いてある881万1,000円の補正ですが、交付金に伴うものがほとんどであります。インバウンド観光の推進、それから広域観光の推進、観光協会の自立促進ということで載せてあります。

それから、森林体験交流費116万8,000円、これは環境資源整備業務委託料ということで、これも交付金事業ですが、ぶなっこランド周辺の環境整備であります。

それから、ジオパーク推進費825万2,000円、これも従前のジオパーク関連の予算ですけれども、交付金事業に乗せるということであります。

それから、8款1項1目の土木総務費は人件費であります。

それから、道路維持費432万6,000円ですけれども、これも事業確定に伴う減額であり

ます。

それから、道路新設改良費4,414万5,000円の減額ですけれども、これは先ほど国庫補助のところでありました社会資本整備補助金の関連の工事請負費、それから用地買収費これが先ほどの社会資本整備に係る対応分でございます。

それから3目の橋梁維持費1,100万円の減額ですけれども、工事費、観小歩道橋橋梁補償工事ということで、これも社会資本整備事業の分でございます。

それから、8款3項1目河川総務費400万円の減額で、これは事業確定に伴うものであります。

それから、河川維持費700万円、これも今回補助を予定してあったのですが、諸々の事情で今回やらなかったということで減額するものであります。

それから、8款5項1目の住宅管理費については人件費ですので省略いたします。

それから、9款1項1目非常備消防費40万4000円ですが、これは人件費ですので省略したいと思います。

消防施設費415万4,000円も事業確定に伴うものであります。

それから、教育費を除きまして、ページが飛びまして76ページ、11款2項1目公共土木施設災害復旧費83万円の補正ですけれども、これも事業確定に伴う工事請負費の減額でございます。

それから、13款1項1目造林費15万3,000円の減額であります。これも事業確定に伴う負担金の減額でございます。

それから、13款3項1目財政調整基金81万1,000円、これは歳入の財産貸付収入のところに出てまいりましたけれども、その分を財政調整基金に積み立てるというものであります。

以上であります。

あと、教育委員会関係について、教育長からご説明申し上げます。

宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私の方から、教育費についてご説明申し上げます。62ページからであります。先ほど、副町長と同じように、事業確定見込みのもの、また人件費に係るものについては詳細を省かせていただきます。

それでは、10款教育費1項教育総務費2目の事務局費でございます。529万5,000円の

減額であります、その中の3目職員手当の時間外勤務手当20万2,000円であります、今現在行っている文科省の事業、その他の不足分を見越しての補正であります。

次のページになります。

3目の教育助成費461万円の減額でございますが、これも事業確定見込みに伴うものでございまして計上させていただいたものであります。

次のページ66ページであります。

10款小学校費であります、水沢小学校費、埴川小学校費、八森小学校費とも確定に伴う減額でございます。それぞれ391万5,000円、100万円、280万円でございます。

68ページで4目の旧岩館小学校管理費25万円、統合小学校建設費54万円も事業確定見込みということでございます。統合小学校建設費のところ、統合小学校校歌作詞・作曲報償費でありますけれども、当初プロに頼もうということでの、もう見込んで予算を計上いたしましたけれども、ほとんど作詞家も作曲家もサラリーマンということで規定がありまして、それに合わせて支給したということで減額したわけであります。校歌の額、校訓の額については、教育委員会の職員が書くということで減額したものでございます。

それから、教育費の中学校費であります、中学校費、峰浜中学校費97万8,000円、八森中学校費339万円についても、事業見込確定に伴う減額でございます。

次の70ページになります。

統合中学校建設費についても、先ほど申し上げましたように校歌の作詞・作曲、それから校歌の額、校訓費についてはそういうことで減額したということであります。

次に、10款教育費4項社会教育費社会教育総務費であります、全協でもお話し申し上げました地域未来塾の関連で、学習が遅れがちな中学生に対して、学習習慣の確立と総学力をつけるということで、文科省の事業であります、文科省の方からICT教育をやっている関係で、ノミネートしたらという話がありまして、タブレットパソコンを40台購入するということで、予算を計上しておるものでございまして、秋田県では我が町ともう1の自治体選ばれたということだそうであります。

それから、公民館費で715万7,000円につきましては、加速化交付金で申込みしております図書カーの購入に伴うものでございまして、図書カーとそれに関連する積み込む図書、それから損害保険料、係る人件費を計上しているものでございます。

次の72ページであります。

4目の峰浜文化交流施設管理費29万4,000円につきましては、燃料費が減額でありますけれども、係る工事料修繕費は64万9,000円であります。峰栄館の高圧交流負荷開閉器また高圧コンデンサーの修繕ということで、これは指摘があったために修繕するということでございます。それから5目の八森文化交流施設管理費であります、98万7,000円、これも燃料費を引いて修繕料が115万7,000円ありますが、文化ホールファガス建設してからもう20年経っているわけでありまして、停電用のバッテリーが一度も取り換えていないということで、保安協会からの指摘によるものでございまして、今回取り換えようというものでございます。

次に、自然体験活動センター管理費の334万8,000円につきましては、事業完了また見込みに伴う減額でございます。

次のページ、74ページでございます。

保健体育総務費については132万2,000円についても、事業終了・完了に伴うのものでございます。2目の学校給食共同調理場運営費、150万2,000円につきましては、事業完了に伴うものでございますが、11節の需用費の中に、消耗品61万6,000円があります。これは、食器の購入であります。合併前の平成15年に購入した食器類でありました。順次取り換えてまいりました。ただ残っているのが汁椀でありまして、汁椀ももうかなり変色したような状況でありますので、今回取り換えるということで、61万6,000円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 73ページのところの社会教育費の中に、ちょっと目立ったなと思って今見たんですけれども、これは公民館費かと思えます。備品購入費のところの移動図書館車、これ、八峰町で確かに図書館の利用率が高いことは分かるんですけれども、まだその図書館の移動車よりは、まだまだ地域の方で困っていることがいっぱいあるんじゃないかと思うんですが、どんなものでしょうか。町長。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） これは、我が町は図書に大変力を入れておりまして、ファガスと峰栄館の図書室、更にはJAの窓口、4つある郵便局の窓口にも図書を置いています。非常に好評でありまして、利用率もいいわけです。自慢するわけではありませんけれども、

図書館のない町の図書館の利用状況は、断トツ八峰町がいいわけではありますが、まだまだやはり町が広いために、各差があるなということでもありますし、この図書カーを購入することで、地域のコミュニティやら子ども園を回ってイベントもやれると、子どもたちにも本をもっともっと読んでもらえると、そういうことで加速化交付金には該当するかどうか分からないよと、まず上げてみるよとそういうことで上げていただいたものでありまして、3月の下旬に当てはめてもらえばいいなと願っている状況でありまして、たぶんだめじゃないかなと思っています。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに、8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） だめかもしれないと悲観の話もあるわけですが、だめだでなくて、例えば、この図書は確かに利用率高いことは分かるんですが、それ以外に地域の中では店もない、あるいはガソリンスタンドもなくなっているところもあるわけで、買い物難民とそういう方々もいるわけです。むしろそういうへんぴなところにそういうふうな日用品を届けるそういうふうなものに使った方が私はいいのかなと思って、個人的な意見ですけども、どうしてこの今時、移動図書館車をやっただけで八峰町いやんだかと我々議員までしゃべられるような感じがして、そういう思いをしています。もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 教育委員会は地域の方々に図書を多く読んでほしいという一念でこの提案をしたわけではありますが、そちらのほうについてはコミュニティとかそのような関係だと思しますので、私のところではちょっとお答えかねますが、もう少し時期のことも考えてもう少し別の提案も出せばよかったなと、今は思っているところでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） はい。情報セキュリティの関係なんですが、27ページです。対策費の委託料、これはソフトだろうと思いますが、補助金で560万円入ってくるようなんですが、その下にある備品購入費の中に860万円という、備品ですから何か機械を買うわけですが、その機械の内容と、それによってセキュリティの対策が十分に対応出来るのかどうか、その辺ちょっとご回答願います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。企画財政課

長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 山本議員のご質問にお答えいたします。地方自治体情報セキュリティ強化の関係でございます。

これは、国の方で今回、国の補正に上がってまいりまして、それを今度は市町村に補助金として出しながら、強化対策をしてほしいという事業でございます。中身については、今山本議員がおっしゃった通り、委託料の関係で、システムの関係になると思います。それから、備品購入費の関係でございますが、まず認証システムを強化することから、二要素認証システムであったり、デバイス制御であったり、ログ管理のシステムであったり、これ一体化なっていますのでハードだけでなくシステムの中に入っているというものもございます。それから一番大きいのがネットワークの分離という考え方でございます。今までは、機関係と内部系とございました。住民情報であったり、税情報であったり、そういうものを機関係にございます。それから内部系というのは町内でのネットワークというふうになりますので、職員のいろいろな活動であったり、メールであったり、そういったものがあつたわけですけれども、今度ナンバー制度の導入によりまして、外部から来るメールについて、まず県とか国から来るメールについては、受け取りましょうというものの1つ、それから民間等から入ってくる、インターネットを使って入ってくるものはまた別だよという形で、もしかしたら1人3台の態勢になる職員もいるというようなことになりました。それに対応するためのいろいろな費用がかかるということから、今回、国の方でこのようなものを出したわけでございます。いずれ歳出の方では1,300万円以上掛かります。それで歳入の方は国の方から400万円、それから起債の方も含めて1,000万円程度でございます。というのは、補助金の対象にならない部分について記載の方ということでございますが、起債も100%交付税に算入されるわけではなくて、半分しか算入されない、それからパソコンで10万円とか安いものについては対象にならないとか様々な問題があつて、これはまた各自治体で、かなりの負担を強いられるような事業となっておりますので、これも全部平成28年度に繰り越されていきます。それで、大元の国の政策がまだしっかりしておりません。県の方でもしっかりしておりません、ということから今、こういう市町村では、なかなかどういう方向に行くのかというのをまだ模索している段階でございますが、国の補助金が今確定になったということから、まずは予算を付けておいて、平成28年度で動向を見るというのが今の状況でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） これはたぶん、今年度補正の分は、繰越なって平成28年度で実施するという事なんですね。分かりました。それでですね、実質的に備品購入にあたるのかどうかということなんです、たぶん同じシステムの中で市町村が動くと思うんですよ。そうするとですね、同じ共同化している市町村が同じシステムでやるんだとしたら、同じ機械でそれを管理するようにすれば、より安上がりになるはずなんです。ですからまず単独でですね、備品購入を発注するのではなくてね、共同化の組合で発注して同じシステムで運用するような形ということは考えているのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えをいたします。

町村の共同化のことがございますが、そこでは以前から、それぞれの町村でパソコンであったり、プリンターであったり、そういったものを購入する際には、一緒になってやりましょうということで、もう動いております。ですから、こういったものについて、パソコン等が必要な場合には、その都度会議を開きまして、例えばどこかの町で何十台、八峰町で何十台といったものをまとめながら一括して入札するという行為はおこなっております。今後行う予定でございます。ただ、システム関係については各市町村、各町村によって、それぞれ会社が違ってあったりいたしますので、それを全て一本化するということにはまだならないような状況ではあります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津信義君。

○8番（嶋津宣美君） 2つあるんですけれどもよろしいですか。

1つは45ページの峰浜の野菜集出荷施設のことなんです、今回電気設備修繕ということで、出てきています。ところで、施設は当時の村がつくって、農協の方にそれを委託するという形で、かなりな年数を経ているわけですけれども、これはまだこの状態が続くのでしょうか。例えば町の方からJAの方に譲渡とするということはしないでしょうか。

それから2点目です。森林体験交流費の中の作業振興の方かと思いますが、ぶなっくら周辺調査委託料、それから周辺環境整備委託料、今回100万円上げています。57ページ関係ですけれども。これはこれからレイアウトしてコンサルから意見でも貰ってそれで県の方にも町の方にも出すという形でしょうけれども、スケジュール的に平成28年度を越すんじゃないですか。その辺のスケジュールを教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 嶋津議員のご質問にお答えいたします。

まず、峰浜野菜集出荷施設の電気料、電気設備の修繕費用のことです。

317万円の費用です。これにつきましては、それこそ野菜集出荷施設、昭和62年に稼働してございますけれども、これまでまだ1回もそのキュービクルとかの変更がなかったということで、これについては我々もまだ想定してなかったんですけれども、これも危ないので取り換えないといけないよと、そういう指導をいただいたということでございます。それでこの金額的にもこの修繕につきましては、建物に付随した修繕になろうとそういうふう認識で、今回農協さんの方から、何とかならないのかというふうな相談があったということでございますけれども、この施設についてはそれこそ指定管理の中で契約しておるものでございます。この指定管理の中でその維持管理については、全て農協さんの方で、係るもの備品的なものまで全て負担しているということなんですけれども、その中で、第11条の中で施設管理の維持管理というところの条項の中で、管理施設の大規模な修繕については協議して定めますよと、1項但し書きがあるわけです。ということで、建物に付随した修繕、大規模修繕なので今回町の方で何とかお願いしますということで、今回の予算を計上させていただいたと。ただこの中でずっとJAさんのほうでずっと使ってきているという関係もありまして、町としては全部普段の経営の中で使っているのに、修繕の時だけ町にお願いされるということでは、ちょっと町の方でもちょっとこうこれから契約していることなんですけれども、今後のことについて一考すると、改めてこういう場合はどうするかということで、指定管理の契約を交わしているわけなんですけれども、このことについて更に相談していかなければならないなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。もとい。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） そうすれば嶋津議員のご質問にお答えいたします。

森林体験交流費の方の116万8,000円の予算につきましてはですけれども、まずぶなっコランド周辺ということで、森林科学館が建設されて以来三十釜あたりの観光と言いますか、そういう、こう回るツアーのようなものについてはだいぶ開発されておりますが、まだまだ町内にはたくさんの資源がございまして、その資源をもっと活用して様々なコースを作成し、そしてこちらを訪れる方の要望に応じていきたいということで、今回観光

資源調査ということで、平成28年度に実施したいということで、予算を計上いたしました。委託先としては、大変失礼いたしました。平成27年度の繰越事業として事業自体は平成28年度に実施するものです。それで委託先としては現在白神ネイチャー協会を予定しております。委託料の方が57万4,000円ということでございます。一方周辺環境施設整備ということで、二つ森方面への観光客については白神山地が自然遺産になってから訪れる方、観光客が多くなってきているわけですが、逆に周辺の方の訪れる観光客の方、ぶなっこランド周辺ですけれども、ちょっと少なくなってきております。少なくなると同時に、それまで整備されておったコース自体、草刈り等十分に出来ていない所がございまして、そこら辺もしっかり整備しながら、新たな遊歩道等を整備してまいりたいということで、周辺管理施設整備ということで59万4,000円、今回予算計上しております。これについても平成27年度の繰越事業ということで平成28年度事業を実施したいと考えております。この事業につきましても、委託先は白神ネイチャー協会を予定しております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑、8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） まず、最初の方の野菜の方、課長の方から30年経過しているわけですのでJAさんにとってもあそこはドル箱みたいなところですので、なくてはならない施設になっているわけですので、是非そういうふうな方向で詰めて頑張ってもらいたいと思います。ぶなっこランドの方、私ちょっと勘違いしたのかもしれませんが。前に全協の時相談あったぶなっこランドの今後のことについての施設の、そのことの委託のかなと思っていましたけれども分かりました。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。もとい、よろしいですか。ほかに質疑ないですか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 47ページの生薬栽培の助成金に関連して、お尋ねいたします。

今年の秋にキキョウの収穫があります。町の方ではおよそ200kg程度の収量を見込んでおるようでありまして、またメーカーの方からは必要経費はもちろん、米以上の収益を保障するというお話もいただいているようであります。しかしながら、ご存じのとおり、キキョウの場合は根の方に薬効がありまして、それを掘って皮をむいて、そして乾燥したものでないと、メーカーの方で引き取らないと、買い入れしないというようなことのように思われます。そして、その掘り出す皮をむくというのは、非常に労力を要する

ということで、他の方の栽培者の方から非常に敬遠されている作物のようであります。町の方では、生薬協会の方から栽培指導をいただいております時点で、こういう場合には非常に手間暇かかる作物だということをお話しあったのかどうか、メーカーの方では、だいたい買える収量は相当希望されているようですけれども、町の方では、なかなかキキョウの栽培、面積が伸びて行かないようであります。恐らくこういうことも影響しているのではないかなという気もするんですけれども、そこら付近について、説明いただければありがたいなと思います。

- 議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- 農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

それこそキキョウにつきましては、これまで国内栽培されておらないというふうな関係で、確かに機械化等の開発とか、そういうものもまだ全然されてございません。ただ、その根っこを使うんだよということは、試験栽培する段階から、生薬協会さんの方からも聞いてございます。手間暇もかかるということも聞いてございます。ただ今回、主に龍角散の方で、根っこは使うんでございますけれども、昨年までの試験栽培で農園でとれたもの、これについて収穫をして、実際に皮をむいて乾燥した物をメーカーの方に出して、試験を行ってございます。それで確かにその成分もちゃんとあるし、十分いけるので栽培の面積の拡大の方をお願いしたいと、そういうことで去年から本格的に農家の方に頼んで栽培するようになったと。まだはっきりとメーカーさんの方からも、これまでの栽培経験もないので経費がどれぐらい掛かる、そういうものも分からない、それで農家さんの方の手元に残るのも、どのぐらいあればいいのかはまだはっきり分からない、で、うちの方の八峰町の試験結果を見ながら、それを決めて、農家さんの方の意欲に繋がるような値段で買って買い取りしたいので、何とか経費は掛かるだけ出しますよということを確認いただいたので、農家の方に薦めていると。それで、今回皮むき大変だということなんですけれども、それについても昨年から中に入るメーカーさんの方で、一生懸命皮むき機械の試験をやってございます。うちの方からも、2回ほど提供して試験とかやってございます。それで、どの機械がいいのかということでその開発とか進めている段階で、今年の秋収穫した段階では、また改良された機械で持って皮むきとやってみると、そういった中で進めております。ですから、我々も機械もかなり開発されて来ているようなので、期待をしているところでございますけれども、農家さんの手元に残るお金についても、龍角散の方で保証するというのを聞いてございますので、我々も広報

等で募集してやっているわけですがけれども、初めての今年の秋、農家さんで収穫して、なかなか成ったよというふうなことになるれば、改めて農家さんの方も、キキョウやれば儲かるんだというふうなことになるれば、私も栽培したいという方が出てくるのかなというふうに考えてございますので、今年の秋の栽培者の方が、どの程度の儲けになるのか、そのあたりを注目しているというところでございます。解答になったかどうか分かりませんが。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） メーカーさんの方では、なるべく自分の方でほしいだけの収量を八峰町さんの方で栽培していただきたいという思いで、試験的に当初は農家さんの間に合うような感覚で買い上げるという意向のようであります。それが、機械の性能がどの程度で、労力の軽減なるのか、試験結果見なければわからないわけですがけれども、その結果です、そんなに機械導入したことによって労力が掛からず、農家の収入にもそこそこのことなるのであれば、今課長の言った説明のように、栽培面積も増えるのかなという気がしております。それにしても、今年の秋の結果を見ないと何とも言えないわけですがけれども、もう1点、乾燥機なんか導入もされていると伺っておりますけれども、菜の花プロジェクトで買った乾燥機、今、花の家の方にあるわけですがけれども、それも生薬栽培の方で何か活用するというようなお話しておったんですが、それを使用することが、今回キキョウの乾燥に使用出来ないものなのかどうか、これをお伺いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 乾燥機の件でございますけれども、それこそ確かに前に、なたね栽培をやった時に導入した乾燥機がございます。それを活用して、昨年キキョウの皮むきをやった際には、その機械を使って乾燥したということで、今年の秋もその機械を使って乾燥するとそういうふうな計画でございます。特に乾燥機新しいのを買うとかっていうのは、今のところは予定してございません。今ある乾燥機で十分活用できるんでないかなというふうに考えてございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 41ページの子ども園費の関係について少しお伺いをいたします。

賃金380万円ほど減額なっております。実績ということで報告されておるようですが、これは当初見込んでおった人数の保育士さんたちが、欠席なされたのか、あるいは予算の過大見積りであったのかですね、そこら付近をちょっと教えていただきたい

いと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。金田教育次長。

○教育次長（金田千秋君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当初、正職員も、臨時の職員も、保育士については時間外が大幅に掛かるだろうというふうな形で多く見ていました。その時間外がさほどかからなかったため、今回の減額というふうな形になっていますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第28号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第28号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

平成27年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ807万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億210万円とするということでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細書で説明したいと思います。

6 ページ・7 ページをご覧ください。

国保特別会計につきましては、事業完了の見込みによる補正が主でございますので、説明につきましては、その旨ご了承いただきたいと思います。

はじめに6 ページであります。

歳入であります。

1 款 1 項の 1 目一般被保険者国民健康保険税であります。減額の2,671万6,000円です。

1 節医療費分現年課税分であります。1,525万1,000円です。2 節後期高齢者支援金現年課税分649万6,000円の減であります。3 節の介護納付金分現年課税分であります。442万9,000円の減であります。4 節の医療給付費分滞納繰越分であります。54万円の減であります。

次に、2 目の退職被保険者等国民健康保険税であります。補正額が658万6,000円の減額ということで、1 節の医療給付費分現年課税分326万2,000円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分あります。156万5,000円の減であります。3 節の介護納付金分現年課税分175万9,000円の減ということで、いずれも税に関しましては、被保険者数とそれから基本となる所得の減少ということが、今回の大きな原因であります。

3 款国庫支出金であります。1 項国庫負担金療養給付費等の負担金であります。872万6,000円の減ということで、現年度分であります。

8 ページをお開きください。

国庫支出金の国庫補助金で財政調整交付金であります。1 節の普通調整交付金1,865万8,000円あります。普通調整交付金医療費分が1,380万7,000円、同じく後期高齢者支援金分等が485万1,000円となっております。

次に、2 目の災害臨時特例補助金であります。17万5,000円あります。

4 款の療養給付費交付金 1 項の療養給付費交付金 1 目の療養給付費交付金あります。1,283万9,000円の減ということで、医療費分で1,022万円の減、後期高齢者支援分で261万9,000円の減額となっております。

5 款であります。前期高齢者交付金といたしまして4,283万3,000円の追加であります。現年度分あります。

6 款県支出金県補助金ありますが、財政調整交付金ということで特別財政調整交付金315万4,000円の減となっております。

次のページをお開きください。7 款あります。共同事業交付金あります。1 目の

高額医療費共同事業交付金ということで2,348万円の交付金の追加であります。2目の保険財政共同安定化事業交付金4,643万6,000円の減ということでございます。

9款繰入金であります。1項他会計繰入金、一般会計繰入金であります。1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分190万6,000円の追加であります。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分1,003万9,000円の追加であります。5節です。財政安定化支援事業繰入金233万円の追加であります。7節地方単独事業繰入金で62万3,000円の追加となっております。

10款繰越金であります。その他の繰越金ということで前年度繰越金1,049万1,000円あります。

12ページと13ページをお願いいたします。

歳出となります。

2款保険給付費1項療養諸費であります。1目で一般被保険者療養給付費ということで、19節負担金補助及び交付金であります。5,154万4,000円あります。それから2目であります。退職被保険者等療養給付費965万8,000円の減ということであります。

同じく、2款の2項高額療養費であります。1目の一般被保険者高額療養費ということで1,705万9,000円の追加であります。2目の退職被保険者等高額療養費では負担金補助及び交付金269万3,000円の減額ということでございます。

3款であります。後期高齢者支援金等であります。1項後期高齢者支援金等あります。これは財源の構成であります。

14ページをお願いいたします。

6款であります。介護給付金です。1項介護給付金1目介護給付金、これにつきましても、税源の構成であります。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金の1目であります。高額医療費共同事業医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金のところで85万円の追加であります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金であります。同じく負担金補助及び交付金で5,619万3,000円の減額となっております。

10款であります。諸支出金であります。償還金及び還付加算金であります。償還金といたしまして796万4,000円の追加であります。

11款予備費であります。79万5,000円の減額であります。先ほども申し上げましたが、事業完了見込みによります補正となっておりますので、宜しくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第29号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第29号をご説明いたします。

平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）であります。

平成27年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。本補正は歳入歳出予算の組替によるものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細の方で説明したいと思います。

6項と7項をお開きいただければ幸いです。

はじめに歳入であります。

1款保険料1項介護保険料1目であります。第1号被保険者保険料ということで、1節現年度分特別徴収保険料15万5,000円の減であります。

2節現年度分普通徴収保険料8,000円の減であります。

7款であります。繰入金一般会計繰入金であります。低所得者保険料軽減繰入金とい

うことで現年度分であります。16万3,000円の追加であります。

8ページをお開きください。

歳出となります。1款総務費であります。3項介護認定審査会費2目認定審査会負担金であります。19節負担金補助及び交付金で12万1,000円の減となります。

2款保険給付費介護サービス諸費等の諸費であります。1目居宅介護サービス給付費400万円の追加であります。3目地域密着型介護サービス給付費であります。19節負担金補助及び交付金となりますが、310万円の追加ということでもあります。9目居宅介護サービス計画給付費、これも19節であります60万円の追加ということでございます。

2款保険給付費であります。5項特定入所者介護サービス等費であります。1目特定入所者介護サービスということで、19節負担金補助及び交付金で300万円の追加となります。

10ページ・11ページをお開きください。

8款であります。予備費であります。1,057万9,000円の減ということもございますが、介護保険の特別会計につきましても事業確定見込みによる補正となっております。

宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第30号、平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第30号を説明いたします。平成27年度八峰町後期高

齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

平成27年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,227万3,000円とするものであります。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細で説明したいと思います。

6ページと7ページをお開きください。

この後期高齢者の特別会計につきましても事業完了見込みによる補正となっております。

はじめに歳入であります。

3款繰入金1項一般会計繰入金であります。2目の保険基盤安定繰入金ということで100万2,000円の追加であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項の後期高齢者広域連合納付金ということで、1目も同じく19節負担金補助及び交付金で100万2,000円ということで保険基盤安定金の追加であります。

以上であります。宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可

決されました。

日程第30、議案第31号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村正君） 議案第31号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成27年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万5,000円を追加して歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,416万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入の事項別明細書でございます。1款財産収入2項財産売払収入1目物件売払収入補正額が81万5,000円でございます。これは1節の立木売払収入81万5,000円を追加するもので、これは水沢山関係の立木売払収入が確定したことによる補正でございます。

次の8ページをご覧ください。

歳出でございます。1款財産区管理会費1項総務管理費の2目財産管理費でございます。補正額が54万8,000円でございます。これは先ほど歳入で申し上げました、立木売払収入に伴う関係地区への交付金の追加でございます。ちなみに54万8,000円の内訳は、水沢へ44万5,000円、目名瀧へ8万2,000円、沼田へ2万1,000円です。合わせて54万8,000円となっております。予備費につきましては歳入歳出の差額分を予備費に追加するものでございます。

以上で説明を終わります。宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第32号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第32号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度八峰町の営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,004万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,644万1,000円とする。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

地方債の変更については、3ページの表に載っておりますので、宜しく願いいたします。

次に、補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目簡易水道事業費国庫補助金でございます。1,441万円の減額でございます。これは補助金確定によるものでございます。繰越金304万2,000円の減、前年度繰越金でございます。雑収入消費税還付金、平成26年度の方でございます。196万4,000円でございます。町債簡易水道事業債及び過疎対策事業債で2,420万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般管理費でございます。11節の需用費、印刷製本費、30万8,000円の減、備品購入費

は水道メーター等購入費でございますけれども、176万1,000円需要がなかった分でございます。実質的でございます。

次に、1款管理費2項施設管理費でございます。11節需用費、これは施設の電気料金でございます。光熱水費135万6,000円の減、それから委託料は37万9,000円の減、水質検査業務委託料でございます。そちらも実績による減額でございます。

次に、2款事業費1項施設改良費1目八森地区施設改良費でございます。委託料、実施設計の委託料19万8,000円の減、工事費排水管布設工事3,624万3,000円の減、工事の実績による減額でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第32号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第33号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長（日沼正明君） 議案第33号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ579万6,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,273万2,000円とするものでございます。

第2条、繰越明記の追加は第2表繰越明許費補正によるものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

3ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。これは事業の延長による繰越でございます。

次に、補正予算事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費国庫補助金313万4,000円の減額でございます。内訳は説明書のとおりでございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金266万2,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款事業費1項総務費1目一般管理費でございます。13節委託料626万8,000円の減、実績によるものでございます。内訳は説明書の通りでございます。

27公課費消費税納付金ということで確定申告によりまして71万1,000円の追加ということでございます。

1款事業費2項施設管理費1目八森処理区施設管理費でございます。水質検査委託料実績によりまして14万円の減額、同じく沢目処理区でございます。同じく水質検査業務委託の実施といたしまして16万4,000円の減額でございます。

以上でございます。宜しくをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第34号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第34号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度八峰町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,011万1,000円とするものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

補正予算事項別明細書により説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰越金1項繰越金1繰越金9万8,000円の追加でございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、今回の給与改定による増額でございます。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第35号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第35号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384万8,000円とするものでございます。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

6ページ・7ページをお開きください。

歳入でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金29万4,000円の減額でございます。

次に、3款県支出金1項県補助金1目合併処理浄化槽事業費県補助金同じく29万4,000円の減額でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金同じく29万4,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

次のページお願いいたします。

歳出でございます。

1款事業費3項合併処理浄化槽事業費1目合併処理浄化槽事業費でございます。負担金浄化槽設置整備事業補助金88万2,000円の減額でございます。2期分の予算を計上して

ございましたが、平成27年度は残念ながら設置していただける方がいなかったというための減額でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第36号、平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第36号をご説明いたします。

平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）であります。

平成27年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,193万6,000円とするものであります。

平成28年3月3日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細で説明いたします。

6ページと7ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

1款診療収入外来収入であります。1目の医科診療報酬収入であります。33万5,000

円の減であります。2目の歯科診療報酬収入202万1,000円の追加であります。

次に、1款診療収入その他の診療収入であります。1目医科諸検査等収入であります。37万2,000円の追加であります。予防接種の収入であります。2目の歯科諸検査等の収入であります。10万円の追加でありまして、乳幼児歯科検診収入の追加であります。

3款繰入金であります。一般会計から繰り入れがございます。676万4,000円の減ということがございます。

5款諸収入であります。雑入であります。39万7,000円ということによって歯科の補綴物売払収入ということがございます。

次のページをお開きください。8ページ、9ページとなります。

歳出であります。

1款総務費1項施設管理費であります。医科一般管理費であります。報酬は非常勤医師の報酬でございます。37万円の減であります。2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費については省略させていただきます。7節賃金であります。83万3,000円の減であります。需用費43万4,000円の減ということがございます。役務費につきましては16万6000円の減ということによって事業見込みによる補正であります。

次に、2目歯科一般管理費であります。賃金49万1,000円の減。需用費であります。16万1,000円の減であります。

次のページをお開きください。

2款医業費であります。1項医業費1目の医科医業費であります。76万円の減ということで、需要費で医薬材料費が61万4,000円の減、役務費手数料関係ですが、14万6,000円の減であります。2目の歯科医業費であります。104万6,000円の減ということで同じく医薬材料費需用費であります。42万8,000円の減。役務費も手数料関係で61万8,000円の減となっております。

以上であります。宜しく願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番山本優人君。

○10番(山本優人君) 歯科の診療報酬の収入が200万円ほど増えているようですが、これは計画より多いということは、治療した数の増加によるものなのか、それとも特別な理由があってそういうふうな臨時的な収入があったのか、その辺を説明をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

歯科の診療所の1日当たりの患者数というのは、少しずつではありますが増えてきております。前年比です。ただ金額につきましては診療者数に比例はするわけではありませぬけれども、診療内容によって大きな変化がございますので、この金額がどのようなものによって増えたのかというのはちょっとなかなか説明しづらいところがありますが、いずれ、診療患者数が増えたということも1つの要因と考えます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、残りの議案審議を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 3時49分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 1番 鈴木一彦

同署名議員 2番 笠原吉範

同署名議員 3番 水木壽保



平成28年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成28年3月4日（金曜日）

議事日程第2号

平成27年3月4日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 発議第1号 予算特別委員会の設置について
- 第3 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第4 議案第37号 平成28年度八峰町一般会計予算
- 第5 議案第38号 平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第6 議案第39号 平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第7 議案第40号 平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第41号 平成28年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第9 議案第42号 平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第43号 平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第44号 平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第45号 平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第46号 平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第14 議案第47号 平成28年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第15 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 第16 陳情第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
- 第17 陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	日沼正明	農業委員会事務局長	米森博孝
生涯学習課長	工藤金悦	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

---

午前10時00分開議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君の3名を指名します。

日程第2、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第1号を説明いたします。

発議第1号

平成28年3月4日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者 八峰町議会議員 鈴木一彦

賛成者 同上 嶋津宣美

〃 〃 笠原吉範  
〃 〃 腰山良悦  
〃 〃 柴田正高

#### 予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案の理由でございます。

平成28年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

次の2ページの方をご覧ください。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1、名称、予算特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による。

3、目的、次の議案について審議することを目的とする。議案第37号、平成28年度八峰町一般会計予算、議案第38号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第39号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第40号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第42号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第43号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第44号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第45号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第46号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第47号、平成28年度八峰町営診療所特別会計予算。

4、設置の期間であります。平成28年3月4日から平成28年3月18日までとします。

5、委員の定数11名。

6、予算審議に関する特別委員会分科会所管事項。この所管事項につきましては、次のページ、別紙のとおりであります。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君の以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午前10時06分 休 憩

.....  
午前10時06分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第3、予算特別委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には9番菊地 薫君、副委員長には7番皆川鉄也君が互選されました。

日程第4、議案第37号、平成28年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第37号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成28年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

次に、日程第5、議案第38号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第6、議案第39号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第7、議案第40号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、議案第41号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第9、議案第42号、平成28年度八峰町

営簡易水道事業特別会計予算、日程第10、議案第43号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第44号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第12、議案第45号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第13、議案第46号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第14、議案第47号、平成28年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。これらの議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第47号までの平成28年度の特別会計予算に関わる10議案については、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

日程第15、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

定例会最終日まで審査を終了されるよう希望いたします。

日程第16、陳情第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

定例会最終日まで審査を終了されるよう希望いたします。

日程第17、陳情第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中

小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午前10時13分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 4番 須藤正人

同署名議員 5番 腰山良悦

同署名議員 6番 柴田正高



平成28年3月八峰町議会定例会会議録（第3日）

平成28年3月16日（水曜日）

議事日程第3号

平成28年3月16日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（11人）

2番 笠原吉範	3番 水木壽保	4番 須藤正人
5番 腰山良悦	6番 柴田正高	7番 皆川鉄也
8番 嶋津宣美	9番 菊地薫	10番 山本優人
11番 門脇直樹	12番 芦崎達美	

欠席議員（1人）

1番 鈴木一彦

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	日沼正明	農業委員会事務局長	米森博孝
生涯学習課長	工藤金悦	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。傍聴者の皆様には大変お忙しいところご出席を賜り、ありがとうございます。

ご報告させていただきます。

1番議員の鈴木一彦議員が入院治療のため、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番議員柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。傍聴者の皆さんご苦勞様でございます。毎回トップバッターとして、私から2点について一般質問を行います。

はじめに、小河川の浚渫についてお尋ねいたします。

地球温暖化のせいと言われておりますが、近年局地的に大雨が降って各地に甚大な被害が及ぼされております。我が町でも昨年、大雨で住宅地内を流れる小河川の氾濫が心配されました。山間地の田んぼが耕作放棄され貯水機能が果たされなくなったために、雨が降るたびに沢々から雨水と一緒に大量の土砂が住宅地内を流れる小河川に流入し、土砂が堆積し、大雨の時には氾濫の危険にさらされております。氾濫の危険箇所を早急に調査し、浚渫を行う考えはないかをお尋ねいたします。

次に、未収金の収納について、収納向上対策本部本部長である副町長にお尋ねいたします。

今後、交付税や町税が減少して、町の財政も年々厳しくなることが予想されます。未収金の収納向上が重要となってまいります。そこで、この点についてお尋ねいたします。

1つ目として、平成27年度末時の税や貸付金、負担金の未収総額はいくらとなるか、また、不納欠損となりそうな額はいくらとなる見込みなのか、お尋ねいたします。

2つ目、それぞれの収納状況は今現在どうなっているのか。

3点目、平成27年度収納対策本部会議は何度開催されたのか。

4つ目、収納向上対策の内容など、第2条所管事項についてどのような話し合いがなされたのかお尋ねいたします。

5点目、その収納対策会議でまとめられた結果が収納現場に役立ったのかどうか、またその結果、どう検証したのかどうかお尋ねいたします。

6つ目として、平成28年度の収納目標はどのくらいに設定しているのか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦勞様でした。

それでは、私の方から柴田議員のご質問にお答えをいたします。

去年の7月に発生した大雨は、八森で141.5mm、また1時間最大降水量は39mmとなり、多大なる被害が発生したことは記憶に新しいところであります。ご指摘のとおり、近年は局地的な豪雨が全国的に発生しており、異常な気象状況には、日頃から注意と対応の準備を怠ってはならないものと考えております。

ご質問の小河川などへの対応についてであります。土砂等の堆積物については、日常的な作業班による見回りや、自治会からの通報や除去の要望等により、町直営や業者依頼など浚渫等を実施しているところです。大雨や強風で施設に被害が発生する恐れが予想される場合は、担当職員において全町パトロールを実施し、被害や被害が予想される箇所においては、迅速に対応することとしております。また、町では八峰町建設業協会と「災害時における八峰町所管施設の災害応急対策に関する協定」を結んでおり、被害の拡大防止や被害施設の早急な復旧ができるものと思っております。今後も、自治会や住民の方からの通報などのご協力をいただきながら、普段からパトロールを行い、土砂等の堆積など危険性のある箇所を迅速に把握することとし、浚渫などしかるべき対応を行い、防災、減災に努めてまいります。

2つ目については、初めてですけれども副町長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 次に、副町長の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは私の方から、2問目の「未収金収納について」お答えしたいと思います。

最初に、平成27年度末の税等の未収金総額についてですが、議員もご承知のとおり、

現年度課税分につきましては平成28年度5月31日までに、また滞納繰越分については平成28年3月31日までの収納分で確定されます。平成27年度末の収納額については確定していませんので、平成28年度2月29日現在での未収金額の状況についてご説明いたします。

町民税は、現年分2,306万281円、滞納繰越分703万2,105円、固定資産税は、現年分526万6,142円、それから滞納繰越分1,713万6,004円、軽自動車税は、現年分36万7,200円、滞納繰越分110万1,267円となっており、現年分及び滞納繰越分合わせて5,359万5,799円となっております。それから、国民健康保険税は現年分3,019万3,315円、滞納繰越分4,415万5,704円、現年分及び滞納繰越分合わせて7,434万9,019円となっております。町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の現年分及び滞納繰越分の合計は1億2,794万4,818円となっております。

不納欠損につきましては、町民税・固定資産税・軽自動車税合わせて365万2,580円、国民健康保険税が418万3,318円、合計で783万5,898円となる見込みであります。

公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の受益者分担金、3事業を合わせた未収金額は360万300円の見込みであり、不納欠損額については139万7,000円となる見込みであります。

町の土地貸付料は、現年分及び滞納繰越分合わせて83万3,221円となっておりますが、不納欠損額はありません。

法定外公共財産使用料につきましては、未収金及び不納欠損額はございません。

それから学校給食費については、1万1,000円の未収金ではありますが、不納欠損額はありません。

奨学金の未収金額については、現年分484万9,000円、滞納繰越分866万750円となっておりますが、不納欠損額はありません。

介護保険料の未収金額につきましては、現年分194万8,890円、滞納繰越分224万1,980円となっており、現年分及び滞納繰越分合わせて323万6,990円となっております。不納欠損額については、90万3,880円となる見込みであります。

それから後期高齢者医療保険料については、現年分24万4,900円となっており、滞納繰越分の未収額及び不納欠損額はありません。

高齢者住宅整備資金貸付金につきましては、現年分の未収金はありませんが、滞納繰越分が129万5,918円が未収となっており、不納欠損額はございません。

ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金につきましては、滞納繰越分が18万8,969円が未収となっておりますが、不納欠損額はありません。

2点目の、それぞれの収納状況についてであります。町民税現年分87.05%、それから滞納繰越分23.72%、固定資産税現年分97.92%、滞納繰越分16.67%、軽自動車税現年分98.18%、滞納繰越分15.78%、国民健康保険税現年分83.61%、滞納繰越分15.89%となっております。

公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の3事業の分担金合計は、現年分が88.89%、滞納繰越分5.86%となっております。

町の土地貸付料は、現年分96.82%、滞納繰越分11.26%、法定外公共財産使用料は100%となっております。

学校給食費については、99.92%となっております。

それから奨学金につきましては、現年分70.72%、滞納繰越分6.15%となっております。

それから介護保険料につきましては、現年分99.03%、滞納繰越分14.31%となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、現年分99.5%、滞納繰越分100%となっております。

高齢者住宅整備資金貸付金につきましては、現年分100%、滞納繰越分は全額未収となっております。

ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金につきましては、滞納繰越分14.1%となっております。

3・4・5点目の収納対策本部会議関連の質問についてであります。平成25年5月24日開催後、本部会議は開催しておりません。

平成25年度の本部会議では、本部長の私をはじめ、税務課、総務課、それから福祉保健課、建設課、学校教育課の課長及び担当者が集まり、各担当の未納状況、不納欠損の状況等の資料提供及び税務課資料の執行停止者の情報提供等について話し合っております。

各担当課において、未納者台帳の整備を実施し、特に不納欠損になる事案について、交渉経緯・生活状態・督促状況等の整備を行うよう指示しております。

町税につきましては、秋田県地方税滞納整理機構と連携し、財産調査や財産の差押、分割誓約の確約等を実施して滞納額・不納欠損額の縮減に努め、町税の合計不納欠損額

が平成24年度1,137万8,476円、平成25年度848万5,017円、平成26年度752万3,829円と減少しております。

また、人事異動に伴い新担当者へ会議の設立経緯や、滞納整理の手順等をも説明しておりましたが、平成25年度以降、担当者の異動がなく、各担当間で未納者の情報共有を引き続きおこなっております。今後も、不納欠損額の状況・収納状況等を見定めながら、随時必要に応じ、対策本部会議を開催して収納の向上を図ってまいります。

6点目の平成28年度の収納目標率についてであります。町民税の現年分98%・滞納繰越分20%、固定資産税現年分96%・滞納繰越分16%、軽自動車税現年分97%・滞納繰越分20%、国民健康保険税現年分93%・滞納繰越分16%を収納目標としております。

公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の3事業の分担金については、現年分は100%、滞納繰越分10%の収納を目標としております。

町の土地貸付料、法定外公共財産使用料及び学校給食費については、100%収納目標としております。

奨学金につきましては、現年分95%、滞納繰越分20%を収納目標としております。

それから介護保険料につきましては、現年分100%、滞納繰越分1%を収納目標にしております。後期高齢者医療保険料については、現年分99%を収納目標にしております。滞納繰越はございません。

それから、高齢者住宅整備資金貸付金については、現年分100%、滞納繰越分1%を収納目標としております。

ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金については、滞納繰越分1%を収納目標としております。

以上であります。議員ご指摘のとおり、今後の財政状況を考えると未収金の収納率向上は大事な課題でありますので、引き続き徴収に努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 昨年の12月定例会の一般質問でも申しましたが、昨年7月の大雨で中浜地区の民家が床上浸水をいたしました。その要因の1つは、裏にある神社の前を流れる水路が氾濫して、住宅すぐ裏の用排水路に流れ込んで、用排水路の水と水かさが増して、住宅に流れ込んだものと考えられます。この水路は石積みの水路であります。

その石垣が崩れて、もう水路の形がかなりとどめないような状況であります。それがしっかり整備されておれば、その水路から神社の横を流れる小河川の方に、雨水がはけるようになっておるわけですけれども、そこが整備されておらないがために、一昨年、昨年とこの住宅に水が流れ込んだものと思われまます。また、北部分署の脇を流れる小川の上流は、大雨が降るたびに氾濫を繰り返して、八森側の方の田んぼがその度に水浸しとなっております。その都度、その田んぼの所有者の方から、目名潟土地改良になんとかしてくれという苦情が寄せられておりましたけれども、いかんせん費用の掛かることですので、それとこれが土地改良の方で整備しなけりゃならないのかという役員会での指摘等もございまして、放置されておったわけですけれども、一昨年、峰浜土地改良の方から補助事業として行うことができるということで、一番土地の低い所、約30mほどコンクリートでかさ上げを行いました。ここには、上の方にため池が3つあるんですが、2つは田んぼをもう耕作しておりませんので、ため池の機能が果たせなくなって、雨が降れば沢を伝わって雨水と一緒に土砂が流れ込むと。それで毎年みたいに、下の方では堤防の土手の決壊が続いております。一昨年は、幸いにも災害に適用が受けましたので、その決壊したところは災害で工事を行いましたけれども、昨年もまた決壊したんですが、災害復旧工事に該当するだけの距離がないということで、未だに放置された状態となっております。その河川には柳の木が生えたり、また葦が生えたりして、それがまた土砂の堆積を引き起こす要因となっております。それから、この役場庁舎脇の小釜沢なんですけど、昨年も12月定例会で申したとおり、かなり氾濫の危険が予想されまして、部落の役員の人たちが出て警戒に当たったということを申しましたけれども、3年ほど前にやっぱり小釜沢が氾濫いたしまして、そのT字路のところの田んぼに、かなりの土砂と砂利等が流れて、その時に100mほど浚渫を行ったんですが、その下の方は手つかずの状態であります。ここも、川の中に柳の木や葦が生えていて、水の流れを悪くしております。こういうような箇所はやっぱり、先ほど町長は随時見回りをして、危険な場所はなるべく災害が及ばないように手当をしているというようなご答弁でございましたけれども、私から見れば、まだまだ不十分ではないかなという感じがいたしております。災害が起きればそれを修復するために、いくら補助事業といっても三十数%は町の負担があるわけですので、その見回って浚渫することによって、かなり費用が抑えられるのではないかとこのように感じますので、どうか見回って危険箇所を点検し、計画的な浚渫を行う考えはないのか今一度お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

.....

午前10時27分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開いたします。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

個別のいろんな課題について、もう少し詳しく質問していただければよかったですけれども、今、急に言われて私も手元にちょっとないんで、個別の具体的なのは答えられない部分はありますけれども、全般的には、今議員がおっしゃったように、我々も先ほどの答弁のとおり、いろんな箇所について出来るだけ事前にですね、調査をしながら手の打てるところには打っていきなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） コンクリートで嵩上げしたところは旧峰浜時代からの懸案だったんですね。雨が降るとたびたび氾濫して、八森地域の田んぼに水が流れ込むということで、峰浜時代から砂防堰堤お願いしますということで、当時の峰浜の農林振興の方でも、現地調査したりなんかしたという経緯がございます。今なれば、もうほとんど山間部の方、田んぼを耕作されなくなってしまいましたので、それこそ水田が有する多面的機能、保水機能、もう全然果たされなくなって、特にこここのところは、八森側の沢からもこの消防署の脇の川に流れ込むんですね。それで下の方はしょっちゅう災害復旧工事で護岸して、まさに護岸の見本市にみたいなような体裁になっているんですが。それこそ今後もまた、局地的な大雨が予想されますので、しっかり調査の上、必要であれば浚渫していただきたいと思えます。

以上であります。町長、もし出来ればもう1回答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。実態あるとすれば、後で土地改良ともいろいろ話をしながら、そしてまた現地も見ながら、対応できるものは対応していきたいと思えますので、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 青道赤道というのが、本来町で管理すべき施設であります。平

成17年でしたか、国の方から各自治体の方に所管替えされまして、本来であれば町で管理しなければならないということになりました。ただ膨大な数でございますので、全て町で管理するというのは大変だということで、それぞれの自治体、もしくは水路を利用している組合等で維持管理をして下さいということで、現在も来ているわけですが、あれども、それこそ田んぼの耕作をやめたところでは、水路の維持等の必要がなくなって、あちこち草刈りも泥上げも全然行われないう水路が散見するようになってきました。故にこういう事態が引き起こるんだらうと思います。町の方でも大変だらうと思うんですが、転ばぬ先の杖と申しますか、大きな災害が起きる前にやっぱり見回りをして、しっかり対応していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の未収金収納について再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） この収納向上対策本部という組織は、まさに町税、保険税及び使用料等の収納向上を図ることを目的として設置された組織であります。設置されてから既に5年近くとなりますが、職員の方々も一生懸命収納率のアップに努めておりますけれども、目に見えて収納率がアップしたと言えるほどの成果は出ていないように、先ほどの答弁で感じました。それこそ年々、町の高齢化が進行して、年金で生活する世帯が増えております。年金生活者にとっては、固定資産税などというのは大変つらい税であります。収入が少ない割に財産があるがゆえに、一定の税を納めなければならない、そういう中でも一生懸命納めて収納する人、それから、それが滞納されている人との間に不公平感が生じるようなことは、やっぱり避けなければならないと思います。それこそ、つらいながらも頑張って、税を国民の義務だという思いで税を納めている人にすれば、かなり不満も起こってくるんだらうと思います。それこそ滞納される方には、とにかくまず相談に来てもらう、町では減免措置だとか分納措置だとか、その人の生活の実態を見ていろんな救済措置が設けてありますので、とにかくまず滞納されている方には、相談に来てもらうということが大事なのではないかなと、かように思います。それから、やっぱり対策本部を設けて、その計画などを収納率や何かを掲げた場合、それが成果として現れているかというのをやっぱり常に検証して、そして次の対策にあてる、あたるということが非常に大事だらうと思います。税については不納欠損が生じるわけですが、貸付金等については時効がございませんので、不納欠損は生じないわけです。そして貸付金の場合は、連帯保証人が2名ついているはずで、今まで本人が収

められなかった場合、連帯保証人に返済を求めたということがあるのかどうか、お尋ねいたします。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。  
休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

.....  
午前10時40分 再 開

- 議長（芦崎達美君） 副町長に答弁を求めます。伊藤副町長。  
○副町長（伊藤 進君） 私の方からご答弁申し上げます。

今、柴田議員からお話ありましたように、この収納向上対策本部というものは、今言いましたように、徴収の確保それから公正性の確保という観点から立ち上げたあれであります。それで平成25年度以降やっていないということで、先ほど答弁にありましたように、担当がその後動いてないというのもありますし、今までの経験から言って我々税務課長やった15、6年前は個別徴収が主力だったわけですけれども、いずれ今プライバシー等のそういう関係あって、今やっているその督促催告、それから電話等での個別相談のお願い、それからそれをやって、なお且つだめであれば押さえるという形の方が、徴収率の面でもこれ伸びてきているという状況ありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。それで今奨学金については、私も教育委員会にいたときに作った要項でありますので、これはやっぱり身内だけではうまくないということで、第三者にも1人保証人になってもらいましょうということで、身内の方1名、それから第三者的な人が1名ということで2名付けておりますけれども、実際は納めなかった場合には保証人の方をお願いというか、しながら実際の借りた人と相談してもらって、その中で対応しているということであります。それから、今の高齢者の住宅の貸付金の件でありますけれども、そちらについては今まで連帯保証人の方に催促というか、大した経緯はないということですので、どうかご理解いただきたいと思います。

- 議長（芦崎達美君） ほかに。6番柴田正高君。

- 6番（柴田正高君） 今まで、連帯保証人の方には弁済を求めたことはないというお話でした。それこそ、何のために連帯保証人を付けているのかという意味がなくなってしまう。連帯保証というのは、債務者と連帯して債務の負担にあたるということですので、本人が支払えないというのであれば、当然保証人の方に返済を求めるべき

だろうと思います。また、債務というのは相続されます。本人が亡くなって、借りた人が亡くなったのであれば、当然相続人の方にも請求を行うべきだろうと思います。それから、税の方の収納、滞納の方の収納が、非常に率が低いわけですがけれども、先ほど申しましたように、一生懸命つらいながらも税を納めている方々の不満を持たれないように、やっぱり大変だろうけれども、頑張っただけでも収納率を向上するように努力していただきたいと思います。今一度、答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 先ほど高齢者住宅の貸付金の件について、保証人に求めてないということで、その件につきましてはいろいろな事情と言いますか、個人の借りている人の方に請求していると思うんですけれども、なかなか連帯保証人に甘いといえば、甘いんですけれども、それをやっていないということは、この後も今柴田さんのご意見も踏まえながら検討してまいりたいと思います。それからちょっと参考に申し上げますと、これまあ滞納繰越している人方、これ我々も今先ほど言いましたように、いろいろ調査しながらどうしてもその財産とか調べながら預金等調べながらやっているんですけれども、どうしても納めない人についてはなかなか収納率が上がらないというのが現状であります。ただ先ほど言いましたように、参考まで申し上げますと、民税、固定資産税、軽自動車税、それから国庫税もですね、これ県平均徴収率よりは八峰町の方がいい徴収率になっていますので、決して八峰町だけが低いというわけではございませんので、これからも出来るだけ徴収できるように一生懸命頑張っただけでもまいりたいと思いますので、どうか1つご理解お願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がありませんので、これで6番議員の一般質問を終了します。

5分間休憩いたします。再開は10時50分より行います。

午前10時45分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 皆さん、おはようございます。10番山本、2点について質問いたします。

はじめに、障害者差別解消法についてであります。

最近健常者と障害者が、一緒に勉強したり、働いたり、様々な活動に参加するといった社会参加が進んできました。しかし、まだまだ障害者の社会参加を妨げる障壁があり、障害者本人やご家族関係者が諦めてしまう場合が多いことが、国の調査で判明しています。そのため、障害のある人もない人も、共に住みやすい社会をつくることが求められており、その障害に基づく差別を禁止して平等な機会待遇を保障する法律が、平成25年6月19日の国会でいわゆる障害者差別解消法が成立し、今年の4月1日から施行されます。これまでの障害とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持っている体の外形だけから考えられてきました。しかし、それだけでなく、知的、精神、発達障害など性質のために働けなかったり、活動に参加できなかったり、社会と人の関わりから障害が生まれてくると言われています。そんな障害を持った方々に対して、障害を理由として差別すること、その他の権利・利益を侵害する行為をしてはならないという目的であり、障害者を特別扱いや優遇したり新しい権利をつくったりするものではないということです。誰もが差別はいけないことだと分かっているにもかかわらず、残念ながら差別と思われることがたくさん起きています。健常者でも障害者でも誰も分け隔てなく、お互い尊重し合い、暮らし、学び、働けるように、安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としたものが、障害者差別解消法の目的だということです。今後、高齢化が高まるに伴い、八峰町においても、何らかの障害を持つ方が増える可能性も十分あります。今まで健康であった方が、不慮にも障害を持たれた時に、どんな差別を受けるのか、この施行になるためには、自分が障害を持ったと仮定して取り組まなければいけないと思います。実際に、どんな差別が起きているのか明らかにするために、事例を集め、様々な団体や事業所と協力して取り組む姿勢を行政から発信することで、八峰町が障害者にも優しく差別に向けて率先的に取り組んでいる、人にやさしい町としてイメージを構築することが、定住促進、移住・定住に繋がると思いませんか。八峰町は、福祉政策に厚く人にやさしい町と感じています。是非、そのよい所をさらに伸ばして、その課題に向けて取り組む必要があると考えます。

そこで、3点の質問をいたします。八峰町の障害者の把握できている人数は何人いるのでしょうか。障害者の方から、差別に対する訴えや相談があったのでしょうか。障害

者差別解消法の理念を基本とした障害者差別解消支援地域協議会設立の考えはあるのでしょうか。いつ誰になるかも分からない障害者、何もなりたくてなったわけじゃないのです。健康な方でも、突然に体が不自由になることがあるのですから、自分や家族が障害になったという視線に立ったとしての見解を求めます。

次に、サテライトオフィスについてお尋ねします。

現在、都市部、特に東京都内には多くの企業のオフィスがあり、東京一極集中という言葉のとおり状況が続いています。一方でその仕事は本当に東京でやる必要があるのかという疑問を持つ企業や若者が少しずつ増えてきていると聞いています。特に、大手情報通信産業では、高速通信網の整備が絶対条件であるものの、家賃生活環境のコストが高い都市部でのオフィス作業に疑問を持ち、コスト面の観点からも地方に移転する企業もあり、徳島県の金山町では、10社の企業が事務所を設けている例もあるようです。過疎化や高齢化若者定住化対策への期待感から、各地方自治体が企業のサテライトオフィスを誘致する傾向が見られています。設置する環境として、都市型の企業においては自然に恵まれた地方での立地を望んでおり、長時間作業の多い職種、またストレスへの対処、精神的負担の軽減など職種によっては、サテライトの効果が発揮されているようです。このサテライトオフィスのメリットという点、1点目には、空き家遊休施設の利活用ができること、遊休施設を利活用することで維持管理に関わる経費の節約が期待できること、2点目に、地域が生まれることによる波及効果があるということです。企業にあった人材であれば地方在住でも企業は雇用する、またより良い就業環境を求めて、移住してくるといった利点があると思います。3点目に過疎化少子高齢化によりかつての活力を失い、住民が自分の住んでいる地域に対する誇りや愛着が失いつつある今、外部の人がここで仕事がしたい、すごくいい所だと評価することで地域を見つめ直し、地域の持つ魅力に改めて気づくことができるといったメリットがあるということです。将来的に家族の移住や地元民の雇用を義務付け、八峰町のPRなども出来る企業が望ましいと考え、移住者の受け入れサポートやUターンの若者の雇用も視野に入れた対策が必要となりますが、地元住民の理解を得られれば、そうした人たちが移住・定住することが期待できます。更にサテライトオフィス誘致により、空き家や遊休施設などの利用が実現されるとすれば、空き家対策、遊休施設対策など、町の課題も解決されるのではないのでしょうか。八峰町では、既にほぼ全町に高速通信網が整備されている点や、空き家事務所スペースを提供できる環境をアピールし、企業のオフィスを受

け入れるため移住・定住促進として、サテライトオフィスは有効と考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

差別解消法の考え方については私も同感であります。

ご質問の八峰町の障害者の人数は、本年3月1日現在、身体障害者手帳所持者は454名でそのうち1級が140名、2級が73名、3級から7級までが241名となっております。精神福祉手帳所持者は52名で、1級が15名、2級が33名、3級が4名となっております。また、療育手帳所持者は55名で最重度の方が6名、重度の方が17名などとなっております。

次に、「障害者の方からの差別に対する訴えや相談があったのか」というご質問にお答えをいたします。八峰町における障害を持つ方の相談体制としては、八峰町身体障害者相談員と八峰町知的障害者相談員制度があります。これは八峰町身体障害者協会と八峰町手をつなぐ育成会から推薦なった方を相談員として配置し、身体障害や知的障害に関する相談を受けるものであります。また、地域活動支援事業さくら園に委託して障害者の搜索活動などの支援や日中一時支援事業として、能代養護学校校舎などで放課後支援事業なども実施しております。このような事業を実施の際や障害者通所施設さくら園や障害者の就労支援を主に行う「ハッピーマッシュ」や「こころ」の事業所においても差別に関する訴えや相談の実績報告はありませんでした。

次に、「障害者差別解消支援地域協議会設立の考えは」についてお答えをいたします。

障害者差別解消法の基本的な理念は、障害者総合支援法に基づくもので、この法律により八峰町地域自立支援協議会が設立されております。この協議会は、相談支援事業者障害福祉サービス事業者等で構成され、定期的開催されており、相談支援に関すること、地域の関係機関によるネットワークの構築に関することなどを協議いたします。このことから障害者差別解消法第17条による同協議会の設置については、八峰町自立支援協議会、前述の相談員制度や各種事業において、その機能を十分に果たすことで、当面の間、開設の必要はないものと考えております。今後とも、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、山本議員のご質問にあるとおり、健常者、障害者わけ隔てなくお互いを尊重し、共生する社会となるよう、引き続き前述の事業や精神障害者当事者の会「のんき会」

などにおける相談体制を充実させながら、町民をはじめ町内事業者などにも広報などで啓発してまいります。

次に、「サテライトオフィス」についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、サテライトオフィスは都市部を避け、自社の本拠で行う業務と同等の仕事が出来るように、情報通信設備を備えた場所に立地したオフィスのことで、地方に進出する企業にとっては、情報技術の発達により本社にいるのと変わらない仕事ができる、通勤時間が緩和される、豊かな自然環境で生活し心も体もリフレッシュ出来る、地域の人と交流できるなどのメリットがあり、受け入れる自治体にとっても、遊休施設が活用され、新たな産業が生まれる可能性があり、雇用に繋がる、人口増が期待されるなどのメリットが想定されることから、過疎化が進み空き家や遊休施設が増加している地方にとっては、どこでもサテライトオフィスの進出は望むところではないかと思えます。

徳島県神山町は、サテライトオフィスで実績を上げている事例の1つであると思えますが、サテライトオフィスが誕生したきっかけは、平成11年、現地に作品づくりに来た芸術家が移住し、その人達の口コミによって移住者が増えたようであります。また、この取り組みは、平成19年に徳島県が移住交流支援センターを設置した際、県と連携しながら、民間のグリーンバレーというNPO法人が中心的な役割を担い、誘致に取り組んだようであります。現在、サテライトオフィスを構えている企業は20社で、うち12社が地元に住みつく滞在型で、あとの8社は、必要なときに現地を月数回訪れる形態ということです。滞在型の12社については、IT関係、デザイン関係、医者、農家など様々な職種があり、規模的には芸術家など個人経営から数十人規模の企業まであり、従業員は関西圏・関東圏から移住してきた方と、地元からの雇用者となっております。サテライトオフィスの誘致で、様々な職種の選択肢が増え、地元の若者が就職するチャンスやUターン者もいるとのことでしたが、大幅な雇用には繋がっていないようであります。また、一方では、途中での引き上げや地元住民とのトラブル等の課題もあるようであります。

町としては、サテライトオフィスの誘致は魅力を感じますが、もっと全国的な事例を調査しながら、成果や問題点について検証してみる必要があると思えます。行政が誘致する場合には、どのような企業にアプローチするのかの情報収集やノウハウについてもまだまだ不勉強であります。徳島県のように、県との連携や民間NPOによる取り組み

も選択肢としてはあります。これらから、首都圏企業との懇談会等の機会に情報収集もしてまいりたいと思いますが、まだまだ事前の準備が不足だと思しますので、猶予をいただくと同時に、山本議員からも誘致に繋がる情報を引き続き提供していただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 障害者が450人程度町内にいるということでありましてけれども、2月末の人口7,600人だと思っておりますが、人口比にすれば6%ぐらいになるわけですが、この6%の比率というのは15歳未満の人数たぶん8%ぐらいだと思うわけですが、こういう15歳未満の率ということで厳しい比率ですが、この中に年少者に対しての非常に手厚い支援というのは、町の予算等でいろんな形、給食費や保育費、いろんな形で支援しているわけですが、いざこういう障害者の方々の支援というのは、国費でいろいろなものについては、支援はなっているとは思いますが、町単独で支援しているという部分が、非常にないのではないのかなということでありまして、この辺については今現在、単独の障害者に対する支援というものがあるのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員の質問にお答えをいたします。

健全者には手厚く町が補助しているのに、障害者に対しては町ではちょっと足りないんじゃないかという話と、何を具体的にやっているのかというご質問だったと思います。ただ町全体の事業としては、健全者であろうが、先ほど差別解消法でありませぬけれども障害者であろうが、サービスはどちらにもちゃんと行き届くようにはやっています。なお且つ障害がある方に対しては、それなりの支援措置というのはやっています。例えば、障害者が家において何も仕事がない場合は身障施設に通って一時的にそういう授産の仕事をさせたり、それなりの仕事は町としても考えながらやっています。あるいはまた、家庭でのいろんな相談がある場合は、町としてもさっき申し上げた相談員の配置やら、あるいは町自体としてもいろんな相談を受けながら、そういう困ったことに対する具体的な手立ての問題は相談に乗っておりますので、我々としては健全者には厚く、障害者には薄いんじゃないかというそういう扱いはしていません。むしろそういう人方の話を十分聞きながら、町としてはやっているつもりであります。なお、具体的な事業について、私も細かい所までちょっと説明できない部分もありますので、もしあれであれ

ば福祉保健課長の方から説明をさせますけれども。どうされるでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 具体的なことについては後ほど担当の方に伺って、聞きたいと思いますが、先ほどの答弁の中で障害者の相談員と相談員制度で対応しているということではありますが、その相談の内容が町に上がってきてないのではないかなど、結局制度が機能してないのではないかなどというふう感じたわけですよ。制度が機能していないと判断されても仕方ないというふうな感じを受けたわけですが、現状のまま、協議会をつくらないでですね、このまま現行の支援員制度を使ってやるということであれば、その更なる相談体制の充実を図っていかなければならないと考えますし、その行政職員が要は役場職員がですね、その内容を理解した上で障害者に対して対応していかなければならないと思うんですが、その辺については何か相談がなかったということで、非常にちょっと私の認識と違うなと思うわけですがどうでしょう。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどの回答の中で、自立支援協議会を話しましたがけれども、その中にきちっと相談員も入って、いろいろなそういう事例があればその場に出されて、お互いにどういう対応をするのかということのをこれまでやってきておりますので、その中で先ほど申し上げたように具体的なそういう事例はなかったという話をしたので、届いてないということではなくてかなりそれには上げながら、お互いに情報交換をしながら次の対応について検討していますので、そういう議員がおっしゃるような手抜かりなような事はないと私の方では思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 言葉、回答が相談実績がないというふうに端的に聞こえたものですから。実際に私の事を例に私が相談を受けたことを例にしますと、私の知り合いの障害者の方から温泉施設での入浴に関してですけれども、足が不自由な方や乳がんで乳房の全摘した方、それから指定障害者がいるわけですが、いずれの方も自宅の風呂にはもちろん入浴するわけですが、相談者が希望する内容は、地元の温泉にゆっくり足を伸ばして入ってみたいということをしていまして、非常に私らから見ると非常に小さい願いなわけですが、自分自身もそうですけれども、やっぱり障害者の方を見ると、どうしてもその障害者の方の方を注視してしまいがち、自ずと視線は障害者に向

いてしまっているのが現状ではないのかなと。障害者の方にとっては、それは非常にその視線というのは痛く感じるのではないかと。行政としては健常者も障害者も差別なく施設の利用提供しているというのでしょうか。でも、今回解消法はこの差別を気にするなということで優遇へばだめだというふうな目的だということですが、現実、実際には優遇する必要はないんだということは分かりながらも、ある程度多少配慮というものがあってもいいのではないかとというふうに私は感じるわけですよ。例えば湯っこランドやハタハタ館で障害者の入浴時間を設けるとかですね、その辺の多少の配慮というものが出来ないものかと。障害者の方が、少しの時間大股を広げて湯船につかるというふうな機会を与えるのは差別ではなくて配慮と。それが私は人としての、何か考え方なのではないのかなというふうに私は思いますが、その辺について町長の考え伺いたと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

障害者だから、健常者だからという分け隔てなく、一般にお互いに暮らしていきましようというのがこの法律の趣旨でありますから、障害者だけ特別に別なときにやるとか逆にそういうものでなくて、そういう障害者は一般の健常者と同じようにそういうサービスが受けられるというところが本来の趣旨だと私は理解していますので、そこら辺はちょっと噛み合わないところがあるような感じはします。それから先ほど出された、手足が不自由であったり、あるいは精神疾患を持ったり、障害者としての立場はわかります。平たく言えば、乳房摘出者については障害者ではないとこういう認識、人間的に体型のどこか形状は違ってはいますが、障害者ではないということで障害者の中にも入っておりませんで、それは誤解のないように、だから我々としてはあくまでも障害があろうが無かろうが、さっきおっしゃった温泉にもゆっくり入ってもらえばいいことだから、そういうものを醸成をしながら、みんな一緒に生活していきましようという社会をつくっていくことが、我々に課せられた課題だと思いますから、そういう立場で、もし湯っこランドもハタハタ館も町と関連ありますので、そういう状況については話をしながらそういう差別ないように逆にやっていくように話をしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 確かに、法律の趣旨そのものはそのとおりでしょうがですね、現状は違うということだと思っておりますよ。やっぱり関係者というか障害なっている本人

もですし、その家族の方だってそうではないかなと。例えば知的障害者なんかはですね、1人ではもちろん行けないわけで、家族が一緒になって行かないと入れないわけですよ。そうすると、それは障害者の勇気に訴えているのかということになるわけですよ。例えば、町長が身体障害者じゃないという乳房のない人、自分が恥ずかしいから行けない。もっと勇気持って、なくても堂々と入るといふようなことを期待してのそれを全部差別をなくすという。ちょっとその辺については何か優しくない町だなという私は思うわけですよ。やっぱり障害者が入ってくるというか、入りたいと思った時に少し健常者が遠慮しながら時間を空けてやるとか、そういうふうなやり方というものがあるのではないかというふうに思うわけですよ。それを一般の健常者が入っている時間の一緒の時に、足が悪かったり乳房がなかったりする人も勇気を持って入ってくれというふうなことでは、私はちょっと人としてなんか納得できないなというふうなところありますが、もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

実際行ってですね、何か困ったことある、こういう手立てをしてほしいというようなことであれば、それはそれなりにサービスする方で対応しなきゃならないわけでありませうけれども、山本議員がおっしゃった差別解消法という趣旨は、健常者であろうが障害者であろうが、同じように共生していける社会をつくるというところに本来の目的があるわけですから、勇気を持って行けとかでなくて、それを受け入れる周りの態勢も一緒につくっていかなければならないということなので、確かに障害を持っている方、そういう心配をされる面もあると思いますけれども、そういう心配はするかもしれませんが、実際はそうでないかもしれない。もしそういう事実があったらそれを直していかなければならない。そういう積み重ねでですね、お互いに健常者も障害者も暮らしていけるという社会をつくっていかなければならないと思います。実際に体験センターでも障害者の人が来て泊ったりするケースもあります。それは当然ちゃんと風呂にも入っていますし、ハタハタ館自体としてもそういうケースがあったとしても、そういうものはちゃんと受け入れながらやっているわけでありませうから、今は乳房摘出全摘した方でもそれなりの装具があったりもしていますので、そういう対応とかしながらすることも1つの方法ではないかなと思っていますので、いち方法として、そういうもの、そういう人がたも入る場合もありますよとかと掲示すればいいんですけれども、逆にそ

ういうものが周りに意識させるような格好にもなりますので、お互いにそういうものを分かりつつ、行った際は的確に対応できるように、我々、ハタハタ館でも湯っこランドでもそこら辺の考え方については、指導をちゃんとしていきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○10番（山本優人君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目のサテライトオフィスについて再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） サテライトオフィスについて、十分町の方でも調べたようでそのとおりのわけですが、残念ながらこれに絡んで企業誘致等についてのアピールがあまりにも足りなさすぎるなというふうに感じるわけですよ。これは、今まで一般質問の中で何度となく言ってきておりますが、町のイメージアップを図らない限り、サテライトオフィスも来ないし、定住者も来ないわけです。そのためには、やっぱり環境もいろんな自然環境ももちろんですが、そういうふうな宣伝力をつけて町をPRすることが必要なわけですよ。それで、町がこんだけいい所なんだということアピールして初めて、サテライトオフィスに入っていくという順番でいけばいいと思うわけですが、残念ながらそれをまだまだ理解してないというか、まあ理解はしているんでしょうがそれに取り組んでないと積極的に取り組んでないということで、解答がまだまだ他のメリット・デメリットを調査した上で、それを検討していきたいような話だとすれば、全くやる気がないんだというふうなことで捉えるしかないなというふうに感じたわけですが、その辺は町のPRということを第一に、その次にはそれを使ってオフィス誘致、移住者誘致というふうな考え方っていつているのかどうか、その辺もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

さっぱりやってないというご指摘のようでありますけれども、例えば首都圏企業との懇談会、あるいはまた能代市山本郡だけの企業との懇談会等ありますけれども、その際はプレゼンをしながら、八峰町としてはこういうことを取り組んで、こういう条件とがありますよというPRはやっております。それからまた、最近の移住・定住対策の中では、様々な八峰町のメリットをPRするビデオを流したり、様々なメディアを使ったのを流しております。大きくはまた、龍角散ではありませんけれども、秋田県八峰町って

ちゃんと宣伝してもらおう場面もありますけれども、いずれいろんな形でPRはやっているつもりであります。ただ、やったからすぐ明日に成果上がるというものでもまたないと思いますので、これを地道に続けて行くことが非常に大事だと思いますから、特に、今取り組んでいる移住・定住対策の中でのこういう事業は、八峰町の良さという最大限PRしないとなかなか受け入れてもらえない要素になりますので、そういうものを積み重ねながら、更には企業誘致にも繋げていくというような考え方で進んでいっているつもりであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） よく町を活性化させるにはよそ者のばか者というふうなことを言われておりますが、やはり東京の若者のばか者をこういう機会にサテライトオフィスただで使わせるような感じ、ゆくゆくは企業ですから税金はもらうわけですが、是非積極的に取り組んでもらえるようにお願いしますが、その辺についてはもう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。答弁は須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 山本議員のご質問でありますけれども、先ほど八峰町あまりPRしていないという話でございました。実は、前にもいろいろ話ししている中で全国移住ナビというところがございます。これは移住希望者が一番見るサイトなようでございます。そこで現在の状況を言いますと、そのナビの中には動画の部分とそれからそこで作っているローカルホームページというものがございます。動画の方では全国市区町村1,700ぐらいありますけれども、その中で最高順位が13位になったこともあります。現在は53位となっております。それからホームページの方、ここには移住・定住の様々な手当、それから今やっている空き家対策等々いろんな情報を流しておりますけれども、これが現在全国で23位です。東北では3位、秋田県では1位です。このサイト、大館市は178位、鹿角市は78位ということで、かなりのお客さんが八峰町を注目していただいております。これは移住関係者でございますが、その方々でございます。3か月ぐらいでは3,000件ということでございますので、1か月当たり1,000件ほどの移住希望者が見ているようでございます。ただ、なかなか実績がないというのはそのとおりでございます。それでこのホームページの中には、例えば人材の関係、仕事を探すという部分もございます。その中には、仕事を探すの部分に入っていきますと町の人材情報であったり、それからハローワーク部分がございます。ハローワークについてはそのままそのサイトの

方にリンクされていますので、現在23件の会社が今募集しているというものがございます。ただ、その中にまだこのサテライト関係の物はございませんので、今後、空き家・空き施設等の情報をこのホームページの中に流しながら、新たな企業が来ていただきたいというような部分も流したいと思っておりますので、まずはがんばって今情報を流していると、注目されている町でもあるということ、ここに意識いただければと思います。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○10番（山本優人君） ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がありませんので、これで10番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

午前11時33分 休 憩

.....  
午前11時33分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、ご苦勞様でございます。私からは今日2点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1問目は、条例29号八峰町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例についてであります。

最近、公務員の非違行為を伝える行動が目につきます。当町も例外ではありません。非違行為が発覚した時に自治体がすべきは、責任の所在を明らかにし、町民に対し速やかに説明責任を果たすことと考えます。当町の非違行為をした職員への処分はあいまいであり、訓令第15号八峰町交通事故等職員の懲戒等に関する基準のような明確な処分の基準を設けることが、非違行為の抑止になると思っておりますが、町長の考えをお尋ねします。

第2問は、若者の移住・定住促進についてであります。

若者の移住・定住を促進するには、子育て支援や住宅の支援が重要です。当町では保育費、給食費、医療費の支援が充実し、総合戦略は子育て支援住宅が検討されています。

ただ、これだけでは一昨年研修に行った長野県下條村のように近隣自治体、つまり当町においては能代市のベッドタウンになるだけだと考えます。これでは少ない若者を山本郡内で奪い合うだけで、根本的な人口減対策や、地域活性化には繋がりません。若者の移住・定住を人口減対策や地域活性化に繋げるには、首都圏から若者を呼び込むことだと思います。それにはやはり働く場が必要です。八峰町には跡取りや担い手のいない商工業者や農林水産業者がたくさんいます。商工会や農協、漁協と連携を図り、跡取りバンクや担い手バンクを設立し、首都圏からの若者の移住・定住の促進を提案するものがあります。町長の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 笠原議員のご質問にお答えをいたします。

まず職員の懲戒処分は、地方公務員法第27条で同法に定められた事由に該当する場合のみできることになっており、地方公務員法第29条に懲戒処分できる事由が規定されております。また、地方公務員法第29条第4項で職員の懲戒の方法及び効果に関する事項は、条例で定めることになっており、町では「八峰町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」（平成18年八峰町条例第29号）を定めております。

この条例では、減給できる割合の範囲や、停職とする場合の期間などを定めているものであります。法律上は、これ以上の規定を設ける義務が無く、懲戒処分の内容は任命権者に委ねられているものであります。しかしながら、非違行為も多種多様で、厳正・公平に行うため、また笠原議員がおっしゃるとおり非違行為抑止のためにも基準が必要であることから、平成23年12月に「八峰町職員懲戒処分等の指針」を作成し、運用しているところであります。

この指針は、国家公務員に対する人事院の「懲戒処分の指針」に基づいて作成したもので、町の指針を作成する以前は、この人事院の指針を準用しておりました。

「町の指針」も「人事院の指針」も、標準的な処分量定を定めているもので、実際の処分内容については、この指針を基に決定するものであります。町の指針には、大項目で41項目、小項目で54項目の標準例を定めております。この指針は、公開しておりませんが、この度公開し、町の例規集で確認できるようにいたしました。いずれにしても、この指針が適用されるような事案が発生しないよう、そして町民の公務に対する信

頼を確保し、職員が公務員として高い倫理観を保持し、町民に信頼される職員として行動するよう指導してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「若者の移住・定住促進について」であります。本町は若年層を中心とした人口の流出を背景に、集落の小規模化や高齢化が進み、基幹産業である農業や水産業の衰退、地域の担い手不足、空き家や耕作放棄地の増加など、地域コミュニティを維持していく上で、深刻かつ厳しい状況に直面しております。

このような状況を踏まえ、本町では昨年度、役場庁舎内に「少子化及び人口減少対策に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、複数の課にまたがる諸課題を多面的・多角的に検討するとともに、若者の移住・定住対策については、国の地方創生先行型交付金や追加交付金などを活用し、本年度から「子育て世帯の負担軽減事業」「空き家活用促進住宅整備事業」などに着手するとともに、雇用創出、担い手育成対策としては、「八峰町雇用創出活動支援事業」「担い手育成応援事業」「新規就農者経営開始支援事業」などを実施しております。また、新年度では、本年度に策定した「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国の地方創生加速化交付金などを活用し、若者の移住・定住対策を更に促進することとしております。

笠原議員提案の「跡取り移住、担い手移住」の促進についてであります。本町の各産業における後継者の現状は、商工業については、平成23年度に実施した中小企業経営実態調査の結果によりますと、白神八峰商工会員240社中、「後継者有り」が98社、「後継者無し」が135社、無回答7社であり、後継者無しの会社の今後の予定では、親族や従業員等に継承が24社、売却が3社、廃業予定が81社、その他が22社、無回答5社となっております。農業については、秋田やまもと農協で毎年、農家の意向調査などを実施しており、平成26年12月に実施した「今後の農業経営」についての調査結果によりますと、対象者444名のうち、「現状維持」とする農家が255名で最も多く、次いで「規模拡大したい」が47名、「農業をやめたい」が40名、「規模縮小したい」が25名などとなっております。特に、「農業をやめたい」とする40名のうち、後継者不在が5名、高齢のためが25名となっております。調査対象者の平均年齢63・7歳であることを考えると「農業をやめたい」とする農家は今後増えてくることが予想されます。また、「規模縮小及び農業をやめたい」とする約半数は農地中間管理機構に、残りは個人農家との賃貸借による貸出を希望していることから、就農希望者が農業に従事できる可能性は高いと考えております。漁業については、後継者に関する調査はしておりませんが、秋田県漁協北部総括支

所にお伺いしたところ、「底引き船については、7、8割は後継者がいるが、小型船については、ほとんど後継者がいない状況である。」との回答があり、後継者のいない理由としては、職場環境の厳しさと所得の低迷が最も多いとのことでありました。このことから、後継者対策の基本は、地元企業や地場産業への支援の充実を通して生産性を高め、これに携わる方々の所得を向上させることであり、これが新たな雇用にも繋がることから、今後も地場産業の振興を最重要課題と捉え、各種施策を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

後継者対策と若者移住をリンクさせた取り組みとして、後継者不足に悩む地方の農林漁業者と都会で就職に失敗して「無業」となった若者をマッチングさせ、担い手として育て上げる活動を行うNPO法人の事例などがマスメディアで紹介されておりましたが、それらも参考に、笠原議員提案の「跡取り移住、担い手移住」については、どのような取り組みが本町に適しているかなど、関係団体等と意見交換してみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問はありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 先ほど町長がおっしゃられた処分等の指針ですけれども、私も今回、この一般質問通告書を提出した後に見つけた次第でございます。まさにこういうものを設けて欲しいということをおっしゃったところですが、先ほど町長が最近公開したものと答弁されましたが、それはいつから公開したのかを教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。日にちまでちょっと今確認できません、今月に入ってからでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 今月に入ってからということであれば、私はその時一般質問の通告書をつくった時には、やはり見つけることは出来なかったということになります。そこです、今回当町で発生した非違行為、公金の不適切な管理ですが、この懲戒処分のどこにあたるかと判断をして、どの項目にあたるという判断から今回の結論を出したのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これの第5条の（1）一般サービス関係のところの公金または公有財産の処理不適正という大きな項目で、自己保管中の公金の流用または公金または公有の財産の不適正な処理

した職員ということに該当するというふうに判断をしました。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） この条例は平成23年12月1日になっておりますけれども、この明確に公金の不適切な処理をしたものには減給戒告という明確な基準がありながら、当初悪意がなかったから懲戒は必要ないという話でしたが、その経緯とその考え方をお伺いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

ちょっと誤解があるようでありますけれども、懲戒の処分は必要ないということは一切言っておりませんので、事実経過をちゃんと調べてその上に立って適切に対応しますという話はしておりましたので、この処分の基準に従って処分をしたということであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） ちょっと私の見解と町長の見解がちょっと違うんですが、当初悪意がないからということで処分をしないというふうに聞いた記憶はありますが、それは私の勘違いですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

1月11日の全員協議会で渡した資料を確認していただければ分かると思っておりますけれども、このきちんと調査をしながら処分については適切にちゃんと対応しますということで書いておりますので、後でご確認していただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 後で確認をしてみたいと思います。それではそれこそ先ほど私が申したように八峰町に留まらず、月に2、3回公務員の非違行為というものが県内でも起きています、新聞をにぎわせておりますけれども、これが今回のことが抑止になって2度とこういう八峰町職員の非違行為が起これなければいいわけですが、100%起これないという確信はないわけで、またこういった八峰町の職員の非違行為が発覚した場合には、この八峰町職員懲戒処分等の指針によって処分されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

おっしゃったように、そのとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○2番（笠原吉範君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 次に2問目の若者の移住定住促進について再質問ありませんか。  
2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 私が担い手移住、跡取り移住ということを考えるきっかけになったのが、北海道の下川町というところでございます。これはもうトップページからすぐにクリックで出て来まして、次世代の担い手求むということで、今のところ5社が名乗りを上げております。創業84年の老舗スーパー、割り箸工場とかですね、こういった形で担い手がほしいという会社が人口わずか3,600人の町ですけれども、こういう取り組みをしているところがあります。それで八峰町のホームページも私ときどき見ていて、移住ナビももちろん見ているわけですけれども、それこそその商工業者や農林水産業者と、この担い手とか跡取りの募集をかけて移住ナビに載せたら、ハローワークにリンクするのも結構ですけれども、堅苦しい書類にリンクするのではなくて、こういった社長の顔が載って、担い手を募集してますということをやっている町もありますので、是非こういった形でそんなに経費が掛かることではないと思いますので、先ほどあったように八峰町の移住ナビは非常に回覧率が高いということですので、こういうことをやることによって、また子育て住宅や子育て支援が充実してるわけですから、後はやはり仕事だと思っんですよ。そういう意味でこういうことを移住ナビ、ホームページでアピールしたらどうかと思いますが、今一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

提案として受けさせていただきます。仕事が今現在でですね、町内の企業とかあるいは農林漁業者商工業者含めてどの程度のもので、雇用を求めているのかということも実態を把握し、更にはそういう要望等についても把握しないでいきなり載せるわけにもいきませんので、そういった方々との話し合いをしながらシェアをして、そういう今のおっしゃった扱い方もあると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 大変心強い答弁をいただきました。是非これは進めていただいで、

1人でも多く首都圏から若者が移住に繋がるように、各課長さん方も頑張ってくださいねと思います。

答弁はいりません。終わります。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。引き続き午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 午前中よりだいぶ傍聴者の数は減りましたが、7番通告に従いまして1点、一般質問いたします。11番、失礼しました。

JR五能線が今年7月で全線開通80周年を迎えます。1日平均で約600人が利用し、沿線住民の生活の足となり、近年では観光列車リゾート白神は年間約10万人の乗客があり、全国的にも人気の高いローカル線として知られています。全線開通80周年の節目に向け、JR、八峰町、能代観光協会、八峰町観光協会などの関係機関団体は能代八峰五能線全線開通80周年記念事業実行委員会を昨年11月に設立いたしました。地域に賑わいを創出しようと7月30日に能代駅前や構内で記念イベントの開催を計画しております。しかし、そのようなイベント開催で本当の地域の賑わい活性化が創出できるのか、五能線がイメージするのは八森から青森県鮎ヶ沢町までの美しい海岸線の景観であります。JRの乗客数でカウントして記念イベントの成否を判断できるのか、我が町は八峰町に下車してもらわなければ賑わいにも活性化にも繋がりません。今こそ誘客への盛り上げを図るチャンス到来であります。2年前にも秋田デスティネーションキャンペーンと銘打って東京関東圏で街中や電車内にポスター等のPRをいたしましたが、その効果はさほどではなかったように思えます。八峰町誕生10周年の節目の年に、果たして祝賀イベントの開催で観光誘客、地域振興にどのように繋げていくのか、このビジネスチャンスを、観光立町を目指す八峰町にどう生かすのか、町長の明確な考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門協議員のご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、五能線は昔から沿線住民の通勤や通学、行商などの大切な移動手段として大きな役割を果たしてまいりました。また、平成9年の秋田新幹線開業に伴い、同年4月1日には、秋田駅から弘前・青森をつなぐ、リゾート白神の運行が始まり、多くの観光客が五能線沿線の市町村を訪れるようになり、今では、「一度は乗ってみたい、ローカル線」の上位にランクづけされており、全国的に人気が高まっております。今年度も前年同期と比較すると、約17%増の11万2,000人を超える方が利用されております。

このリゾート白神の利用者は殆どが県外からの観光客ですから、「あきた白神駅」を利用して、ハタハタ館やニツ森、留山、海岸線散策等の誘客に努めてきたほか、小入川陸橋にさしかかるリゾート白神の撮影ポイント等、五能線を観光振興の資源として活用していくことが必要であります。

議員からは、平成25年10月から12月までの3か月間行われた秋田DCの効果についても触れられておりますので、DC前後の状況含めて報告をさせていただきます。

ご存知の通り、秋田DCは、JRグループ6社と自治体、観光事業者等が協同で実施した、国内最大規模の観光キャンペーンで、全国に秋田県を重点的かつ集中的に宣伝・販売等をしていただきました。秋田DC本番の前年には、秋田市に全国の旅行会社や旅行関係メディアの方々など、約800名を招聘し、秋田県内の観光素材や秋田DC本番に向けた企画等を説明し、秋田県の観光資源の魅力を十二分に伝え、キャンペーン期間中の秋田県向けの旅行商品の企画や販売に力を入れていただき、集中的にお客様を秋田県に送り出していただくようお願いしております。

また、県、市町村、関係機関でも、本番をにらんだ事業を展開しております。当町でも10月にリゾート白神に乗り込み、80人の乗客に峰浜梨と白神の塩を配布し町をPRしたほか、ニツ森登山への参加者を首都圏等に新聞広告を出し募集したところ、首都圏や県外からのお客さんを中心に、前回の19人を大きく上回る34名の参加がありました。

秋田DCの本番を前にした7月30日には、JR東日本東京支社ビルにおいて、首都圏各駅のびゅうプラザ販売担当者200人に対し、JR首都圏各店舗への秋田DC商品の説明を実施しております。秋田県関係者35名が参加し、秋田DCへの送客依頼と観光PRを行い、その後3班に分かれ、JR12支社と主要駅31箇所へキャラバンを実施し、秋田への送客を依頼しております。

秋田DC本番では、「あきたにしました」をキャッチコピーにして、全県各地で500名を超える着地型のイベントや各地域でのおもてなしの取り組みが行われ、地域によって差はあったものの、宿泊客や入り込み客は前年を大幅に上回り、多くの観光客の方々に秋田の良い印象を持っていただいたとともに、様々な方面から高い評価を受けました。期間中の主な取り組みとして、東京有楽町にてオープニングイベント「秋田けけ祭り」を開催し、県内特産品の販売の他、竿燈などの郷土芸能の実演、秋田美人100人キャンペーンなどを実施し、12万2,000人の来場者を数えております。宣伝情報発信としては、ガイドブック80万部を配布したほか、ポスター約1万7,000枚を掲示しております。

入り込み客数については、秋田県全体では、前年比14%増の608万3,000人であったものの、白神山地・能代山本地域は、8月の豪雨で藤里白神エリアの通行止めにより前年比91%の19万7,000人に留まりました。

宿泊客数は、県全体で前年比7%増の約55万人となっております。白神山地・能代山本地域は、前年比14%増の1万8,700人と、増加率では県内トップとなっております。

観光消費額は、全県で前年を30億円上回る328億円となり成果を上げております。

全体をとおして、秋田の知名度向上が図られ、期間中の誘客や経済効果など直接的な効果が得られたばかりでなく、今後の観光振興にもプラスになったと評価しております。

八峰町ではこの期間中、紅葉の留山散策や二ツ森登山のほか、白神あわびなどのグルメ昼食、観光市での買い物ツアーを1泊2日で開催し、好評を得ております。

また、んめものまつりには、前年比33%増の2万4,000人が来場し、売上も前年比25%増となり、秋田DCでのPRの相乗効果と捉えております。また、八峰町ハタハタまつりを開催し、来店者からアンケートにご協力をいただいたところ、県内外から354人の方から回答があり、そのうち「おいしかった」との答えが大きな割合を占めたことから、町の名産ハタハタを十分にPRできたものと感じております。

さて、五能線全線開通80周年記念事業であります。これを成功させるため、秋田県側ではこれまで実行委員会を4回開催し協議しておりますが、7月30日に能代駅で行う記念イベントについては、今のところ、式典や「1日観光駅長の任命」、子どもたちにも親んでもらうための「ミニSLの運行」、「小中学校の吹奏楽の演奏」、「郷土芸能の披露」、「リゾート白神が到着した時の駅構内でのおもてなしイベント」のほか、一般客やリゾートの乗客が買い物をしたり、食事ができるよう、駅前にテントを準備し、地域の特産品の販売や食堂を開設する予定で、八峰町にはテント2張りが割り当てられ

ておりますので、積極的にPRと販売に努めます。

当町では、町単独の取り組みとして、町と商工会、観光協会これまで2回協議し、事業実施主体を商工観光連携会議とし、現時点の計画では、80周年に当たる7月30日に、リゾート白神通過時に、多くの団体や町民のご協力をいただいて乗客に向かって団扇を振っていただくことや1週間後に開催されるアワビの里づくりまつり参加者を対象とした事業の実施、7月30日から1か月間、町内の飲食店等で食事をした方に抽選で、宿泊割引券やお食事券があたる事業を考えておりますが、更に協議を重ね、観光誘客、地域振興に繋げることができるよう工夫してまいりますので、アイデアがありましたらお寄せいただければ、ありがたいと思います。また、八峰町、深浦町、鱒ヶ沢町の観光協会と組織する、ルート101連絡協議会においても、五能線80周年をチャンスと捉え、3町で連携して観光振興につながる事業に取り組んで行くこととしております。

更には、JRと秋田県、青森県、五能線沿線の市町村で組織している「五能線沿線連絡協議会」では、北海道新幹線の開通、今年の7月から9月に実施される青森・函館DC、五能線80周年に向けて、五能線沿線自治体の観光、イベント、物産等の情報発信を行うことにより、五能線沿線への更なる誘客を図ることとしております。

平成28年度は、青森で東北六魂祭が開催されるほか、青森・函館DCに合わせて、リゾートしらかみ「ブナの新車両」もお目見えするなど、今まさに、追い風が吹いております。道南からのお客様や、首都圏からのお客様をターゲットにJR、県、五能線沿線連絡市町村と関係機関が一体となって、このチャンスを最大限生かせるよう取り組んでまいりますので、宜しくお願いいたします。

今、申し上げましたように、五能線全線80周年祝賀イベントだけの一過性に終わらせることなく継続して観光誘客、観光振興に繋げていくステップになるよう頑張っておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 11番議員、再質問はありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 大変丁寧な答弁でした。

庁舎に入ってきて、産業振興課の前にいけば、ポスターが貼ってあります。JRのポスターか、リゾート白神のポスターか分かりませんが、ほとんどが海岸線をイメージしています。五能線といえばやはり能代とかというよりも、八峰町から鱒ヶ沢に掛けての海岸線だと思うんですよ。そうした中で能代でこのイベントをやるのは結構なんですけど、町長の答弁にもあったように、やはりこの鱒ヶ沢、深浦町、八峰町のこの連携が大事だ

と思うんですよ。鱈ヶ沢ではヒラメ、ヒラメ漬け丼、深浦はマグロ、八峰町は五能線イベントの時期にはちょうどアワビの時期であります。この80周年記念事業に併せて食を絡めてね、連携した誘致を図るものがやはり一番の賑わい創出に繋がると思うんですよ。はっきり言ってJRの乗車率が100%とかそういうのは町の振興にはあまり繋がらないんですよ。やはり町に降りて、お金を落としてもらって、買い物するなり宿泊してもらってお金を落としてもらうのが、地域の活性化が地域振興に繋がると思うんですよ。そのためにはどんなアイデアが必要かというか、どんな施策が必要か、それをさっき言ったこの3町で、町長の答弁にもあったように、ルート101で協議会で網とり合戦とかも開催していますし、8月6日にはアワビの里祭りも計画されております。それから八峰んめもの祭り、さくらまつり等々こういうイベントに食を絡めて繋げていくのが賑わい創出、地域活性化に繋がると思うんです。町長がアイデア出せとிட்டので、少しアイデア出してしてみました。もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

五能線でありますから、五能線は沿線がやっぱりいっぱいありますので、特に今回能代を中心にとするのは秋田県側のイベントということになりますので、それはそれとして先ほど申し上げたように、ずっとここルート101で連携してきている深浦とか鱈ヶ沢含めて、向こうの青森県側との連携も非常に大事であります。今ご提案あったように、しかも食を絡めてということで、鱈ヶ沢のヒラメであるとか深浦のマグロ、そしてまたうちの方のアワビと違って、一緒に連携をしながらやるようなイベントも必要だというふうには考えておりますので、このあとそういうものを含めてお互いに盛り上げるために頑張っていきたいと思いますということにしていますので、その際に今おっしゃったようなアイデアも含めてでうちの方でも提案をしながら一緒になって頑張っていきたいと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 企画財政課長の答弁にもあったように、移住者ナビでは八峰町はいろんな部門で上位にいます。これに雇用も問題ですが、食と環境を絡めていけば八峰町は移住者であふれるんじゃないかと心配しているんですよ。だからイベントをやるのが目的ではなく、そのイベントをどうやって八峰町のために賑わいに活性化に繋げていくか、その課題を皆さんで協議して、是非今言ったことの実現へと向けて頑張ってい

てほしいと思いますが、再度町長の答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） おっしゃるとおりでありまして、まずあらゆる手を使って、イベントというのはこの記念事業のただ1回祝賀会やったり、それでいいというものではありませんので、この後に繋がるようなそういう形のものを求めながら、我々も一生懸命頑張っていきたいと思います。この間私も秋田に行ったら、秋田でタブレットで先日、何か八峰町へ外人が来て記録したやつを、私に逆にこういうの八峰町あるよと見せてくれました。私もテレビでは見たんですけれども。門脇議員も何か出たようなんですけれども、いずれ広い角度でいろんな形のPRがされておりますので、そういうふうなものもまた大事にしながら、要は地域にいる我々が人を呼び込んでいくという強い気持ちが一番大事だと思いますので、そういう方向に向けていろんなイベントを組んでいきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○11番（門脇直樹君） ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がありませんので、11番議員の一般質問を終わります。

引き続き、次に7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 議席番号7番の皆川でございます。傍聴者の皆さん、午前中から本当、大変長時間に渡っての傍聴ご苦勞様でございます。私でもって、今日の一般質問最後となりますので、今少しの間お付き合いをいただきたいという具合に思います。

さて、私は本定例会に振興計画と新年度予算、そして仮称でありますけれども学校歴史資料館の建設についてということで一般質問を通告をいたしておりますので、これに従い順次申してまいりますので、ご答弁方宜しくお願いをいたします。

まず最初に、第2次総合振興計画についてお伺いをします。第1次総合振興計画が終了し、この度第2次振興計画が発表され、先に配布された計画書等を拝見をさせていただきました。町が当初描いておりました八峰町のあるべきイメージは、地場産業である農業、漁業の振興を軸足に、風光明媚な白神山地や日本海といった自然環境を生かした観光等を組み合わせ、身の丈に合った行政の中から小さくてもきらりと光る町づくりというようなものであったと思います。あれから10年経過をいたしました。第1次総合振興計画と共に、加藤町政が進められてきたわけではありますが、10年過ぎた現在、町長が当初イメージしておった町づくりと現在を比較して、どう評価をいたしておるのであり

ましようか。お尋ねをするものであります。そしてこの結果が十分検証され、この度の振興計画に盛り込まれたと思うんであります。どのような形で盛り込まれたのでありましようか。最後に、これら計画を実行性のあるものにするためには今まで以上の行財政改革が求められると思います。この対策についてもどうお考えなのか、町長の所見をお伺いするものでございます。

次に、第2点であります。新年度予算についてお伺いをします。新年度予算の施行にあたっては、創生総合戦略に基づいた施策を重点に推進するというようなことで町長の予算編成方針で述べられております。その中から私なりに関心のあります部分について、ご質問をいたしたいと思っております。

まず1番目であります。幼児教育につきましてはその重要性を十分認識されまして、平成29年度から八森子ども園の認定化に向けた取り組みを進行してまいるということであります。幼児教育の重要性を重んずるということであれば、沢目、埴川子ども園も並行して、統合も含めて認定子ども園と移行する準備を進めていくべきでないだろうかと思うのでありますが、いかがでございまいしょうか。

2番目についてであります。町営診療所についてお伺いをいたします。先に行政報告で町のご努力に寄りまして、この度もまた三木、椿坂両先生から診療所を継続していただけたということで大変喜んでおるわけでありましてけれども、町営診療所の本来の目的であるべきことは、地域医療の確保とかかりつけ医師の確保等であります。この度も新しく診療体制が取り行われるということでありましてけれども、その都度町民の皆さん、あと診療所がなくなるのではとお医者さんが来てくれなくなるのではないかというようなことを大変心配をいたしております。この後の町営診療所をどう維持継続していこうとしておるのかお伺いをするものであります。

次に、農業についてお伺いをいたします。T P P問題が具体化をしてまいりました。また、平成30年度からは実質転作問題が廃止をされるということになっております。大変先行き不透明な農業情勢であります。このような状況では、農家の皆さん、自信を持って農業に取り組むことは困難を極めるものと思っております。以前から、稲作からの脱却、複合経営の確立、畑作振興の確立などと言われておりますけれども、なかなかこれといった良策がないのが実態であります。しかしこの度、国あるいは県の方からT P Pに関する農業大綱等が示されたわけでございますから、この中に具体的に農業や漁業についての事業実施の方針が掲載をされております。この際、なかなか振興しない農業・漁業の

地場産業をきちっと確立をしていくというようなことから、思い切った対策が必要と思いますが、町長の考えをお伺いするものであります。

3番目であります。仮称ではございますけれども、学校歴史資料館なるものの建設についてお伺いをいたします。少子化の進行が私どもが予想した以上に進行いたしており、学校統合もこれに合わせて今進められております。今現在、合併前に廃校になりました学校も含めると、私の計算でいきますと中学校で3校、小学校で4校、この度また統合により中学校2校、小学校2校の学校名が消えようとしております。それぞれこの学校は、今まで地域の中核的な施設として、あるいはまた地域の人々の心の寄り合いの場所として、極めて重要な役割を果たしてきたものという具合に認識をいたしております。こういった学校の古い歴史を沿革を後世に伝えていくということは、大変重要なことであろうという具合に認識をいたしております。こういった歴史資料館というようなものの建設について、教育委員会でどのようにお考えかお伺いをするものであります。

以上であります。宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、第2次総合振興計画についてであります。本計画は議会全員協議会や行政報告などでご説明したとおり、昨年7月に各団体や町民の代表者36名による審議会を設置し、昨年の7月から本年1月までに、全体会を4回、部会を6回開催し、答申案として纏めていただいたものを基本に策定したものであり、新年度からは本計画を町の最上位計画と位置付け、まちづくりを推進していくものであります。

1点目の「合併から10年、イメージした町をつくり上げることができたか」についてであります。皆川議員ご承知のとおり、八峰町は平成18年3月27日に誕生した町であり、間もなく10周年を迎えます。この間、合併前の平成17年3月に「八森町峰浜村合併協議会」が纏めた「八峰町まちづくり計画」を基に、平成19年3月に策定した「八峰町総合振興計画」の町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現をめざし、各種施策・事業を展開してまいりました。この10年を振り返ってみますと、峰浜庁舎焼失という想定外の出来事もありましたが、組織のスリム化による職員数、議員数の削減など行財政改革による経常経費の削減や、地方交付税の伸びなどにより、財政の健全化が図られたほか、町民においては八峰町の住民であるとの意識が徐々に培われ、一体感

の醸成が図られたものと考えております。また、生活環境では、情報通信網の充実、上下水道の整備、防災無線のデジタル化などインフラの充実が図られ、保健・福祉では、保健センターや統合子ども園の新設のほか、ソフト面でも行政サービスの充実が図られ、商工観光では、ポンポコ山公園やハタハタ館のリニューアルを行ったほか、商工観光連携事業にも着手し、特産品のブランド化も徐々に進んでおります。教育関係では、教育環境の充実や学校情報通信技術環境の整備に努めるとともに、先進的にICT活用教育を実践しました。このように合併時に思い描いたものにある程度近づいているものもあれば、依然として厳しい状況下にあるものもあります。たとえば、基幹産業である農業や漁業は経営環境が厳しさを増しており、従事者が減少するなど、担い手を確保するにもよほど腰を据えていかなければなりません。また、少子化と人口減少は想定を大きく上回って進行しています。このため、子ども園、小学校、中学校の統合時期が早まり、ここ数年はその対応に予算と人員を注ぎ込みましたが、今後は、空き校舎等の利活用が喫緊の課題と考えております。

2点目の「その結果が十分検証され、この度の振興計画にどのように盛り込まれたのか」についてであります。第2次八峰町総合振興計画は、「総合振興計画の策定にあたって」「基本構想」「前期基本計画」の3章に分かれており、第1章の、「総合振興計画の策定にあたって」の中で、「第1次総合振興計画における主な成果と今後の課題」を5ページにわたり、6つの政策ごとに検証しております。第2次総合振興計画では、これらの検証結果と時代の潮流などを考慮して、「基本構想」「前期基本計画」を策定したものであります。

3点目の「これら計画を実効あるものにする為更なる行財政改革が必要と考えるが町長の所見を」についてであります。ご承知のとおり、合併当時の本町の財政状況は大変厳しく、行政組織も両町村の組織をそのまま合わせた形でスタートしましたが、合併後は、組織のスリム化、議員、職員数の削減など行財政改革を積極的に推し進めるとともに、普通交付税の交付額が良好に推移したことなどにより、実質公債費比率は合併時の19・7%から現在は9・3%に、将来負担比率は合併時103・5%から現在18・5%に、財政調整基金、減債基金の合計額は、6億6,900万円から現在は26億円超に、新設した合併町村振興基金は現在約10億円となるなど、財政の健全化に努めてまいりました。しかし、今後は、新年度から始まる普通交付税の合併算定替えの段階的縮減が町財政に大きく影響することが予想されており、更なる行財政改革を断行していかなければなりません。

職員数の削減もそろそろ限界にきておりますので、町内の遊休施設や類似施設の統廃合など、公共施設の再配置による経費削減、町単独補助金の見直しによる経常経費の削減、行政サービスのアウトソーシングの推進による行政コストの削減などが考えられます。公共施設の再配置については、新年度で「八峰町公共施設等総合管理計画」を策定する際に検討することとし、各種補助金や行政サービスの見直しについては、普通交付税の今後の動向などを注視し、町の財政状況を勘案しながら長期的視点で検討してまいります。

また、財政健全化の基本は、経常経費の節減と共に、自主財源の確保でありますので、町の産業を活性化させ、町民所得の向上による税収の確保を図るため、町の基幹産業である農業や漁業の振興、既存企業の活性化については腰を据えて取り組んでまいります。

次に、新年度予算についてお答えいたします。1点目の幼児教育の件は教育長の方からお答えいたしますので、私からは町営診療所についてからお答えをいたします。

町営内科診療所の常勤医師の確保対策は、能代市山本郡医師会や秋田県に医師確保の協力を依頼しながら、週刊日本医事新報（日本医事新報社刊）に医師募集広告を掲載し、インターネットを利用した病・医院専用求人サイト、自衛隊除隊者・OB向け求人サイトへ常勤医師募集広告掲載をしたほか、町ホームページへ医師募集のお知らせを掲載しました。また町出身の医師と個別の交渉や、様々な人からの情報収集にあたったところですが、確保するまでには至っておりません。

この間、能代市山本郡医師会、能代山本医師会病院、秋田大学のご協力を得て、平成25年5月からは週4日の診療体制、平成26年3月からは埴川分院での診療を確保し週5日体制としております。また平成27年度からは週5日体制の強化のため水曜日の午後の診療時間を確保しております。しかしながら、毎日担当医師が異なることや、診療時間が主に午後となることなどから患者数の減少が続いております。このことから、平成28年度は引き続き常勤医師の確保に努力しながら、三木医師を本院、椿坂医師を埴川分院と担当医師を固定する方針で、診療体制を両医師のご協力により確保することができました。平成27年度まで担当していただいた、三田医師、医師会病院の医師及び秋田大学の医師のご協力に感謝いたします。今後とも地域医療に関しては、ご助言やご協力をお願いするものであります。また、平成29年度以降については、大筋で三木医師を中心に週3日程度、終日の診療体制とする協議が整っており、平成28年度中に平成29年度体制確立のため協議をしながら、併せて常勤医師の確保に努めてまいります。これにより当

分の間、担当医師が固定化され午前中からの診療も可能となり、第1次医療圏の医療機関としての役割を担えるものと考えております。

次に、農業についてお答えいたします。

予算編成方針でも述べましたが、国では、T P P大筋合意のあと決定された「政策大綱」に示された政策目標「攻めの農林水産業への転換」を前進させるために、平成27年度補正予算でさまざまな対策事業を提示しました。我が町でもこの補正予算の中で、活用できる事業、対象となる事業については、今議会の補正予算に計上したところであります。

平成28年度予算については、重点政策である「水田フル活用の推進と経営所得安定対策」「強い農林水産業のための基盤づくり」「担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進」など11項目が事業名、予算額とも提示されておりますが、まだ事業の詳細な内容等は示されておられません。

また、県では国の政策大綱を受け、現在、「秋田県T P P農業対策大綱」を策定すべく作業を進めており、今月末には完成する見込みと聞いております。県の平成28年度予算は、国のT P P発効を見据え、農林水産業の生産基盤強化や担い手育成を重視するほか、特に、稲作偏重から複合型生産構造への転換を進め、販売拡大につなげる予算編成としたようであります。国や県の新規事業等について、新年度に入ってから要綱・要領の公表とともに、県を通じた説明会での情報提供が見込まれております。町では、新たな制度や支援などの動向に注視しながら、農業団体等と連携を密にして情報収集に努め、国や県の補助事業等を積極的に活用して、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 次に、子ども園関係と3問目について、千葉教育長に答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から新年度予算についての子ども園についてのご質問にお答えいたします。

八森子ども園については、議員がおっしゃるとおり、平成29年度に認定子ども園移行を目指して準備を進めているところであります。

皆川議員のご質問の、沢目、塙川子ども園についても統合、認定子ども園へと準備を進めるべきとのことではありますが、新年度早々に、沢目、塙川両園の保護者にアンケート

ト調査を実施することとしております。参考のため申し上げますが、今年度4月から3月までの見込みを含めて生まれ、そして生まれる予定のお子様が町全体で26名であります。これを、入園されると思われる子ども園別に分けてみますと、園によっては極少なく、ここ数年同じ状態が続いておりますことを考えると、早い時期に統合についても決断しなければならないものと考えているからであります。アンケートの主な内容は、少子化により入園児の減少や施設の老朽化に伴い、今後、統合や施設の整備が必要となるが子ども園の統合についてどう考えるか、賛成の場合、反対の場合、選択肢を提示しながらその理由についての確認、統合するとすればその位置をどのように考えるか、現在の沢目子ども園、埴川子ども園、その他、別の場所にするのかなどであります。また、八森子ども園の認定子ども園への移行につきましては、来年度を目指しており、新年度早々秋田県と本格的な協議に入ることになっております。今後、これらアンケートの結果や、施設の現状等を総合的に判断するとともに、保育士の研修等は、移行する八森子ども園の保育士だけでなく、沢目、埴川子ども園の保育士も引き続き実施して、八峰町全体の就学前児童が平等に、しかも一貫した教育、保育の実現ができるよう今後具体的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、学校歴史資料館（仮称）の建設についてであります。今までに閉校になった学校を具体的に申し上げますと、岩館中学校、埴川中学校、沢目中学校、岩子小学校、そして旧八森小学校、観海小学校、それに岩館小学校の七校であります。今年度四月以降は、これに八森・峰浜中学校、埴川・水沢小学校を加えて11校となります。特に小学校は、殆どの学校が130年以上も地元に着実に有形無形の学校文化を育んできたものであり、開校以来各学校等で所蔵してきた教育に関わる様々な歴史資料や、更には校章、校旗、校歌、校訓、栄光の証となる賞状、そしてトロフィーや楯などあります。恐らく、各家庭にも何代にもわたって引き継がれてきた資料、倉庫には古い教科書など眠っているのではないかと探せばまだあるはずであります。皆川議員の言われる通り、時代とともに失われつつあるこれらのものについて1か所に保存し、町民の方々や町出身者がいつでもご覧になれるようにしていければ良いと考えます。この貴重な学校文化と学校文化財の行き場を失わせてはならないと考えるのは、私も皆川議員と同感であり、次の世代に引き継ぐのも私たちの使命ではないかと強く感じております。しかし、仮に学校歴史資料館を建設したとして、その施設を機能させて行くには様々な問題も考えられ

ます。今、考えられることは、第1に収集と保存、第2に展示と公開、第3に調査、研究、教育など、第4に情報発信、第5にさまざまな活動に共有できるスペースであります。これらを満たす施設にしなければ、ただの倉庫や物置となることは間違いありません。費用の面、運営に関わる人材、建設するとなれば多額の建設費用等々であります。そういう意味では廃校となる校舎の活用も1つの案であり、今後、役場内の「遊休施設再利用計画庁内会議」に案として諮ることも必要と考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） それでは振興計画について、再質問をさせていただきます。

この計画を作成するにあたって、町内の各層からそれぞれの方々の審議会の委員の方々を選出いただいて、この計画書を取りまとめたという具合にお伺いをいたしております。様々な方面の方々から参加をいただいたわけでありますから、この計画をまとめるには大変力強い組織であったと思います。それがゆえに、先ほど町長から10年間の町長がイメージした町づくりの成果等もお聞きしたわけですが、ややもすれば町の方の10年間の検証が薄れて、審議会のみ意見が多く計画書に盛られるんじゃないかなというようにも危惧しておったわけでありますが、この後の計画を拝見させていただきますと、この計画10年間の計画期間であるわけでありますから、この後基本構想です5年間ということの前期の構想もあるようですし、更には3年間の実施計画もそれぞれ計画され、またローリングをしながらその都度見直しを図っていくというようなこともここに記載をさせていただきますので、そのとおりにやっていただきたいし、この計画がただの計画でなくですね、やはり実のある計画であったと言われるような計画でなければならぬという具合に思います。そこでこれが、計画は私ども議会あるいは町職員の方々は重々ご承知だと思うわけですが、この内容をどのように町民の方々に周知をし、あるいはまたその人方の意見をいただきながら、先ほど申し上げた実施計画の中に反映させていくかということもまた大事だろうなという具合に考えるわけであります。このあとの3年間の実施計画を実行するにあたって町民の方々にこの計画の内容等十分周知をしていただいた上で更に意見をいただいて計画をまとめるべきではないのかなという具合にも思うわけでありますが、今一度、町長の考え方をお知らせいただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

既にホームページにはアップしておりますけれども、この後広報でシリーズものとして、この内容について少しずつ周知をしていきたいと思っております。それから意見を求めて計画をとということですが、計画そのものは出来上がりましたので、あとは出された意見を今後の実施計画の中で肉付けをしていくという方に生かしながら、あくまでも計画が実のあるものになるように、我々としても町民の意見を取り上げていきたいなと思っております。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 是非そのような形で進めていただきたいと思っておりますし、また先ほど町長からもご答弁いただきましたように、行財政改革の部分でありますけれども、職員の適正化計画も今おっしゃられたように、だいぶ限度に近付いておるといようなことでもありますし、これまでも長い間行財政改革については力を入れてきたわけでありますので、かなりの部分はもう手をつけて実施済みになったんじゃないかなというようにも思います。これをまた更にスリム化をしていくというようなことになると、大変また努力が必要だろうなという具合に思うわけでありますが、もう一度町長から、このあとの力強い行政改革をどう進めていくのかご答弁をいただければという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに職員数の減ですとか、この10年間の計画どおりに実施しましたので、かなり内容的にはきつくなってきているのは事実でありますけれども、これは行財政改革というのは、やっぱりこれはあくまでもこの先も追及していかなければならない課題でございますので、この職員減数に限らず、機構の見直しであるとかあるいは事業そのものの見直し、更には町自体で外部に出来るのは委託していくとか、様々な形でスリム化を図る努力はしていかなきゃならないと思っております。というのは全体に入ってくるものは減らされていく可能性があるわけでありますから、それを頭の中に入れて、やっぱり出す方をどういった形で縮小しながら、なお且つこの確保する事業等の財源を確保すると、難しい課題でありますけれども一生懸命両面を見据えながら、この後も行財政改革そのものは追及していくべきだと考えておりますので、そういう努力を引き続き行ってまいります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 町長からご答弁をいただきましたように、大変難しいだろうというように気もいたしますが、町の人口年々減っていくことも想定は出来るわけでありませぬけれども、人口が減ったからといって地域の住民要望が少なくなるということはないだろうなど、このように生活が多様化していくわけでありませぬから、住民ニーズに応じていくというようなこととなりますと、人口減とこういった要望事項が比例して減っていくということはなかなか考えづらいただろうなど。減っていくためには、減っていくことを防止するためのいろんな策も、またこの後、地域要望として上がってくるだろうという具合に思いますし、人口が少なくなったから、先ほど申し上げたように、事業量も減っていくというようなことにはならないだろうなどというように気がいたします。従いまして、これからも更なる行財政改革が必要だろうという具合に思われますので、どうか1つ、このあともいろいろな形で自主財源本当に乏しいわけでありませぬので、あらゆる補助事業等有効利用しながら、町の健全財政のために頑張ってもらいたいという具合に思いますので、町長の決意のほど、今一度お聞かせをいただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

総合戦略でもお話しましたけれども、人口減少の見通しから言うと推計から減っていくのは避けられない、しかし出来るだけ少しでも歯止めをかけていくとこういう政策でありますから、出来るだけ地元の雇用を増やしながら人口を維持するような努力はするけれども、一方では減少する、そういう社会にどう対応するのか、両面からいかなきゃならぬのが今回の戦略だとも思います。そういう意味では、住民からの様々なニーズはこれ減るわけではありませぬで、様々な形で出てくると思いますが、人口減少社会のそういった中で、どういふふうな形のもので住民サービスを確保していくのか、これまた大きな課題だとも思います。町全部で全てのものを背負ってこれから行けるのかということになると、こういう点もまた検討しなきゃならないので、地域の住民から協力いただくことはいただいて、あるいはまた自らの住民自治を確立しながら進めることは進めていくと、そういうお互いに協同の中でこの町づくりを進めていくというのが、これから非常に大事になってくるのではないかなと思っています。そうは言っても、産業振興があれば当然税収も伸びていくわけではありませぬけれども、今の状況から言うと、

それを努力しながらも、一方では交付税が段階的には減らされるだろうということになっていきますので、その財源の少ない中でいかに効率的な行政をするのかということでありますから、先ほど申し上げたとおりに、やっぱり行政改革はしながら少しでも町として削減できるもの、効率化できるものは効率化をしていくという姿勢は、変わらず続けながら頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○7番（皆川鉄也君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の新年度予算について再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） まず1番目の幼児教育について、教育長にお尋ねをさせていただきます。

先ほどのご説明で大枠については理解をいたしたところでありますけれども、これからやはり、今まで児童福祉というような観点から保育所の捉え方がされておったような気がいたします。今度は認定子ども園ということになりますと、幼児教育というような形に移行していくんだらうなということが想定されるわけではありますが、そういった場合にです。やはり教育というのは平等であるべきだというのは私の考え方であります。ですので、今八森地区の子ども園が認定子ども園の向けて頑張っておるのは、これ大変いいわけでありますけれども、早めに同じ形にやっ行って行かないと地域間格差と言いますか、そういった父兄からの不満とか不平とかが発生しかねないということも考えられます。ですので、そういったことがないように、早めにこういった対策は講ずるべきではないだろうかというようなことで今回一般質問させていただきますので、教育長の再度そこら付近の考え方を整理してご答弁いただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

議員おっしゃるように認定子ども園となりますと、認定子ども園の場合は種類がいくらかありますけれども、今4月から八峰町の場合はどの認定子ども園が適切な子ども園かを協議することにしておりますが、いずれにしても認定子ども園となりますと、保育の部分、教育の部分と文科省と厚労省の2つが入ってくるわけでありまして、やはり3歳児以上については教育をしていかななくてはならないということになります。先に八森子ども園が建設をして認定を目指しているわけではありますが、皆川議員のおっしゃるよ

うにあまり時間を置くことはやはり許されないわけでありまして、アンケート調査を取りながら早急にやはりこのことを進めていかなければならないもんだなと思って、今はそれだけ強く感じているところであります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） やはりそういった形でこのあと計画を進めるとすれば、こちらの方の計画の方にも、いわゆる電子黒板等の導入についても子ども園までというようなことも書かれてございます。ややもすれば電子黒板というような名前を聞いただけで、ああこれは教育に関する部分で、保育の部分ではないのかなというようなこともしっかりと説明しておかないと、こちらの方は電子黒板、こちらの方は普通の黒板ということになりますと、これもまた保護者の皆さんから何らか意見が出てくるような気がしますので、今お話したように、なるべく早く平等性を保てるようなそういった方向でいていただきたいという具合に思いますので、併せてもう一度、教育長からご答弁いただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

ご意見を十分に噛み締めながら、強い気持ちを持って進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 次に、町営診療所についてお伺いさせていただきます。先ほど来から申し上げておりますように、当局から大変ご努力いただきまして、どうにか非常勤の職員であっても診療体制は取られておるということで、大変感謝いたしておるところでありますけれども、やはりできるのであれば常勤の医師がほしいというのが本当のところであります。しかしいろいろな方法で努力したにもかかわらず、まだ確保できておらないということでもありますので、引き続きこれについてはご努力をいただきたいという具合に思いますし、また半面、もし常勤の医師の確保が困難を極めるというようなことで判断されるようであれば、やはり委託診療とかですね、そういった形で前から意見交換などもされておりますので、そこら付近も十分踏まえた上で、この医療確保対策を実施していただければという具合に思うんですが、町長の考えを再度お伺いいたします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどもいろんな努力をしていた経過を申し上げておりますけれども、秋田県の医師確保対策室の方にも、私も県庁に行く都度、足を運んで情報収集をしまいいりますけれども、なかなか有力な情報が見つからないというのが正直な話で、それから当方、うちの方だけではなくて全般的に県全体の各医療機関の医師が充足されているところはほとんどなくて、不足しているところがほとんど多いというような今の秋田県の現状でありますから、根本的な対策がないとなかなか地方のこういう診療所まで常勤医師を確保するというのは難しいのかなというように考えてはいます。ただそうは言っても、これからもいろんな努力をして特に町出身の人であるとか、様々なルートを通じながら我々も努力はしているんですけれども、決定まではなかなか難しいというような状況でございます。それから委託についても検討の余地はあると思うんですけれども、要は対象になる相手があることですから、そういうことでやっていただけるような人がいるかどうか、これはやっぱり常勤医師の確保とも同じなわけでありましてけれども、最大限そういういろんなケースあると思いますので、今年は午後の診療だけ、来年度については週3日だけでも午前中からの診療と、拡大はしていますので、そういった角度からまたいろんなアプローチをしながら結び付けていけないのかなというようなことも、もう少し努力をしてみたいと思います。いずれ右から左になかなか難しい問題でありますけれども、引き続き頑張っまいます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） ご案内のようにこれからどんどん高齢化が進んでまいります。医療機関が身近にないと、やはり遠い所の交通機関を確保しながら年配の方々が診療に行けるというようなことになると、また違う角度からの問題が出てくるだろうなというようなことも懸念されるわけでありまして、身近な所に安心してかかれるお医者さんがおればそれに越したことがないわけでありまして、大変困難だということは重々承知いたしておりますけれども、なんとしてもなければならぬ施設でありお医者さんであるわけですから、このあとも引き続き努力を惜しむことなく頑張っただけのようにお願いをして、この件に関しては質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） 再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） ③番の農業についてお伺いをさせていただきます。

ご案内のように、T P Pの問題はかなり具体化をしまいいりました。これに伴って国・

県からの大綱等もそろそろ定まるということでもあります。先ほど申し上げましたように、長年我が町の農業、ご指摘をいたしましたように複合経営確立、畑作振興というようなことでやられておりますけれども、なかなか実体として見えてこないということでもあります。この際、こういった対抗とかそういったものが出るわけですから、思い切った政策転換をしながら農業対策を考えていかないと、いつも言う地場産業とは言いながら、ここの部分がどうしても残ってしまうということになりかねないと思いますので、いつまでもここの引きずって行くようであればまずいというような具合にも判断をするわけですから、是非ここの部分ですね、思い切った考え方を大胆に示してやるべきではないかなという具合に思うわけでありまして、例えばシイタケの問題は今県の方のプロジェクトの事業でやられておりますし、いいわけでありまして、だから減反もなくなるこの水田農業ですね国の直接支払交付金も今度はなくなります。増して今度は今までの担い手等に交付されておりました、いわゆる均しの部分も今度はこの制度に合わせてなくなるというような情報も聞かれてございます。そうしますと、今まで水田農業を取りまいてる米作り農家の皆さんは、どちらの方向に進んでいったらいいのか、進む方向すら失ってしまうんじゃないかなというような気がするわけでありまして。町のそういった方々へどう道しるべをつけてやるのか、町長から是非お答えをいただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

T P P 関連の対策については方向性は今きましたけど、具体的な内容については新年度に入ってからということで、これは国も県も同じなわけですから、その内容についてはそれを見ながら町としての対応を決めていきたいというふうに考えます。農業をめぐって、特に秋田県農業の場合はコメ偏重と、これを何とか転換していかなければならないという方針は前からきちっと出されているわけですから、同じ米でも主食用米から飼料米、あるいは加工用米、これに切り替えなければいけないという方針は出されています。それから今、できれば米以外のものに転換しようじゃないかと。例えば秋田県であれば県全体として枝豆日本一を取り組むとか、あるいはまたこの地域であれば大豆とかソバ、更にはネギ、ミョウガとか新興作物ありますので、これへの転換を農家の方々も自分がやっぱり選択して考えていかなければならないんじゃないかなと思っています。その中で町としても、畑作への転換とかいろんな支援の中で必要なものはやっていくというこ

との方針を出しておりますので、もっと求めるものは、具体的にこういうものが足りないんだということになると、それはうちの方でもいろいろ考えていきますけれども、大体の、今考えていく向かう方向というのは出てきているわけですから、後は農家の方々の経営を考えて何を選択していくのか、これもやっぱり少し考えていかなきゃならないし、これから30年に向かって米の生産数量についても自主的に取り組みをしていかなければならないという方向が出されていますので、そういう立場から言うと、もう少し経営としての考え方で、どういう方向に向かうかの考え方そのものも、経営者としてもやっぱり経営農家としても、考えていくべき時期ではないかなというふうに考えていますので、我々も大事な産業の1つでありますから、そういった農業者の中で、この分については是非町の方でもというようなものあれば、我々としては精一杯一緒になって取り組んでまいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） TPPの中では秋田県もそうでありますけれども、米に及ぼす影響はゼロだという具合に言われております。しかし私どもの八峰町で米ゼロというようなことを大変イメージしづらいという具合に思うわけであります。これから米作りをしていく農家が、いろいろとこう自分の経営でありますから、考えてやっていかなければならないことは十分分かるわけではありますが、町がこういった形で、例えば同じ米であっても、今業務用のすしのお米とかというのをどうも提案をされておるようであります。そういった物への変換とかですね、いろいろ情報もあるかと思っておりますので、この後そういったことも、是非頭の中に入れておいていただいて、この状況を見ますとやはり八峰町の場合米作り農家が多いわけでありますから、そういった方々に今その経営を転換しろと言っても、なかなか難しい部分があるかと思っておりますので、是非町でもそこら付近を考慮していただいて、いろんな会議の中でもそういった米作り農家の先に見える方向性を、是非探っていただければなというようなことを希望して、ここの質問は終わらせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 次に、3問目の学校歴史資料館（仮称）の建設について再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 資料館の方の仮称でございますけれども、話でございますが、教育長からご理解のある答弁をいただいて大変結構ですが、やはりこういったものをしっかり整理してお客さんに満足いただけるものにするということになりますと、大きな時

間と経費が掛かるだろうなということは十分予想されるわけでありまして。どうかこの後教育委員会、定例教育委員会もあるかと思っておりますので、それぞれの方々の考え方も聞いておいて、参考にしながら進めておいていただければなという具合に思いますが、ただ1つだけ、今現在保存状況がどうなっておるのか、そこら付近をもし分かれば教育長の方から範囲内で教えていただければなという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

統合八森小学校の3小学校統合の際には、学校の中にそういう資料館的なものをつくるべきということで、1つの教室を旧八森小学校、観海、岩館小学校の主なものを集めております。結構やはり成人式とか修祓のときに見に行くかということで、学校に来て下さる方がいるという話を聞きました。あと、個人で持っている方をやはり探さなければならぬと思っておりますし、あと、最近の統合した学校については校歌・校章・校訓・校旗とかそういうものについては、まとめているところもありますし、集めればそれなりの数は揃うと思っておりますけれども、やはり、実は今朝早くインターネットを見たら、全国で1つだけ学校歴史博物館ありました。京都であります。やっぱり6年も年月を掛けて、やっぱり資料を整備して、年間1万人に以上の視察があるということでもあります。参考にしてみたいと思っておりますし、全国にこういう例があるかどうかも含めて検討してこれからまいりたいと思っておりますし、統合小学校使うということであれば、地域の方々のご意見も聞く必要もありますので、抜かりなく準備してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○7番（皆川鉄也君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、引き続き一般質問を行います。ご参集願います。

これにて散会します。本日はご苦勞様でした。

---

午後 2時14分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 7番 皆川鉄也

同署名議員 8番 門脇直樹

同署名議員 9番 菊地 薫



平成28年3月8日峰町議会定例会会議録（第4日）

平成28年3月17日（木曜日）

議事日程第4号

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（11人）

2番 笠原吉範	3番 水木壽保	4番 須藤正人
5番 腰山良悦	6番 柴田正高	7番 皆川鉄也
8番 嶋津宣美	9番 菊地 薫	10番 山本優人
11番 門脇直樹	12番 芦崎達美	

欠席議員（1人）

1番 鈴木一彦

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	日沼正明	農業委員会事務局長	米森博孝
生涯学習課長	工藤金悦	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番山本優人君、11番門脇直樹君、2番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番議員、嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） おはようございます。傍聴の見上さんには今日もおいでいただきましてありがとうございます。

今定例会の6番手2日目の議席番号8番の嶋津でございます。

通告に従いまして、質問に入りたいと思います。

今日の一般質問の最初ということで、私の質問は旧小学校区のコミュニティ活動と、今年度からスタートする地元の風力発電事業の2点についてお伺いしたいと思います。宜しくお願いいたします。

今定例会には、今後の町の進むべき道しるべとなる重要な計画が何件か提案され、それぞれ原案のとおり可決されました。第2次総合振興計画、それから新町まちづくり計画、そして過疎地域自立促進計画などがあります。これらの計画の中を見ますと、コミュニティについて触れたところは合わせて6か所ありました。そして、風力発電に関するところも同じく6か所でした。しかしながら、その内容はまだ十分とは言えず、具体化に向けて更に肉付けする必要があるだろうと思い、今回提案しました。

最初の質問は、人口減少社会に対応する地域づくりについてであります。

先ほどお話した町の計画では、コミュニティの対象地域は自治会を指しており、自治会のいろんな活動への支援、あるいは自治会のコミュニティセンターなどの活動拠点の整備、そして利用促進に努めるという内容になっておりますが、今回の私の質問では、もう少しエリアを広くして、旧小学校区のコミュニティの再構築の必要性を正したいと思います。

まず、私どもの地域で今どんな課題があるのか、その辺から申し上げます。

1つ目は、私たちの周辺では交通量のある所にコンビニが建つようになったものの、

食料品や日用品を扱う近くの商店が廃業したり、車の燃料や暖房の灯油を扱う近くのガソリンスタンドが店を閉める所もあり、こうした地域から商店が無くなる傾向はこれからも続くと思います。ガソリンスタンドも人のいっぱい集まる商業地域で繁盛しても、利用者の少ない地域では設備の更新費用が採算に合わないことなどから、廃業していると聞いています。2つ目は、いわゆる少子化により、児童生徒の減少は、近くの学校や子ども園が統廃合しないと存続できなくなり、使われなくなる施設が多くなり、これからも増えることが予想されます。3つ目は、常勤医師がいないことから週に何回かの開業という形態になり、かかりつけ医師もいない状態です。4つ目は、公共交通のバスはあるものの、朝昼晩の限られた運行で便利のいい状態というものではありません。5番には、高齢者世帯や一人暮らし世帯、そして空き家が地域に増えております。

こういう状況下で日常生活で一番影響があるのは、交通弱者といわれる車のない世帯、そして車の運転ができない高齢者の方々に、買い物や各種サービスを受けることが困難になり、コミュニティ機能が低下してきております。今後、集落での暮らしを続けていくことが危ぶまれる状況が一層拡大していくことが懸念されております。こうした状況に対して、町ではバス乗車券類購入支援事業を実施したり、バスの通らない地区を対象に、新年度から公共交通空白有償運送事業を手当し、営業を止めたタクシーについても町の補助金を出して再度営業を続けてもらうなどの施策を予定しており、他の町に先駆けた取り組みとその努力に感謝しております。

また、子どもたちのことも学校が統廃合されたり、通学にはスクールバスを手当したり、あるいは保育料の無料化であったり、給食費の半額助成、中学生までの医療費の無料化など、ここ数年間の町の涙ぐましい取り組みをみて、大変な時代であると思っています。しかし、車のない方が日常生活の食料品を買うために新しく始まるタクシーを利用して、まあ安いとはいったものの、年金生活の中でそんなに利用できるでしょうか。それよりは、歩いて行ける旧小学校区内で買い物もできたり、税金を払ったり、あるいは年金を下ろしたり、友達とお茶でも飲んで語れるというのが理想ではないでしょうか。ところが、地域ではこうした商店が年々少なくなり、移動販売などに頼るところが大きくなっているのです。先日の移動図書館車購入への検討を求めたところであります。

こうしたことから、高齢者世帯とか車の運転ができない方々には、日々の生活への不安が広がっております。町内を見た時、埴川地区では商店のない集落がたくさんありま

す。中心集落の大沢には以前からあった中学校は廃校になりましたし、それから小学校も今回廃校となります。それから、診療所は週1回半日だけ。ただ、保育所やJAはそのまま維持されております。沢目地区でも駅前地区で昨年食料品を扱う店が休業しました。岩子地区では商店は1軒もございません。八森の方はまだ多くの商店が頑張っていることから、峰浜地区に比べるとまだ良い状態といえます。しかし、こうした商店も後継者がいなかったり、高齢化という問題がすぐそこにきております。皆さん見ていると思いますけれども、14日の新聞、あるいは13日のテレビにですね、県が支援した羽後町の「お互いさまスーパー」の記事が載っていました。買い物弱者の解消にと、JAの購買部廃止したものを住民有志が出資金を集めてこれを買って営業しているというものです。今回、県の交付金を利用してリニューアルオープンしたというものでしたけれども、この後も五城目町、由利本荘市でもこのような事業を県の支援を受けて開店すると、こういうふうな動きのようで、これはここだけでなく、全国的なお話のようですということで、これらに関係したことを調べてみましたら、県だけでなく国でもこうした活動を支援している所を知りました。「小さな拠点づくり」というのだそうですけれども、理論的には、平成21年に国土交通省が過疎集落の住民生活の安定を図るためには、日常的な医療・買い物、地域交通等の生活に必要な基礎的サービスを提供する小さな拠点を整備することとの過疎集落研究会の報告を受けて着々と構想を練ってきたもので、平成25年に小さな拠点づくりハンドブックを作り、昨年8月には国土形成計画で改めて小学校区などのコミュニティ活動を重要視し、ふるさと集落生活圏形成推進事業などで集落の再生、活性化を図るというもので、プラン作りから施設の再編・集約、この中には古い施設の解体などにも補助金を出すという事業もあるようです。そして、検討体制をつくったり、住民ニーズの把握や、そしてプランの作成、運営体制の整備、取り組み、維持という一連のフローを経なくてはなりませんけれども、この小さな拠点づくりは、小学校区などの福祉の集落を1つのエリアとして、買い物や医療、福祉など複数の生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車の運転のできない高齢者などであっても一度に用事を済ませる生活拠点を作り、地域の生活サービスを維持していこうという大変重要な取り組みだと思っております。

そこで、町はこれまで自治会のコミュニティ活動に繋げようということで、平成28年度で3年目となる自治会支援補助金ですか、頑張ってきたことは自治会も大変喜んでいてありますが、次期の事業として、旧小学校区などを対象とした地域コミュ

ニティ再生を図るために、地域と共にビジョンを考え、地域が行う活動に対して積極的遊休施設を活用したり、あるいは町の支援や町との共同により、この国交省の事業「小さな拠点づくり」私は大変有効だと思うんでありますけれども、町として取り組む考えはないか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

もう1点は、風力発電のことについてなんですけれども、皆様ご承知のとおり、計画では今年度、既に、本当であれば目名瀉地区が着手ということでしたけれども、まだ遅れているようです。新年度からは当沼田地区の方で7基の風力発電事業に着手する予定でありまして、目名瀉が2基、沼田が7基、9基の風力発電の風車が近々誕生するだろうと思っています。町の総合計画などでは、エネルギーについては太陽光を主に想定しているようですけれども、せいぜい導入を図るといった表現で留まっていたんですが、新町計画の中には風力に触れた部分もございました。この風力発電事業に私ども地域は大変感謝しております。松くい虫で海岸部の町が松が枯れ、殺風景な風景の中でニョキッと立つ風車の姿を想像しても町のイメージにいいのではないかと思います。それに、地元の方には土地の貸付けなどで関係集落にお金が入り、町にも業者の方から固定資産税が入るというわけですので、大変いい事業かなと思っています。私どもの地域で事業を行う業者は、完成後にはいろんな面で風車を活用してほしい、こういうふうに申しました。例えば、子どもたちの施設見学などに使ったらということだと思います。そこで、町としても更にこうした事業を呼び込んだり、事業の拡大を図るためにも地元自治会、あるいは事業者、そして町を含めて風力事業の連絡会議のような組織を作ったり、風力発電事業の普及拡大等を行う考えはないものか、町長にお伺いしたいと思います。

それと、ポンポコ山からは完成すると何基かの風車が海岸の方に見えるようになると思いますが、例えば、松枯れで殺風景なポンポコ山公園に小型の風力発電機を設置するとか、大型の風車の方まで行けるような道路をつくる、それを観光資源として活用する、そういうふうなお考えはないものでしょうか。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。嶋津議員のご質問にお答えをいたします

はじめに、人口減少社会に対応する地域づくりについてであります。日本全体が人

人口減少社会を迎える中、本町においても、今後一定の人口減少が避けられない状況にあり、社会減の過半数を占める20歳代から40歳代の若者や子育て世代の減少がこのまま続くと、人口の再生産が進まず、地域社会の維持そのものが困難な状況になっていくことが懸念されております。このような状況を踏まえ、本年度、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略における視点を勘案し、「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をしました。本町の計画では、「仕事づくりのための産業振興」「移住・定住対策」「少子化対策」「人口減少社会への対応」の4つの政策分野ごとに数値目標を設定し、国の地方創生関連予算を活用して、それぞれの施策を重点的に取り組むこととしており、「人口減少社会への対応」の具体的な施策としては、「能代山本定住自立圏構想構築事業」「交通空白地・交通弱者対策事業」「自治会育成支援事業」「まちづくり活動支援事業」「元気な高齢者による地域づくり事業」の5事業を掲げております。本定例会初日に、その関連予算である地方創生加速化交付金事業費を議決していただきましたが、交通空白地有償運送事業、タクシー運行事業、自治会育成支援事業、まちづくり活動支援事業などが本計画に基づいた事業であります。また、能代山本定住自立圏構想構築事業については、今後、具体的な事業が決まり次第、予算化に努めたいと考えております。

嶋津議員ご提案の「小さな拠点づくりをテーマに地域主導で地域づくりビジョンを策定させ、事業内容により町が支援する」という政策についてであります。国においては、平成25年度と平成26年度に国土交通省が「小さな拠点」づくりに取り組む意欲のある地域を全国に募集し、秋田県東成瀬村を含む24地域で具体的な調査・検討が行われました。また、本町の「少子化人口減少対策会議」や「八峰町総合戦略策定委員会」の中でも「小さな拠点づくり」が話題として取り上げられましたが、人口減少が進行する地域において、生活を支える新たな取り組みとして有効な手段の一つではありますが、取り組み次第では、地域内で機能が集中して生活環境が向上するエリアと、更にさびれるエリアが出るなどの懸念材料もあり、取り組みについては十分な検討が必要であるとして、計画には盛り込んでおりません。

本町では地域コミュニティを維持するため、第1弾として、自治会育成支援事業を実施しており、新年度は、第2弾として地域づくり団体やグループによるまちづくり活動を支援する補助制度をスタートさせることにしております。地域で小さな拠点づくりを調査・検討する際は、本補助制度の対象となりますので、ご活用いただければと思います。なお、本案件については、春の行政協力員会議で問題提起をし、自治会長さん方の

ご意見も伺いたいと考えております。

次に、風力発電事業等への町の対応についてお答えいたします。

1点目の「事業の拡大に向け町・事業者・関係地域による組織化や活動の考えは」についてであります。現在、町内では、民間企業2社が、目名湯地区に約2,500kwの風車を2基、沼田地区に約2,850kwの風車を7基建設する予定であり、平成29年度中の運転開始を目指して準備を進めているようであります。

風力発電実施主体の会社に事業拡大についての意向をお伺いしたところ、1つには、接続先の系統の容量が現在計画している発電量で目いっぱいである。2つ目に、容量を増やすことは可能であるが、工事に莫大な経費がかかるため、会社の経営状況が悪化してしまうなどの理由から、今のところ事業拡大は考えていないとのことでありました。町としても今のところ、事業拡大に向けた関係者による組織化や活動は考えておりません。

2点目の、「風力発電を観光資源とする考えは」についてであります。お隣の能代市では、新年度に大型風車を17基新設する予定であり、既存の風車と合わせて41基が連なる壮観な眺めとなるようであります。また、能代港周辺には能代港湾洋上風力発電事業が計画中であり、秋田県と能代市が中心となり、秋田県北部洋上風力発電勉強会も定期的で開催されるなど、風力発電やバイオマス発電を核とした「のしろ次世代エネルギーパーク計画を進めております。このような中、本町では、風車が合計九基と少なく、観光資源としては極めて弱いものと考えております。このことから、本町の風力は、太陽光、地中熱とリンクさせて環境学習の場として活用した方がいいのではと考えております。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 8番議員再質問はありますか。
- 8番（嶋津宣美君） 今回のいろんな計画の中で、この「小さな拠点づくり」小学校区におけるコミュニティ再生について話題にしたんだけど、具体的なところまでいかなかったと。自治会の行政協力会議の方にもそれはお話するということでしたけれども、やはりこれらについては、特にさっき話をしましたが、塙川地区については、空いている施設がどんどん増えてきておりますし、昨日の保育所のお話の中でも近いうちに保育所も空いてしまうのかなと、そういうふうな感じだわけです。そうしますと、こうした空いた施設の利用も今までは町でやってあったんですけども、地区の人方にひとつ頑

張ってもらって、1つの大沢だけでなく、埴川地区全体がこれを使って地域の活性化を図ると。自分たちの生活の利便に使いたいという、そういう自主性をやらせるのも、これも行政の実は仕事じゃやないかと思えます。買い物はその町の仕事かといえば、そうじゃないでしょうけれども、やはり地区の方の安定した振興といいますか、それも大事な町の仕事の一つだと思います。町長の方では行政協力委員の方にそういうお話をする。どこかの自治会が手を挙げればということでしょうけれども、もう少し積極的に町の方が、地区の1つの集落だけがよくなるんでなくて、地域全体、その地区の方が元氣出てこないともう手遅れになってしまうと。そういう状況をもう少し汲んで、町が先導してやると、そういう考えはないでしょうか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これから空き施設が多くなると、これはそのとおりでございますけれども、現在の町内の状況をみますと、ほとんど拠点が自治会館と。これを中心にしながら自治会活動が展開されているのが今の現状でございます。この中で、我々自治会にその活動を活発化させるために支援を今しているわけでありますので、それを使いながら、やっぱり集落単位の、この自治会単位のコミュニティをしっかりと育てていければ、コミュニティ、あるいはまた防災の組織の中にも役立っていくんじゃないかという考えであります。したがって、今の段階では大括りな学校区単位とか、そういうことでの拠点づくりというのは、今のところは考えてはいないわけです。ただ、いろいろ全国の事例を参考にしてみますと、地域に活動家がおって、その人方を中心にしながらNPOを立ち上げたり、あるいはまた自主的な活動の中でそういうものを更に地域の活動を盛り上げていく所がいっぱい事例がございますので、そういう活動をする所に対しては、今年度から新しい助成制度でそういう人方を支援していこうということでやっていますので、できればそういう活動と今の自治会活動を結びつけながら活発にしていければいいんじゃないかなと思っています。私もいろんな先ほどおっしゃった事例は目にしていますけれども、確かに羽後町で仙道地区ですか、「お互いさまスーパー」開店しました。あれも中心になっているのは、地元の住民の人方が中心に運営していくという形態をとっているようであります。あるいはまた、遠くは鹿児島県の鹿屋市の串良町という所ありますけれども、その「やねだん」という所ありますけれども、そこはもう120世帯ぐらいの300人ぐらいの住民しか

おらないんですけれども、住民の中で自分方で行政に頼らないまちづくりをしようという事で、自分方が稼いだ金で自治会の運営をしていくという理想的な取り組みをしている所もいっぱいございます。いろんな例も参考にしながら、今のところ八峰町の場合は自治会を中心にしながら進められておりますので、それを大事にしながらその幅を広げていきたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 先ほどの中で、バスの通らない地区の新年度から始まる公共交通空白地有償運送事業ですか、限られた集落の利用ということになるわけでしょうけれども、例えばこれらもそういう拠点の中にそういう運転手さんが控えたりとか、そこで連絡を受けたり、そこから発車したり、あるいは定期バスもそこに停まってそこから行くとかとなると、地区の活性化といいますか、また新たな地区のやる気を起こして、そこでデイサービスを始めたり、いろんな今まで休んであった施設が有効利用される、町長も先ほどお話ししましたけれども、いろんな各地の事例をみますと、そういう事例があるようです。そういう面で、例えばタクシーといいますか、その空白の有償運送でもそこに置いて、一体的な活用ということにはできないものでしょうか。町長のお答えをお願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今の町の交通体系の現状からすると、公共交通は汽車あり、それから路線バスがありと、その隔離されている中でいかにこの運行を上手くしていくか。それからまた、それから取り残された地域をどうするのかということで、今空白地の有償運送を手がけると。それによって、全地域がなんらかの交通がカバーされていくんじゃないかと。更に、今までタクシーがちょっと一時期停滞したわけでありましてけれども、再開できるという見通しも立ってきました。そういう中で運用していくというのが今のスタンスでございます。もし、これが仮に公共交通が廃止されるとかということになりますと、今おっしゃったような形で、別な角度から考えていかなきゃならない要素が出てくるのではないかと思っております。空き施設もそれありましたけれども、これから空いた所については、いろんなアイデア、考え方なども整理をしながら、できるだけ有効な使い道を考えていかなきゃならないと思いますので、そこら辺についてはこの後また検討を進めていきたいと。その際に住民の方からもいろんな意見があれば出していただいで、それも参考に

しながら決めていきたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 県も、それから国もこういう交通弱者、あるいは買い物弱者の手当をしようと頑張っているわけですので。ただ、そういう事例があります、制度がありますというだけでは、自治会の方にお知らせするのではなくて、もうちょっと町がリーダーシップを出しながら仕掛けていくという。それによって、いろんな空いている公共施設の利用も町だけ心配するのではなくて、地区と一体になってどういう利用をしたらいいか、有効利用をしたらいいか、あるいは第三者にだだ貸すようなことでなくて、地元の人方がそれを十分生かし切るようなそういう利用もできるわけでしょうから、この遊休施設を含めた中で地区の皆さんから率直な意見をもらいながら参加してもらおうと。そういう面では、小さな拠点づくり、ただ単にそういう制度がありますよということではなくて、町の方から積極的に先導してもらえればありがたいわけですが、町長の方ではそういう考えをもう一度お聞きしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今の町の状況を踏まえた形でやっていかなきゃならないと思いますので、こういったああいう施設の拠点づくりをしながらやるというのも1つの方法であります。ただ、今の八峰町の実態からすると、各地域全部自治会館があって、それを拠点にしながらみな各自治会が回っているような状況でございます。だから、改めてそれをまた活用しながらやるといういろんな状況があればですね、それをそれとして我々もそれを受け止めてやりますけれども、あえて今そこまでやってですね、やる必要があるのか。ただ単に貸すだけと言っても、それが有効利用されて、あるいは別な面で雇用に繋がったり、それはそれとしていい面もあるようでありますから、その面だけでなく総合的に産業振興に役立つために、あるいはまた地域でそういう活動をする拠点として是非やりたいという所が出てくれば、町としてもそれはそれなりに考えながら、一番いい方法を選んで活用していきたいなというふうには考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） いずれとして、埴川地区の空いている学校、今回閉校する学校含めて、今までも何度か各議員からも質問されました。どういう利用をされるのか。ところが、今もってされないわけで新年度を迎える状況にあります。そういう中で、各地区

のといえますか、関係の集落の代表の人方を含めて、これからのそういう公共施設の利用についてやっぱり話し合いを持ちながら、町だけが背負うんでなくて、皆さんアイデアを出してもらって、あるいはそれを地区の雇用に繋げるとかですね、そういう面でむしろ率直にこういう事業を使ってやった方が地区もいいし、町の方も重荷を抱え込む必要ないんじゃないかと思うわけですが。再度町長に聞きます。この事業を地区の自治会のコミュニティ活動とは全く話が違うわけで、もうちょっと範囲の広い地区全体の、ここでいうと旧小学校区ということになるわけですが、そこでやっぱりそれぞれの交流というやつは大事なわけです。今、人口減少で学校がなくなったり、保育所がなくなる、高齢化だけになって買い物もできない、医療も欠乏してきた、こういう中で地区の集落だけでなく、まとまった地区のコミュニティというのも大事になってきているわけですが、この小さな拠点づくり、町が積極的に取り組むという意思はないのでしょうか。町長お答え願います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

全く否定するつもりはありませんけれども、ただ、現実25、6人で進んでいるところをみますと、ほとんど主体になっているのがNPOであるとか、そういう地域の活動団体が中心になって取り組むと、これがほとんどです。したがって、そういう活動を支える体制、人づくりといえますか、そういうものを噛み合わせていかないと、ただ単に町が作るからさあ集まりなさいと言って果たしてできるのかどうかという問題もありますので、いずれどういう道筋があればそういうふうなものも実現できるのか、我々ももう少し研究してみる必要があると思いますので、話は否定するわけではありませんので、それはそれとして我々も勉強してまいります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） さっき例としましたけれども、特に埴川地区、それから沢目地区のうちの駅前を含めた、あるいは岩子地区とか、やっぱり今、生活の買い物なんかに困っている地区もう既にあるわけですので、ひとつそういう関係集落の会長さん方を含めて、町がそういう会議をもってもらって、こういう事例もあるんだと。そういう制度も県の方でやっているということを十分教えていただいて、できるだけ、町がやるんでなくて、各地区の人方がみんな協力してやれるそういう体制を、町にひとつ音頭を取ってもらえればなあと思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども答弁しましたがけれども、いろんな行政協力員会議とか、そういう機会は捉えながら意見を聞いてみたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 私もこの事業自体は退職した後に聞いたわけで、たまたま羽後町のお互いさまスーパーの話題の時はたまたまサイトを見たという状況で、多分今日皆さん、小さな拠点だとかって何の話か分からないかと思うんですけども、地域の自治会だけでなく地域のコミュニティと考えた時、すごく有効だなと私は思っております。できたら、そういう窮地に陥ろうとしている地区がたくさんあるわけですので、そういう関係の地域にこういう事業を使ってやると自分方の店も自分方が頑張ればできるんだと、ガソリンスタンドも自分方で頑張れば守れるんだと。あるいは、公共施設の空いている所も自分たちが頑張ればこんな利用ができるんだということを、是非町の方が積極的になってもらわないと何とも始まらないなと思うわけで。不幸にしてうちの方はそういうNPO法人もございません。できるだけ力になって頑張りたいと思うんですけども、町の方からは、行政協力員会議でもいいからこういう事業があって、そういう課題を抱えている所は相談してもらいたいということを強くアピールしてもらえればなと思います。1問目についてはそれで終わります。質問ありません。

○議長（芦崎達美君） 次に、2問目の再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 当町の方では2箇所新年度から始まるということで、かつては風力発電というと、いろんな騒音公害とかいろいろあったんですけども、今はかなり解消されてそういう問題はないようです。町の方でも組織化については考えていないと。自然公園であったり、それから電力の送電の関係とかいろいろあって、拡大の目処がないということだわけですけども、そちらはいろんな面で組織があれば、業者さん方のいろんな手助けができる、あるいは地区としても町としてもそれをいろいろな面で利用できるという面で都合がいいのかなと思って今お話したわけですけども、是非公園の方の観光資源ですね、弱いとはいいいながら、ずっと行かなければその風力にたどり着かなくて、今度ポンポコ山の公園からもう真正面に見えるような状況だわけです。そういう面で、積極的にそこまで行けるような、例えば簡単な道路をつくるとかですね、観光資源としてもうちょっと活用する。あるいは、公園の中には八峰町はこういう新エ

エネルギーの町だよと、太陽光もやっているし、地エネもやっているし、あるいは風力も頑張っているというようなことをアピールするような感じで、公園の中にそういう小さいやつでもいいから置いて、八峰町はいろんな面で新エネルギーに頑張っているよと見せる、そういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この9基八峰町にはできるわけでありましてけれども、送電網はこれで限界ということなので、これ以上の拡大は合わせてそれが進まないとなかなか難しいと思います。今朝の新聞でしたか、国会の場でも秋田県の議員が送電網の整備について取り上げて頑張っているようでありますから、この後また違った形で出てくるのかもしれませんが、そういったものと絡み合わせていかなきゃならないと。

それから、今取り組んでいる2社の関係からいけば、全く単独でなくて、地元の人方も入った形での会社でやっている所もあるようであります。この後の推移を見ながら、町としてもそういう会社と一緒に話し合う場とか必要であれば、それはこの後考えていきたいと思えます。今の風力の状況からいきますと、能代から男鹿にかけて洋上風力が取り込まれるようであります。その中では、八峰町にも声掛けがないわけではありませんけれども、この後具体化されてくれば、やがては声がかかってくる、送電網とかいろいろな設備の関係もありますけれども、くる可能性は十分あると思えます。その際、洋上の場合、いろいろ漁業者との関係とか整理をしなければならぬ問題も出てきますから、右から左へすぐいくか分かりません。能代はかなりの基数、90何基とかとっているような話ですので、今ある能代が新たにできるのと合わせると、100基を超えるそういう地域は、やっぱり壮大な景観をたぶん出すんじゃないかなと。そういう所と我々の小さな所では、観光資源を使うといっても自ずからやっぱりそこら辺はなかなか難しい要素が出てくるんじゃないかと。したがって、先ほど申し上げたように、太陽光とかいろいろ使いながら、環境学習の一つの中の風力というような使い方をしながら進めていった方が町としてはいいんじゃないかというふうに考えています。今、提案されたように、今のところ海岸に向けて道路をつくるのかですね、そういうものまでは今のところ考えていません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 例えば、ポンポコ山の中に松の木がほとんど冬明けようとする中

でも枯れているわけですが、風がかなり強くなりました。更にですね。ああいう所に小さい風力発電を置いて、これが風力発電機だというふうなやつとか、あるいは太陽光も道の駅なんかにはあるわけですが、例えばそういうものも実際そこに置いて、何か簡単な電気の証を見せるような形、何かそういうようなことはできないものでしょうか。そういうことで、更に八峰町白神の麓の町ということだわけですが、更にイメージが良くなるんじゃないかと思えますけれども、ちょっと最近のこういうので見ますと、風だけ強くなって樹木は枯れている。そういう中で、もう少し何かあってもいいなと思う中で、風力発電の小さいやつでもいいから公園の中にあたりとか、そういうのがあれば、これは何か関心が更にわくのかなと思えますが、町長はどうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

風力立地する場合いろんな条件がありまして、ポンポコ山で成り立つのかという問題も確かにあります。それから、ポンポコ山自体は、今平成28年度で松くい虫にかなりやられましたので、この後調査をしながら、その後いろんな樹種を考えながら、もう少し別な角度で公園を整備していこうという構想で今新年度取り組む予定をしておりますので、公園自体はそういうふうな形で整備を進めていくと。風力設置云々ではなくて。

それから今、後段におっしゃったように、あそこに道の駅に太陽光のパネルがあって、中に入ると今の電力幾らとあって、そういうものも設置はされていますから、町にあるそういったものを少し整理をしながら、PR材料として使っていけるものもあればそれをまとまった形で使っていきたいなど、それは検討したいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○8番（嶋津宣美君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は10時48分ですか。

午前10時42分 休 憩

午前10時48分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番議員。5番 腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） おはようございます。傍聴者の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは、通告によりまして質問させていただきます。

1 問目として、10月に策定されました総合戦略の重点的な取り組みについて伺います。基本目標を定め推進されるが、その中身について3点伺います。

仕事づくりのための産業振興で菌床シイタケ事業を重点的に取り組み、強化するとあります。新年度予算で増産に向けて培養の土地取得、またパックセンターの補助金を計上しJAを支援されます。今後、規模拡大を目指す生産者や新たに取り組む農家に対しても積極的な支援が必要になります。それを考えておられるのか伺います。

次に、新たな分野への支援とあるが、経営者は事業拡大を考える時、新分野に積極的な取り組みも必要です。そして、それを後押しする行政の支援も大事だと思います。しかし、各業種の経営は厳しく、現状を維持するのも大変だと思います。先に既存事業、経営者の支援強化が急務で新分野への支援以上に必要と考えるが、町長の考えを伺います。

次に、人材の育成、確保とあり予算化されていますが、具体的にどのような支援、育成を考えているのか伺います。

2つ目の移住・定住対策で居住環境の充実とあり、家屋改修事業が継続されます。改修に多額の資金が必要なのは理解できますが、1戸当たりの補助額は多すぎると思います。限られた予算では促進されないと考えるが、どのように考えるか伺います。

次に、受け入れ態勢の強化の中で掲げている田舎暮らし体験・奨励金・ネットワーク構築事業等だけでは促進されないと思います。安定した収入が得られる職場の確保、また今以上の安心・安全で便利な環境づくり、他にない特徴ある町づくりが大事で優先と考えるが、どのように考えるか伺います。

3つ目です。

少子化対策についての中で結婚支援が一番の課題だと思います。体制強化・出会いの場創出事業の推進とあります。これまでいろいろやってこられたが、残念ながらほとんど成果が上がっていないように思われます。今後、具体的にどのような施策で推進し、成果を上げられるのか伺います。

次に、子育て世帯負担軽減事業で、新年度も保育料無料で保護者にとって非常に良い施策と考えます。しかし、園の運営面で八森子ども園のバスによる送迎が十分機能を果たしていないように感じられます。今以上に利用しやすいよう運行を見直し、保護者の負担軽減を図る考えはないか伺います。

次に、教育環境の整備で学力向上に向けた各事業を挙げておられるが、同時にこれからも道德教育の充実は必要と考えるが、当局の考えを伺います。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山議員のご質問にお答えをいたします

総合戦略の重点的な取り組みについてのご質問であります。本町では、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけると共に、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことが喫緊の課題となっております。この課題解決のため、本年度、産業界、教育機関、金融機関、移住者、子育て世代など幅広い分野、世代の代表の方々13名による委員会を立ち上げ、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略における視点も勘案し、「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本計画は、「仕事づくりのための産業振興」「移住・定住対策」「少子化対策」「人口減少社会への対応」の4つの政策分野ごとに数値目標を設定し、重点的に取り組む施策・事業をソフトを中心に掲載したものであり、国の地方創生交付金を活用するための政策集としての性格を有するものであります。

では、（1）仕事づくりのための産業振興についての1点目、菌床シイタケ事業の強化についてであります。町の主な農作物の中で、販売額が1億円を超えるのは、10億円前後で推移する水稻以外では、菌床シイタケのみであります。町の主要産業の強化、農業振興を考えた時、米を超える農作物として大きな可能性を秘めているのは菌床シイタケであり、10億円産業実現の可能性が極めて高いと考えております。現在のホダ製造工場は200万本仕様であり、農家の規模拡大などでホダ不足が心配される状況となっておりますが、今回、県との未来づくり協働プログラム事業により、新たにホダ工場を新設することで300万本に拡大する計画であります。これにより、生産希望者への安定供給が可能となるほか、シイタケ販売額の更なる増大、シイタケ関連業務の雇用拡大が進むものと大いに期待をしているところであります。農家への支援については、菌床ホダの生産拡大により既存生産者や新規生産者に安定供給できる体制づくりが何よりの支援であると考えていますが、今後、規模拡大等により栽培施設や機械の導入が必要となった場合は、県の補助事業に町の補助を嵩上げし支援していくことを考えております。

2点目、「新たな分野への支援とあるが、それも大事だが今の既存事業に対する支援

強化がそれ以上に必要と考えるが」についてであります。既存事業への支援強化が大切であることは十分認識しております。そのため、第2次八峰町総合振興計画前期基本計画では、既存企業への支援施策の充実や農林水産業の既存事業に対する強化も記載しており、町の最重要課題の一つとして今後も実施してまいります。本計画では、これらの施策に加え、地方創生交付金活用事業として、新たな分野への参入を目指す個人、企業などを支援するものであり、具体的な事業としては、雇用創出活動支援事業、創業塾等開催事業、空き公共施設活用支援事業を予定しております。

3点目の、人材の育成・確保についてであります。この事業は、町の農業者や林業者、水産業者、商工業者を対象としており、先進地の優れた事業者や試験研究機関等に派遣することで、生産技術や経営方法、マーケティング、加工技術、商品開発への取り組みなどを研修することで、自らの経営の安定・向上を目的としております。併せて、地域の後継者やリーダー養成を目指し、幅広い人間形成に役立てばと計画した事業であります。補助対象事業費は交通費、宿泊費、研修費などで、補助率は2分の1ですが、1人当たりの補助限度額は5万円となっております。事業の実施期間は、平成27年度から平成29年度まで3か年です。

次に、移住・定住対策についての1点目、「家屋改修事業の1戸当たりの補助額が多すぎる。」についてであります。空き家利活用促進事業については、本年度、秋田県空き家利活用推進事業費補助金で3戸、地方創生先行型交付金で2戸、地方創生追加交付金で1戸、合計6戸の改修事業を実施しております。1戸当たりの予算額は450万円で、財源は全て国県支出金であります。今回改修した6戸ですが、全て移住者又は町内で住居を求めている方々が使用する予定となっておりますので、移住・定住施策として一定の成果が得られたものと考えております。補助額が多すぎるとのご指摘ですが、空き家の状態が比較的良好な物件については、200万円台で改修を終えておりますが、下水道未接続の物件などは、下水道接続工事と水回りの改修だけで多額の工事費を費やす場合もあります。現在は、事業費の全額を国や県の財源で賄われていることから、上限を450万円としておりますが、今後の国・県の動向を見極めながら、本事業についても適宜、見直しを行ってまいりたいと考えております。

2点目の「田舎暮らし体験・奨励金・ネットワーク構築事業だけでは移住は促進されない。安定した収入が得られる職場の確保と、今以上の安心・安全な環境づくりが先だと考えるが。」についてであります。移住・定住対策に雇用の確保や安心・安全なま

ちづくりが重要なことも十分認識しております。このため、これまでも、産業振興による雇用環境の充実や安心・安全なまちづくりは重要施策の一つと捉え、長期にわたって関連施策を実施してきており、今後も町総合振興計画を基本に継続的に実施してまいります。町総合戦略に掲げた事業は、これらの産業振興施策や生活環境施策に加えて取り組む予定の全国的に先進事例となるようなソフト事業となっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、少子化対策についての1点目、「結婚支援で体制強化・出会いの場の創出事業の推進とあるが、今後、具体的にどのような施策を推進していくのか。」についてであります。婚活や結婚はあくまで個人の問題であるとして、これまで、行政が積極的に関わる課題ではないとしておりましたが、全国的に晩婚化、少子化が進行し、それらが社会問題として政策課題になったことから、近年は、全国的にこの課題に行政が関与するようになりました。しかし、個人情報取り扱いが厳しくなっており、結婚支援事業の実施には多くの制約があり、活動しにくい状況となっているのが現状であります。本町では昨年度から秋田県結婚サポーターの確保を図っており、現在14名が登録されております。また、婚活イベントを実施する団体等への支援も継続して実施しており、本年度は、町内企業が主催するイベントでカップルが誕生するなど成果をあげているようであります。新年度は、地方創生加速化交付金事業として、結婚サポーター会議主催による婚活イベントや町内企業、団体主催の婚活イベントを支援することとしており、予算も増額しております。また、本年度着任した地域おこし協力隊員のネットワークを活用し、若者が企画した婚活イベントも予定しているところであります。

②、③についての八森子ども園のバスの運行についてと、道徳教育につきましては、教育長の方から答えをさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長より答弁願います。

○教育長（千葉良一君） 腰山良悦議員のご質問にお答えします。

八森子ども園のバスの運行についてであります。現在75人の園児のうちでバスでの通園の対象児童は3歳以上となっておりますので、対象児童は、現在のところ49名であります。このうち、バスを利用されている園児は27人で、過半数の園児が利用しております。バスの利用については、初めて入園される場合は入園説明会で、また在園児についても随時に、更には年度末に保護者から確認を取って運行しているところです。このようなことから、現在のところ特に保護者からの苦情も要望もなく、バス運行につきま

しては、現状のとおり実施していきたいと考えております。

道徳教育につきましては、平成18年60年ぶりに教育基本法が改正になりまして、「教育の目標」の第2条の条文の一節に「豊かな情操と道徳心を培う」がはじめて明記されました。その後、指導要領の改正等を受けて、秋田県においても「学校教育の指針」に道徳教育が盛り込まれ、現在八峰町では小学校においては、道徳教育の全体計画と各学年の指導計画を立てて、各学年とも年間35時間、各学年の計画に従い教育活動の中で進めております。例えば、「運動会の前後で、上級生としてどういう心構えで準備・運営を進めればよいのか。」「誤って物を壊してしまった時、どういう考えで、どう行動したらよいか。」「また「人を思いやる気持ちや人に迷惑をかけない」などを授業や、朝や帰りの会等で話し合ったりしております。中学校では、それぞれ学校としての道徳教育の目標を掲げ、学年ごとの重点目標を設定しているところです。例えば、「自己を見つめ個性の伸長を図ると共に、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、より充実した生き方を求める生徒の育成」、そして、「人間愛、思いやり、向上心、人間の弱さの克服、人間の気高さ、生きる喜びについて考える」などであります。このように各学校とも秋田県学校教育の指針に基づいて実施しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

小・中学校の道徳の時間は、これまで教科外の活動という位置付けでありましたが、文部科学省が昨年3月、学校教育法の施行規則、更には学習指導要領を改正し、教える内容に新たに「いじめ防止」を盛り込み、「道徳」を「特別の教科」に格上げしました。このようなことから、小学校では平成30年、中学校は平成31年度から発達の段階に応じて、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題と捉え、問題の解決や体験的な学習なども取り入れて「考える道徳」、「議論する道徳」を目指して行くこととしております。このようなことから、総合戦略にあえて載せなくても、それぞれの学校でその地域、その学校の事情に合わせた取り組みを実施して行くものと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 5番議員再質ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） いろいろと質問も多くてまた、いろいろと町長の答弁で伺いまして、何か再質問深くしづらい面もあるのですが、あえて質問させていただきます。

菌床シイタケについてであります。この事業は、先日資料いただきましたけれども、

今後の取り組みについて、何かこう全体像が見えないような感じがするわけなんですよ。それで、それに対する具体的な計画が決まっておりましたらといいますか、本来であればやはり決めておかなければいけないと思うんですが、その中身についてご説明いただきたいと思います。

それから、この事業は確かに峰浜培養生産拡大し、また、それによるパックセンターJAのそれによって雇用を図られるわけなんですけれども、やはり生産農家、新たに取組む農家に対する支援といいますか、それはやはり第一に考えて今後取り組んでいかなければいけないと私は考えております。その点についても伺います。

また、新たな分野への支援なんですけど、いろいろと施策を考えられておるようですが、是非ともそれによって事業者プラスになるように頑張ってくださいと思います。

あと、今行われておりますリフォームの事業なんですけど、これなんかも本来であれば再度利用できるような、また控除額の引き下げとか、そういうあれを考えて手厚く支援していただきたいと思っておりますが、その点についても伺いたいと思います。

それから、人材育成なんですけど、今各分野で頑張っている若者が結構おると思います。意欲もあり、私どもとまた違った自分なりの考えを持っておるようです。彼らの思いに耳を傾け、積極的に支援することが町の発展に繋がると思いますが、その点について質問します。

まず、この3点について再質問します。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

菌床シイタケについては、今議員がおっしゃったようにいろいろ雇用効果もあるということでこの事業を取り上げることにしました。先ほど申し上げましたけれども、今の生産体制からいって大体作れる能力というのは200万本、もう限界にきているということですので、もう100万本増床できるようなそういう設備を増強していきたいということが主な内容です。それをやりますと、当然今のハウスのやっている人方では足りないわけですので、新しくやってみたいという人は当然育成をしていかなきゃなりません。それを研修させながら、そして自分がやりたい人を更に増やしていくと、こういうことも一緒に考えていきますので、新しく取組む人については、いろいろまたやるとすればその後拡大するとすればハウスの増強だとかいろいろ出てきますので、それはその時点で我々としてもいろんな補助事業もありますけれども、町として支援できるものあれ

ばまた検討しながら、支援をしながらやっていきたいと思っています。

それから、今平成28年度はせっかく生産されても出口の方がしっかりしていないとかなかなか大変ですので、出口の方から先にやるということで、JAのパックセンターの設備を増強するというところから今始めていくわけですし、それからまた、あと新年度には用地とかそういう問題も出てきます。順次計画的にやっていきます。最終的には、培養棟とか、あるいはそういう栽培棟ですね、設置をしながらさっき申し上げたように200万本のものを100万本増やすようなそういう設備の生産体制をしていくというのが大まかな計画の概要でございます。

それから、新たな分野についてはおっしゃったように要望でありますから、我々もいろんな業界の話なども聞きながら、必要なものについては工夫をしていきたいなというふうに思っています。

それから、リフォーム事業についてでありますけれども、今は一度活用された方はやれないという状況にはなっています。この問題と、さっき補助の引き下げと言いました。補助を下げるのではなくて、対象事業費のたぶん引き下げだと思いますので、そういう立場で話しますと、そこら辺についてはこの後我々も内部で検討していきたいと思っています。

あと、それから今の人材育成でいろいろ補助を出していますので、どんどん活用していただきまして、今おっしゃったような形で育つように、いろんなのに対応できますから必要なものは申し出ていただければ、こちらの方で逆に活用していただければありがたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 次に、空き家の改修費の点であります。確かに結構かかります。それでもやはり程度のよいそういう物件と申しますか。それを選択されまして、できるだけ金をかけないで、全額補助であってもやはりそれが最大限有効に効果が出るようにやはり取り組んでいくのが必要だと私は思います。そして、数多くやって、またそれによって移住・定住も積極的に進めていくというような考え方で進めていければいいんじゃないかと。ただ、補助事業であるからやればよいというような考え方でなく、それが最大限活用されるようなそういう施策をどんどん頑張ってもらいたい、実行してもらいたいとそう思いますので。

それから受け入れ体制ですが、現在は農業・漁業も非常に厳しくなっております。

その中で受け入れ体制は容易でないと思っております。やはり、移住を図るには、都市部に比べて交通の便なんかはかなり不便であると思っております。それを一気に解消できるわけではないですが、大変難しいことでもありますけれども、やはり極力そういうあれに向かって努力してってもらいたい、その姿といいますか、そういうのがちょっと今のところ余り感じられないといいますか、そういうような気がしております。また、医療も十分とはいえないような気がしております。能代市にも中核病院いろいろとあるようですが、救急病院等あるようですが、やはりどこにいても安心して治療を受けられるといいますか、そういうような高度医療といいますか、そういうあれを目指して日々頑張っていると思っております。その点について再度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 補助事業だから闇雲に使えばいいとそういう考え方は持っていませんけれども、逆にまた補助事業を有効に活用するというのもまた必要だと思います。できるだけいろんな物件ありますけれども、その理想的な物件が提供されれば別ですけども、やっぱりどうしても金のかかるものもありますし、かからないものもあります。だから、物件に応じた金のかけ方をしているので、闇雲にその上限を使えばいいとそういうやり方はしておりませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、受け入れ体制、確かに雇用を確保する、あるいは交通不便な所もある、更には医療関係の様々ありますけれども、特に交通関係は都市部から来る人は交通の不便な所だと分かってくる人、逆にその良さというものも感じながら来る人も結構おるわけありますので、そうは言ってもできるだけ皆さんがこちらに来て困ったことになれば相談しながら、この後移住・定住してもらおうように頑張っていきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番 腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 次に、少子化対策についての点で結婚支援なんですけど、いろいろと頑張っておられまして、個人情報とか何かそういうのでまた縛られているということではなかなか難しいと、それは確かに言えるわけなんですけど、実際、今の未婚者の人方の考えといいますか、結婚観といいますか、それについて十分把握されておるのかといいますか、ある若者の話を聞けば、何もおらの話聞かないで自分方で計画あれしたって、参加しても何かしづらいような、そういう声も聞こえてきております。やはり、当事者の考えに沿ったそういう支援のあり方でなければ、せっかく頑張っても空振りするようでは何も意味がないと思っております。

また、今民間でいろいろと列車を使つてのそういう婚活も行われております。私も前に一度申し上げたことあるんですが、町中婚といいますか、そういういろんな飲食店を巡ったり、何かそういうのもあれではないかなと前に提案したことがあります、やはりいろいろと民間を活用して、地域の住民の力を借りまして、やはりみんな一体となつて頑張っていかなければ、これは何か絵に描いた餅に終わるような気がしておりますので、その点十分考えて頑張っていたきたいとこのように思います。

それから、子ども園についてのことなんですが、私のあれでは何か、教育長のあれでは半分以上はいるような数字を示されたわけなんですが、私の調べ方といいますか、保護者、それから子ども園等聞いた限りでは、何か3割くらいしか乗っていないような話を聞いておりました。せっかく高いバス買って、運転者を雇用してやっているわけなんですが、やはり最大限使用されるように、保護者にもいろんな事情があると思います。乗せられないあれがあると思いますが、できればやはり1人でも2人でも多くの保護者が利用できるように時間帯を工夫してみるとか、いろいろ今後また見直しする必要もあるのではないかと、このように考えておるわけであります。その点を対応できるかどうか、考えられるかどうか、その点を伺いたたいと思います。

それと、教育環境の整備ということで、先ほど教育長からいろいろとそれなりにきめ細かな指導をしているといいますか、教育をしているというような話を伺いました。ただ、今現在実態といえはなんですが、やはり核家族化が進んで、それから両親も共稼ぎというような家庭環境が徐々に進んでいっておるのが現状だと思います。それで、やはり家庭では十分子どもたちに目が届かないといいますか、指導といいますか、それができないのではないかと私なりに感じております。事実、やはり今でもいたずらや、それ以外に非行があるのが現実です。そういう意味でも、今後それが大きな間違いに発展しないためにも、やはりこれまで以上に力を入れて子どもたちを指導していく大人としての責任が私はあると思いますので、その点、学力で一生懸命頑張っているのは分かりますけれども、今後そういう間違いを起こさない健全で健やかな子どもを育てていくためにも、引き続き頑張っていたきたいと思います。それで、やはり学校の方でも家庭でできないあれを学校の方でも極力頑張っていくことが必要だと私は思いますので、その点教育長再度質問します。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） 最初に、加藤町長より答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

以前はですね、地域にいろいろ仲人役的な人がいて、情報もお互いにフリーに出したりもらったりする情報ができてあったんですけど、最近はなかなかそういうようなことでフリーに出せない状況下にあります。それから、おっしゃったように若者の結婚に対する価値観もだいぶ変わってきているものがあります。そして、また晩婚化の問題もあつたり様々な状況があつて、今はやっぱり情報を大事にしながら、しかもまた結婚を進めていかなきゃならないという、非常に難しい状況の中で進んでいますけれども、今とつているのは、昔の人のような仲人役までいかないかもしれませんが、相談にいろいろ乗るということで、サポーターでできるだけ多くの方をお願いをするということをやっています。先ほど申し上げたように、うちの方でも14人おりますけれども、行政協力委員の皆さん方とか、様々な角度で町の方でもお願いしていますけれども、なかなか増えていかないというのが一つあります。それから、それを受けるいろんな届出をして、自分は結婚の意思があるんだけどいい人いればという、届出してほしいと、その結婚の申し込みした場合、その支援を町の方でもちゃんとやっているわけですが、それでもなかなか応募してくれないという状況もあります。おっしゃったように、地域でやっぱりもう少しみんなで頑張っていかなきゃならないということでは、そのサポーター事業であるとか、あるいはまた、事業所によっては事業所自ら婚活のイベントを企画してくれてやって、実績ちょっと上がった事業所もあります。それからまた、町としてもこの後先ほど申し上げたように地域おこし協力隊の人から、もう少しフリーな立場でまたいろんな企画をしてもらうとか、様々な形で出会いの場を設けていくんですけども、どこかで顔出してもらわないとそういう情報もなかなか入ってこない状況がありますので、もしそういう情報がありましたら、まずあなたもそういう企画あつたら出ていけということで、どんどん宣伝していただければありがたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 腰山議員の再質問にお答えいたします。

最初に、子ども園のバスの利用でございますが、私どもで子ども園と確認したとおり、現在のところは27人乗っておりまして、過半数を超えているのが現実であります。その日によって、また家庭の事情によって早く子どもを連れてきて、子ども園に申し込んではいるものの早くおいていく子どももいる。そういう子どももいるということで、それを差し引けばパーセントが違ってくると思いますが、現在は保護者の希望も聞いたり、

それから入園時の先ほど申しあげましたように、様々そういう保護者の意見を聞きながらバスの運行をしております。ただ、歩かせる子どもがかわいそうで、家の前まで停めてくれという保護者は後を絶ちません。それは、みんなで決めたことでもあります。決めたことをやはり守るのも子どもの教育の一環だと思っておりますので、もしそういう要望がありましたら、直接教育委員会の方に来て相談してほしいということを腰山議員さんの方からも宜しくアドバイスしていただければありがたいなと思っております。

それから、2点目の道徳教育でありますけども、学校もできる限り子どもたちの教育について、道徳については手を加えいろいろやっておりますが、家庭に帰ってから、また親が本来であれば指導しなければならない部分をしないままで、他人のものに手をかける、そういうことがあるやに聞いておりますが、地域でも子どもを守る必要があります。やっぱり、悪いことをしたら子どもを呼んで、親も呼んで保護者にしっかりとそれを悪いことは悪いと話してくださる。これからはやはり学校だけでなく、地域も一緒になったその子どもを育てていかなければだめなんじゃないかなと思っておりますね、今後これから幼小中連携のそういう事業も進めてまいります。ただ、腰山議員さんは消防団の幹部もやられた、保護司もやられている、地域にとっては非常にやはりそういうものに対しては大変なやはり経験を積まれた方ですので、今度の校長会でも是非学校で腰山さんに来ていただいて、そういう道徳の授業等もやっていただければ大変子どもたちにとってもいいんじゃないかと思っておりますので、進言していきたいと考えております。その節は宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） ちょっと子ども園についていい忘れしたので一言言わせていただきますが、保育料が無料になったということで、ある父兄は言っておりました。言いたくても言えないと。何かそういうバスの送迎に関してですね。言いたくても言えないというような意見もありました。それを一つ付け加えさせていただきます。どうか今後皆さん頑張って策定されました総合戦略ですけども、やはり実行されなければ、幾ら立派であっても実行してそれが効果が上がらなければ何もならないと、意味がないと、そういうことですので、本当に頑張って取り組んでいただきたいと思います。

これで質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（芦崎達美君） これで5番議員の一般質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 9番、通告に従いまして一般質問いたします。

かつて、通学時の集団登校は当たり前でありました。少子化が進むにつれてそこには学校統合が行われ、驚異的におのずとスクールバスの対応がなされてきました。

このたび私が取り上げたのは、八森小学校区の椿台、滝の間地域の児童をスクールバス対応にできないかということであります。平成21年に八森の3学校が統合した際に、当初この両地区はバス対応でスタートいたしました。その1か月後、やむなく中止に至った経緯があります。それから7年経過いたしました。安全性確保の面からも今や距離基準だけでは判断できない社会となっております。当時の思いを改めて考えていただきたく尋ねるものであります。

平成13年の大阪教育大学附属池田小学校の殺傷事件以降、全国では下校中の児童が殺害される事件が連続して発生するなど、近年学校や通学路における事件が大きな問題となっております。そういう不安の中、子ども見守り隊が組織されました。あくまでボランティアであります。保護者から多くの感謝が寄せられる反面、児童や保護者が見守り隊に頼りすぎることへの危惧も心配されます。基本として保護者が見守るのが当然であります。常時となれば実際には無理な話であります。どうしてもどこかに頼らざるをえなくなります。学校に見守り隊登録をしている方々が年々少なくなっているような気がしておりますが、実態をお尋ねいたします。

先月2月23日、名古屋で歩道に車が突っ込み12人を巻き添えにした事故、そしてその2月25日大阪梅田で車が暴走、歩道に突っ込み11人が死傷した事故が連続して発生しました。登校中の児童の列に車が突っ込む事故も常に起きております。平成24年には、京都府亀岡市で登校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車突っ込み3人が死亡、7人が重軽傷を負った事故や、平成27年大阪豊中市で通学途中の列に車が突っ込み5人が怪我をした事故等頻繁に発生をしております。八峰町内においては、歩道のない通学路が多くあり危険と隣りあわせであります。せめて通学路の標識の設置は大いにしていきたいと思いますが、現状をお知らせいただければと思います。

以上、述べたように、事故・事件が多発しておりますが、通学路だけの問題ではありません。学校への不審者の侵入防止等も大きな課題となっております。子どもの安全を地域全体で見守る体制が必要であり、そのためには学校の安全管理体制の整備、防犯教育の充実や教職員等の危機管理意識の向上などが一層求められます。これらの課題を踏まえた八峰町の教育委員会としての姿勢を尋ねるものであります。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 菊地薫議員のご質問にお答えいたします。

「八森小学校の滝の間地域、椿台地域もスクールバス対応をすべきと考えるが」ではありますが、この件につきましては、過去に遡って、先ほども議員がおっしゃったようにご説明しなければならないと思います。

平成21年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算に関わる付帯意見書で「八森地区児童の通学バスの運行については、閉校する学校の児童ほか観海地区児童の一部利用も想定しているようだが、峰浜地区とのバランスも考慮した運行を図るべきである。」と議会より意見書が出されました。八森地区統合小学校のスクールバスの運行方法については、他の統合に関する事項も含めて、保護者や地域代表30名で構成された「八峰町八森地区統合小学校学校づくり協議会」の合意の下で検討され決定した経緯があります。その中で、観海地区の一部児童についても乗車させるとしたのは、いわば統合するにあたっての約束事項であり、その決定は尊重しなければならなかったものであります。しかしながら、3月議会定例会において、観海地区児童の乗車については当時の議員の皆様の中に賛否両論があり、峰浜地区とのバランスを考慮した場合、一考を要するのではないかとの意見が出され、学校づくり協議会の約束ごとであると説明いたしましたが、理解は得られなかったため、このことを重く受け止めて「平成22年度以降の運行については、対象児童の保護者の皆様に議会の経緯等を説明しながら、観海地区保護者並びに地区の方々と意思疎通を図りながら、乗車の是非について判断してまいりたい。また、同時進行で峰浜地区におけるスクールバスの運行の必要性等についても議論してまいります。」と回答しております。

そのようなことから、八森地区統合小学校学校づくり協議会で決定した事項ではありましたが、対象地域の保護者の説明会を開催し、経緯をお話してお詫び申し上げ、最終的に八森小学校と岩館小学校の児童以外はこれまで同様集団登校することと、保護者の皆様に理解していただきました。「教師や子どもたちを指導すべき立場の教育委員会が時間をかけ、検討して皆で決めたことを簡単に覆す。結果的に子供たちに嘘をついたことになる。これでいいのか、悔しくないか」と言い寄って来られた保護者の言葉が未だに忘れられません。このようなことから、平成21年7月までは、滝の間、椿台地域の児

童は、入学式の日からスクールバスに乗せておりましたが、2学期である9月からは集団登校に切り替えました。

議会からの付帯意見書に対して回答したとおり、児童生徒の通学に関することを議論するため、平成21年10月と11月の2回「児童生徒通学に関する検討委員会」を開催し、基本的考え方を決めていただきました。その内容の一部は、「徒歩通学を奨励し、歩く時間を増やして運動の日常化を促進することで体力の向上と健康の増進を図ることから、現状の通学形態を基本とする」ことでありました。検討協議にあたりましては、議会側代表委員の一人としまして菊地議員のご協力もいただいた経緯もございます。この検討委員会の結果については、教育民生常任委員会、全員協議会にも報告しております。また、平成23年度にも委員構成は変わりましたが、「児童生徒通学に関する検討委員会」を10月と11月に開催して、平成21年度に決めた基本的な考え方を尊重すると回答して理解していただいております。

以上のことから、統合を受け入れる学校区につきましては、八森・峰浜両地区ともこれまで同様に集団登校することとして当面は続けてまいりますので、菊地議員におかれましても数年前の経緯を踏まえていただき、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、子ども見守り隊の協力員確保に難儀をしているのではないかとありますが、自治体や地域によってその名称は違っても、「地域の子どもは地域で守る」を目的に、子どもの安全確保をするために、主に登下校時における子どもの見守り活動や、地域の見回り活動をPTAや地域の方たちのご協力により行っていただいておりますが、高齢化、共働き等の関係もあり、登録して下さる方が少ないのが現状であります。八森小学校では、校長先生が行政協力員会議で行政協力員の方々に見守り隊への加入について、各自治会から出していただけるようお願いしたところ、昨年度は6から7名でしたが、今年度は5地区14名となりました。学校としては、各自治会からまんべんなく加入していただければと考えており、今後も様々な機会を通じて協力依頼していきたいと伺っております。

水沢小学校は地域の方が6名、保護者が9名で構成され日々活動されております。埴川小学校は、PTA会員が見守り隊として組織されております。見守り隊はたくさんの方からご協力いただければ、それだけ効果がありますので、教育委員会としても行政協力員会議や、町のホームページ、広報お知らせ版等で「子ども見守り隊」ボランティア

募集の案内等を掲出して協力者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、登下校エリアの通学標識を充実すべきではないかではありますが、議員がおっしゃるとおり不足な部分もあると思います。今一度調査し、新年度に向けて対応していきたいと考えております。

次に、児童生徒の安全・安心対策について、町教委としての基本姿勢についてのご質問ですが、菊地議員のこの項のご質問の安心・安全対策については、非常に広範囲にわたるため、少し戸惑っているのが正直なところであります。そのため、菊地議員が真に求めておられる回答になるかについては些か自信がありませんし、少し長くなりますが、安心・安全についてお答えさせていただきます。

文部科学白書第2部第2章第4節の4項に「児童生徒の安全・安心対策と学校づくり」があります。正に、菊地議員ご質問の項目と同じであります。これを要約しますと、「学校は子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として児童生徒の安全で安心な環境が確保されている必要がある」、その旨明記されております。この中では、特に子どもを犯罪の被害から守るための学校や地域の実情に応じた学校の安全管理体制の整備、防犯教育の充実、そして学校施設の整備、教職員の危機管理意識の向上、いわゆる自然災害から命を守る教育の推進、登下校の安全確保や安全な給食の提供、更には、部活動・体育授業時の安全確保等、多岐にわたって記載されております。当教育委員会といたしましても、文部科学白書などを踏まえながら、八峰町教育行政方針を策定し、子供たちの安全・安心な学校生活を維持・向上させるために努めているところであります。

平成27年度の八峰町教育行政方針では、その重点目標の一つに、「保護者や地域住民に信頼される安全で開かれた学校づくり」を掲げ、それを受けて各学校では、誰でも授業参観等ができる「みんなの登校日」を設けたり、様々な学習活動への参加や参観等を校報で呼びかけたりして、安全で安心な教育環境を地域住民に見てもらいながら、安全な学校づくりに努めております。また、教育活動全般に関する評価を外部の人材に依頼し、各校の安心・安全に関する取り組みを含む客観的な評価もしてもらい、その意見を次年度の取り組みに反映させております。

給食に関しては、安心・安全な地場産食材を多用することや徹底した衛生管理による事故防止に努めると共に、栄養教諭が各校を巡回し、児童生徒への正しい食育や衛生教育に努めております。

通学に関しては、児童生徒の安全確保のため、スクールバスによる通学を一定の基準を定めて実施していると共に、スクールガードリーダーや子ども見守り隊の方々の安全指導により日常の安全な登校が確保され、子どもの登下校時の安全を地域全体で守る体制が地域や保護者のご協力をいただき整備されております。小学校においては、授業の中で児童が中心となって、通学区全体を地図にして危険個所が分かるように明示し、実際に現地に出向いて確認したり、保護者や教職員による長期休業中の見回りに生かしたりと、学習成果が安全確保に繋がる取り組みが行われております。ほかには、クマ、サル等の出没に対する対応、教職員による随時の見回り等の取り組みが行われております。

安心・安全な学校生活の実現のためには、児童生徒のいじめ問題などを未然防止するために、いじめ・不登校等の兆候や変化をいち早く捉え、早期発見や早期解決を図るために、楽しい学校生活を送るためのアンケートというものがありますが、調査を定期的に行い、その結果を学級経営や生徒指導に生かしております。問題行動やいじめ・不登校の解消は、教職員をはじめ教育に携わるすべての関係者一人ひとりが緊急かつ重要な課題として受け止め、早急に対応する資質能力の向上が必要となっております。そのため、各校校長に、たくましく、心豊かな子どもの育成を重点目標の一つとして取り組むよう指示しており、各校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員の校内及び校外研修を推進しているところであります。更に、自分の命を自分で守る児童生徒の育成を図る必要があるため、学校や地域の実態に即した避難訓練の実施に代表される防災教育が各校で行われているほか、防犯意識を高めるための授業や道徳教育等、工夫された取り組みが実践されております。

学校施設については、学校統合による施設改修により、安全性の向上は確保されているものと考えております。

以上、4つの項目について回答させていただきます。終わります。

○議長（芦崎達美君） 9番議員再質問はありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 大変丁寧な回答いただきました。ありがとうございます。

前段の方で、平成21年度の経緯経過について説明いただきました。それについては、本当に私も口を挟めないわけでありましてけれども、ただ今、それから年月が経過して、現状の環境が変わっているという点を申し上げたいわけでありまして。通学の道路環境が危険ということに加えれば、今高齢化が進む中で高齢者の免許証の返還というのはなかなか全国的に進んでおりません。そういうことを、例えば我々地域において90歳になる

方が毎日車を出してハンドルに手をかけます。直接私が伺ったわけではないわけですが、毎日運転さねば運転できなくなるために運転しているという、そういう捉え方をしているようでありました。本当に危険極まりないこういう状況であります。

今回、私が距離基準とされた4kmという基準をもって、ちょっと私も車を走らせてみました。もちろん基準外なわけでありまして、それから峰浜地域もそれそうと思う所を歩いてみました。ただ今回峰浜の小学校統合に関しての私も委員であります。そのことに関しては、旧埴川学校区はその対応は全てバス対応にすると、そういう保護者からの約束事であった、こう教育長述べられました。私はそれに何も異論を唱えるわけはありません。もちろん、保護者の意見というのが最大限集約された結果だと思います。平成21年当時もそうことではそういう経過で、先ほど説明いただきましたが経過で進んだわけでありまして、保護者の意見を最大限尊重した、やはり意見を組み入れた結果に基づいて決められたこと、そういうことで、私はそれはそれとして尊重いたします。それから年月を経過した今、私が述べたようなことからして、その辺に対する教育長の考え、今少し変化ありませんか。お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 菊地議員のご質問にお答えします。

あれから7年経過しているわけでありましたが、子どもたちの数も少なくなってきました。また、交通量も多くなり、また先ほど議員がおっしゃったように、高齢者の運転される方が多くなる。やはり、これまでも何回も議員の皆様から安全・安心についてはご質問もいただきました。確かに、危険になっていることは私も実感していますが、やっぱり自分の命は自分で守るということも知らせることも大事なことでありますし、まだその熱がさまらない状態で、また今回の峰浜地区の統合であります。みんなで決めたわけでありましたが、統合を受ける学校の子どもたちは全員が集団登校するというところで、議員も歩かれたというわけでありましたが、私も2、3日前から滝の間から樺台、それから蝦夷倉から全て車で運転して距離を測りました。滝の間からは遠い所で2.5km、樺台は1.7kmであります。また蝦夷倉からは3.5km、目名瀉は2.5km。また、反対側の沼田からは2.8kmであります。そういうことで、当面はまず決めたことを守っていくべきではないか、そう私は考えておりますし、先ほど来話をしている学校安全の関係で、やはり地域を巻き込んだ、子どもたちを防犯も含めた交通安全から守るということを少し大きく捉えて、まず当面はこのまま集団登校を進めてまいりたいと考えております。

ただ、非常に保護者からは先ほど腰山議員の質問もありましたけれども、学校早く終わるために、帰りのバスさ、じいさん、ばあさんの実家さ送ってけれと、車空いているものいいべしゃという、そういう類の要望等は結構あります。それ1つずつ聞いて保護者の要望だからと聞いてしまいますと際限なく続くわけでありますので、みんなで決めたことはみんなで守ると。まだ、日にちそんなに期間かかっておりませんので、そのみんなで守るということを大前提にもう少しの間続けていかなければならないものと考えておりますし、ただ、やはり少子化も進んできて子どもの数も少なくなっている、そして危険地域も多くなってくる、そういうことになった場合には、八峰町全体でまたバス通学、スクールバスの運行等については考えるべき時期がそう遠くなく来るんじゃないかなと私は考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 教育長が当面という言葉が使われました。当面を見守りたいと、こう思います。

町教育委員会としての姿勢をこう述べられておりました。大変丁寧な内容でございました。八峰町のこの教育に関する姿勢といいますか、教育方針、実績というのは私も注視しておりますし、対外的にも大変評価されておると思っております。今後ともこの学校、保護者、地域と、そういう連携されたそういう教育行政を進めていただけますように強くお願いを申し上げておきます。

最後ですね、先立って広島で中3の児童が自殺した事故がありました。これがだいぶ前に起きたらしいですが、大変痛ましい、学校側のミスだということが明らかになってきております。その辺に対する質問要旨なかったわけですが、教育長としての見解を所見をいただければと。それを伺いながら質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ずっと遡りますけれども、私忘れもしません、教育長になってから間もなくであります。2005年だと思いますが、1年生の広島であります。1年生の女の子が外国人に絞殺されたと、そういう事件が早々にありました。非常に関西の方はそういう事件が多いわけでありまして、それが少しずつやはり東北の方にも、また危険な運転をされる方も多くなってきております。今おっしゃったように、そのニュースを聞くたびに、この仕事に携わっている人間といたしまして本当に心が痛みます。この少

ししかいない子どもたち、町の宝をどんなことがあってもやっぱり守り育てていく責任はあるのではないかなと思っておりまして、そういうニュースを聞くたびに怒りも感じますけれども、そのたびに学校長には学校でのやるべきこと、そういうことをきちんと話をしておりますし、教育委員会もみんなで心を引き締めて子どもたちの育成に協力していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これで9番議員の一般質問を終了します。

以上で、一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時を予定していますので、ご参集願います。

これにて散会します。本日はご苦勞様でした。

---

午前11時58分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 10番 山本優人

同署名議員 11番 門脇直樹

同署名議員 2番 笠原吉範

平成27年3月18日（金曜日）

議事日程第5号

平成27年3月18日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第37号 平成28年度八峰町一般会計予算
- 第 3 議案第38号 平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 議案第39号 平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 5 議案第40号 平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第41号 平成28年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 7 議案第42号 平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第43号 平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第44号 平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議案第45号 平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第46号 平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第12 議案第47号 平成28年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第13 議案第48号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第14 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第16 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 陳情第13号 学校薬剤師の報酬改善について
- 第19 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 第20 発議第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書
- 第21 陳情第 2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
- 第22 発議第 2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書

第 2 3 陳情第 3 号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

第 2 4 発議第 3 号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

第 2 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第 2 6 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

---

出席議員（11人）

2 番 笠 原 吉 範	3 番 水 木 壽 保	4 番 須 藤 正 人
5 番 腰 山 良 悦	6 番 柴 田 正 高	7 番 皆 川 鉄 也
8 番 嶋 津 宣 美	9 番 菊 地 薫	1 0 番 山 本 優 人
1 1 番 門 脇 直 樹	1 2 番 芦 崎 達 美	

---

欠席議員（1人）

1 番 鈴 木 一 彦

---

説明のため出席した者

町 長 加 藤 和 夫	副 町 長 伊 藤 進
教 育 長 千 葉 良 一	総 務 課 長 田 村 正
税務会計課長 金 平 公 明	企画財政課長 須 藤 徳 雄
福祉保健課長 大 高 伸 一	教 育 次 長 金 田 千 秋
産業振興課長 米 森 伴 宗	農林振興課長 佐々木 喜兵衛
建 設 課 長 日 沼 正 明	農業委員会事務局長 米 森 博 孝
生涯学習課長 工 藤 金 悦	学校給食センター所長 木 村 学
あきた白神体験センター所長 佐 藤 博 孝	

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤 田 吉 孝 書 記 吉 元 和 歌 子

---

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、議案第37号、平成28年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案については、菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） おはようございます。

ご報告いたします。

3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっております議案第37号、平成28年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月8日・9日の予算特別委員会分科会並びに14日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、予算特別委員会の附帯意見については、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。本案について委員長の報告のとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第3、議案第38号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第4、議案第39号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第5、議案第40号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第41号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第7、議案第42号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第8、議案第43号、平成28年度八峰町公共

下水道事業特別会計予算、日程第9、議案第44号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第10、議案第45号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第46号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第47号、平成28年度八峰町営診療所特別会計予算、の10議案については会議規則第37条の規定により、一括議題とします。本案について菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第38号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第39号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第40号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第42号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第43号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第44号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第45号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第46号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第47号、平成28年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

これら10件の特別会計予算については、3月8日から9日の予算特別委員会分科会並びに14日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号から議案第47号までの10議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第41号までの10議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第48号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） おはようございます。

それでは議案48号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明をいたします。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜石川字石川455番地

氏 名 福 士 保 洋（昭和44年12月9日生）

提案理由でございますが、八峰町教育委員会委員の福士保洋氏が平成28年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。どうか宜しく願います。

○議長（芦崎達美君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論を省略します。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。この採決は無記名投票で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことと決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は議長を含めて11人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（芦崎達美君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 投票漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(芦崎達美君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。2番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長(芦崎達美君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。前の方にどうぞ。

始めてください。

(開票)

○議長(芦崎達美君) 投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票なし。

賛成10票、反対0票、以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第48号は原案に同意することに決定しました。

日程第14、議案第49号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 議案第49号、人権擁護委員候補者の推薦についてを説明をいたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜塙字塙13番地

氏 名 嶋田弘子(昭和22年4月5日生)

提案理由でございますが、現委員の嶋田弘子氏が、平成28年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委

員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。宜しく願います。

○議長（芦崎達美君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第49号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。  
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は同意することに決定しました。

日程第15、議案第50号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案50号、人権擁護委員候補者の推薦についてを説明をいたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次のものを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

住 所 八峰町八森字中浜94番地の1

氏 名 齊藤一義（昭和22年11月4日生）

提案理由でございますが、現委員の齊藤一義氏が、平成28年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。宜しく願います。

○議長（芦崎達美君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は同意することに決定しました。

日程第16、議案第51号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案51号、人権擁護委員候補者の推薦についてを説明をいたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

住 所 八峰町八森字中家後1番地15

氏 名 沢谷純子（昭和28年1月16日生）

提案理由でございますが、現委員の沢谷純子氏が、平成28年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。宜しく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は同意することに決定しました。

日程第17、議案第52号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案52号、人権擁護委員候補者の推薦についてを説明をいたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜高野々字高野々141番地

氏 名 小林金則（昭和25年3月1日生）

提案理由ですが、藤田晃平氏が平成27年12月31日で辞職したことから、新たに八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

提案の小林金則氏は、能代高校卒業後、昭和43年、沢目郵便局に採用されてから平成23年3月、東八森郵便局を退職するまで、郵政事業に携わってこられました。在任中から高野々自治会副会長として地域活動に取り組んでこられたほか、退職後は町の選挙管理委員や、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員を務めていただいております。また、喜楽けんこうクラブ会長として町民の健康づくりにも頑張っておられます。温厚な人柄で何事にも精力的に取り組んでいただける方でありますから、人権擁護委員として適任であると考え推薦しましたので、ご承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第52号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。  
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は同意することに決定しました。  
日程第18、陳情第13号、学校薬剤師の報酬改善についてを議題とします。  
この陳情は、先の議会で教育産業建設常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、審査の結果について教育産業建設常任委員長より報告を求めます。山本委員長。
- 教育産業建設常任委員会委員長（山本優人君） 教育産業建設常任委員長の山本です。  
ご報告いたします。  
先の議会で継続審査となっておりました陳情第13号、「学校薬剤師の報酬の改善についての陳情」について、2月29日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。  
その結果、町内学校薬剤師の指導状況については、活動日数がゼロから3日程度と各校で違いがあり、積極的指導を受けている状況ではないことから、学校薬剤師の年報酬については、山本郡3町の学校薬剤師の報酬のバランスも考えた時、今の報酬額が適当であり、今回の陳情は不採択と決定いたしました。
- 議長（芦崎達美君） これより陳情第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これより陳情第13号について討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第13号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

陳情第13号、学校薬剤師の報酬改善についての陳情、採択することに賛成の方は起立願います。

（起立ゼロ）

○議長（芦崎達美君） したがって、陳情第13号は不採択とすることに決定しました。

日程第10、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月4日委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より、審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

今定例会の2日目に当常任委員会に付託された「軽度外傷性脳損傷仲間の会」から提出された、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の取扱いについて、3月8日の総務民生常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本案については、脳しんとうは通常、生命を脅かすことはないが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まずに対応が後手に回り、中には重篤な事案となることもあります。このような状況を改善するためには、その予防と対策は重要であります。

よって、本陳情については全会一致で採択すべきものと意見の一致を見たところであります。

以上のおりご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これより陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は採択とすることに決定しました。

日程第20、発議第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予防の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは朗読いたします。

発議第1号

平成28年3月18日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について表記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対し、意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書につきましては別紙のとおりであります。意見書の朗読は省略いたします。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第1号採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第20、陳情第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月4日に委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

今定例会の2日目に当常任委員会に付託された「秋田県春闘共闘懇談会」と「秋田県労働組合総連合」から提出された、陳情第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情の取扱いについて、3月8日の総務民生常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本案については、健康で文化的な生活を営むためには、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、男女が共に働き、子どもを産み育てられる社会を実現するために正規の労働時間と安定した雇用が必要であります。

よって、本陳情については、全会一致で採択すべきものと意見の一致を見たところがあります。

以上のとおり、ご報告いたします。

○議長(芦崎達美君) これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番(山本優人君) 反対の立場で参加します。

企業としては、業績によって雇用を増やしたり減らしたりすることが出来るようにあるべきだと思います。現状の解雇規制は厳しすぎる規制のために、本来増やそうとして

いる正規雇用者を減らし、非正規職員で対応しているのが現状だということでもあります。労働契約法に企業の解雇権を明記して正社員でも金銭保証によって解雇できる制度とすべきで、そうすれば中小企業で働く人にとっても、むしろ解雇される場合に金銭保証の義務が企業に果たす、科せられるという規制強化の恩恵を受けることができるというふうに変えるべきであると思います。企業にとっては非正規の派遣社員などを雇用の調整弁として利用する必要がなくなります。そうすることによって、正社員の雇用を増やすことができるのであるというふうに考えます。よって、解雇の規制強化を求める本陳情に反対をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 賛成の討論をいたしたいと思います。

内容につきましては、委員会の方で縷々審議をし、委員長からご報告のとおりであります。今、中央の方ではまさに春闘のど真ん中であり、賃金等の回答についてはそれぞれの業主の立場もあるだろうと思いますが、中にはこういった労働条件を短縮し、正規の8時間労働に近づけるということで、春闘を妥結している労組もあるやに聞いてございます。先ほど委員長がご報告申し上げましたように、男女が共に働き、子どもを産み育てやすい社会を実現するためには、こういった規則を強化するという事は極めて必要であろうという具合に思い、賛成をしております。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

陳情第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって陳情第2号は採択とすることに決定しました。

日程第22、発議第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは発議第2号を朗読いたします。

発議第2号

平成28年3月18日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地	薫
賛成者	同上	皆川	鉄也
〃	〃	腰山	良悦
〃	〃	柴田	正高
〃	〃	嶋津	宣美

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について

表記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由でございます。陳情第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して、意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書の内容につきましては省略いたします。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 雇用を一旦してしまえば、現状ではなかなか解雇できないという状況にあるわけですが、現実には採用したらその職員が非常に期待どおりの仕事をしてくれないというものが企業の中に出てくるわけです。そうすると労働生産性からいくとそういうものがいつまでも社内にいるということは、社員同士の仕事の士気にも影響しますし、労働生産力が減るわけです。そういうふうな人間というか職員を首切ることが出来ないというふうな規制強化ということは、それはおかしいのではないかとこのことであります。そういうことの原因で私は反対をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 7番、賛成討論を行いたいと思います。

先ほど、陳情の採択の旨でも申し上げたとおりでありますけれども、やはり労働者の労働時間の基本というのは私共もそうでしたけれども、やはり8時間労働というような基本的な立場がごく普通だろうという具合に思われます。今、そういった長時間労働と

かそういったものは、極めて社会的な問題として課題にされておるわけであります。こういったことが野放しになりますと、労働者の権利と言いますか、そういった主張が通らなくなり、会社一方の押しつけの労働というようなことも懸念をされます。これから、先ほど申し上げたように、それぞれの職場で男女が明るく元気にはつらつと勤めていけるような労働条件を確立するためには、こういった対策が是非必要だろうという具合に思います。したがって賛成をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これで討論を終わります。

これより発議第2号採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、陳情第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業の支援の拡充を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月4日委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

今定例会の2日目に当常任委員会に付託された「秋田県春闘共闘懇談会」と「秋田県労働組合総連合」から提出された、陳情第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情の取扱いについて、3月8日の総務民生常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本案については、全国の最低賃金の平均は798円で秋田県は695円となっており、年々差が拡大しております。中小零細企業非正規雇用労働者の賃金を底上げして労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるためには中小企業支援の拡充全国一律最低賃金制度の確立が必要であります。

よって、本陳情については、賛成多数で採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） これより陳情第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） これより陳情第3号について討論を行います。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 陳情に対して賛成の立場から申し上げたいと思います。

この表題の部分ですけれども、後半の部分、低賃金の改善と中小企業支援の拡充についてはこれまでも何度か採択しておりますが、今回その前段の方に、全国一律最低賃金制度の実現ということが出されてきておりましたが、皆さん分かりますとおり、この新年に入ってから国会の方でも、首相が、同一労働同一賃金の中で日本1億総活躍プランの実現に向けて踏み込むとこういふふうな発言をしたことで、労働賃金関係の環境はかなり変わってきております。増して今、世界を見たとき、ドイツでは既に、今年度から昨年度からですね、この全国一律最低賃金制度を実施しておりますし、段階的にですが、17年度からは全面実施するというグローバル社会の中でも既に始まっているわけです。しかし今までの国内を見ますと地域別の最低賃金制度やったおかげと言いますか、このとおり地域間格差が広がって、人口の地方流失が収まらないわけです。やはりその中にはこの賃金の格差が大きく影響するだろうということで、私はこの陳情に対して趣旨を理解できると、そういうことで賛成いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかにありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 反対討論が先だと思っていたわけですが、残念ながら賛成の方が先になりました。私は反対の立場で討論に参加します。

現在、デフレ状況の中で時間額1,000円の全国一律最低賃金の制度の確立は、雇用する側も大企業ばかりではなくて、零細企業や小売店もある中で、現状においてはかなうものではないと思います。賃金に関しては各都道府県の中で賃金委員会が設置されて、経営者の代表、労働者の代表、公の三者によって論議されて決定されております。その中で経営者の支払能力、それから損益、それから労働者の分配率、それから地域の物価水準など考慮して決定されているもので、陳情の内容では、従業員の給料が1.5倍というふうに増えるということが想定されます。そういう状況では経営は成り立つはずがありません。雇用の確保が出来なくなるというふうには私は考えます。ですから本陳情には反対をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私も賛成の立場から討論に参加いたしたいと思います。

まだ県内企業というのは、私どもが思うような大きな企業は進出をいたしておりませ

ん。極めて中小企業は多いわけでありまして、私どもの近くの能代市あるいは郡内においても同じだろうという具合に思われます。そういった方々の賃金が最低、今ここに書かれております県内、中央の方と比べますと、かなりの200円以上の差があるということでございます。ここら付近、やはり底上げしていかないと地方経済というのはなかなか好循環には移行していかないだろうというような具合に思います。本陳情はそういったことを十分踏まえた上での陳情なわけでありまして、先ほど嶋津議員からもありましたように、国際社会もそちらの方向に動向を見定めを変えているというようなこともあるようであります。したがって、本陳情の趣旨は理解を出来るということで賛成をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

陳情第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって陳情第3号は採択することに決定しました。

日程第24、発議第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業の支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは発議書の方をご覧ください。

発議第3号

平成28年3月18日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高

全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と  
中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

表記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由でございます。陳情第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を採択する旨決定したので関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書の内容につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先ほども言いましたが、賃金というものは地域の物価水準に合わせるべきものであると思います。賃金が上がれば物価は上がります。そうすれば自ずと賃金を上げ、また物価が上がるそういうふうな繰り返しになっていく可能性があります。やはり地域の物価水準、その辺で賃金というのは併せていくべきものと考えますから、全国一律という考え方では私はなじまないものだというふうに思いますから、本陳情に反対します。

○議長（芦崎達美君） ほかに。嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 賛成の立場から申し上げます。

今まで進めてきたこの労働関係の部分は、地域給与と言いますか、それを重視してきた結果がこのとおり人口減、そして地域間格差が広がったということが実態であります。

したがって、国会の動向もあるわけですがけれども、少なからず労働環境は良くなるだろうとそういうことで、期待を込めながら私は賛成いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これで、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営副委員長から所掌事務のうち、会議規則74条の規定によって、次期議会の会期、日程など議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第26、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成28年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前10時56分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 3 番 水 木 壽 保

同 署名議員 4 番 須 藤 正 人

同 署名議員 5 番 腰 山 良 悦